

かすみがうら市地域福祉計画 (第4期:令和5～9年度)

令和5年3月

かすみがうら市

はじめに



現在、私たちを取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの変化などが進む中、地域とのつながりや人間関係が希薄になってきています。また、8050問題、ひきこもり、生活困窮、育児と介護のダブルケアやヤングケアラー、保育や育児に対する不安など、地域の状況は大きく変容しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止等による生活不安や全国各地で発生している大規模な自然災害の影響により、今後、地域の福祉に関する問題も一層多様化、複雑化していくことが想定されます。

このような中で、あらためて人と人のつながりを見つめ直し、行政と市民の皆様や地域の各種団体、事業者等が、「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割を分担し、互いに連携しながら住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが重要となっています。

この度、地域福祉の充実のため、「かすみがうら市地域福祉計画第4期」を策定いたしました。本計画では「互いを思いやり安心して住み続けられる共生のまちづくり」を基本理念に、「地域を想う人と支えあうつながりづくり」「包括的な支援体制づくり」「安全・安心に暮らせる環境づくり」の3つの基本目標を掲げ、「行政」「市民」「地域」「社会福祉協議会」「福祉関係事業者」等が、それぞれ取り組むべき内容を取りまとめ示したものです。

福祉に関する問題を解決し、「地域共生社会」の実現していくためには、市民の皆様の一人ひとりのご理解とご協力が必要であり、社会福祉協議会を始め福祉関係事業者、関係機関、地域と連携し、地域福祉の推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートへのご協力により、貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様をはじめ、地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、関係機関並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

かすみがうら市長 宮嶋 謙

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定・推進	6
第2章 福祉を取り巻く市の現状	9
1 人口等の動向	9
2 市民意識調査からみられる状況	12
第3章 計画の基本方向	18
1 基本理念・基本目標	18
2 計画の体系	20
第4章 基本計画	21
基本目標1 地域を想う人と支えあうつながりづくり	21
基本目標2 包括的な支援体制づくり	29
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり	40
第5章 推進方策	46
1 庁内推進体制の整備	46
2 社会福祉協議会との連携強化	46
3 団体・事業者との連携推進	46
4 行政区の円滑な運営の促進	46
5 地域での福祉活動の検討	46
第6章 地域福祉に関するアンケート調査結果	47
1 調査概要	47
2 回答者の属性等	47
3 住んでいる地域のこと、地域との関わりなど	50
4 福祉活動・ボランティアに関すること	62
5 かすみがうら市社会福祉協議会	68
6 暮らしのこと・災害時のことなど	70
7 福祉サービス等	75
資 料 編	85

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1)計画策定の背景

令和の時代になってからも、わが国は少子高齢化や核家族化が進んでおり、人口構造の変化とともに、社会経済状況の変化、生活様式の変化などにより、生活課題が多様化・複雑化する状況が見受けられます。加えて、長引く不況や感染症拡大防止等で生活不安が増大し、さらには自殺、虐待、DV等の問題の深刻化や、高齢化した親とひきこもり等で支援が必要な中高年の子どもの世帯が介護や生活困窮の問題を抱える 8050 問題、ホームレスや自殺に陥るリスクの高い人、ひきこもりなど社会的孤立の状態による様々な課題もみられます。

昨今では、介護と育児に同時に直面する世帯など複数分野の課題を抱えている状況の増加や子ども・女性の貧困、軽度の認知症や精神障害が疑われ様々な課題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題、保育や育児に対する不安などの子育ての問題への支援も大きな課題となってきています。

これまで公的福祉サービスは分野ごとに推進されてきましたが、福祉制度の狭間にある問題や、住民ニーズが多様化し、公的な福祉サービスだけで対応することは難しい状況がみられます。また、サービス提供や支援体制の確保と福祉人材の確保・育成も課題となっています。

こうした社会状況に対応するためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要となっています。

本市では、今後も地域で安心して暮らしていけるように、「地域共生社会」の実現を目指し、各種福祉サービスの充実を図るとともに、地域における身近な生活課題に対応できる「地域の福祉力」を地域で育てていくための指針として、「かすみがうら市地域福祉計画」を策定し、市民、関係機関・団体、行政が連携・協働して本市の地域福祉を推進することとします。

地域共生社会とは(厚労省「地域共生社会のポータルサイト」)

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。



(厚労省「地域共生社会のポータルサイト」)

(2)地域福祉の動向

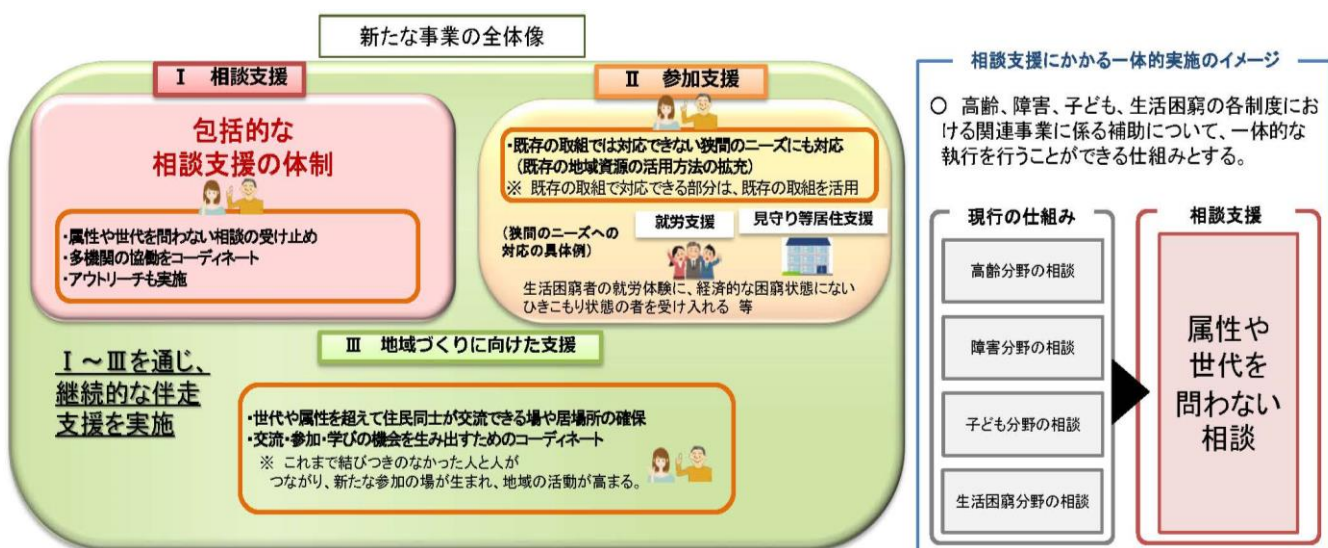
平成 12 年の社会福祉法改正以降、災害時要援護者支援、社会的孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などを地域福祉計画に盛り込むことが示されました。

そして、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

平成 29 年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 2 日公布）」の中で、社会福祉法を改正しています。この改正では、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指しています。また、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする市民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、市民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが明記されました。そして、この理念の実現に向け、地域福祉計画が各種福祉関係の上位計画に位置づけられ、福祉の各分野の共通事項を定めることとなりました。

この改正で任意事業として「重層的支援体制整備事業」が創設され、介護、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を市町村などがより柔軟に整備する目的で、令和 3 年 4 月から施行されました。

重層的支援体制整備事業のイメージ(厚労省資料より)



地域共生社会を実現していくために、社会福祉法では「地域福祉の推進」（第 4 条）と、その具体的方策として、「市町村地域福祉計画」（第 107 条）及び「都道府県地域福祉支援計画」（第 108 条）が規定され、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が示されています。

◆社会福祉法

第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

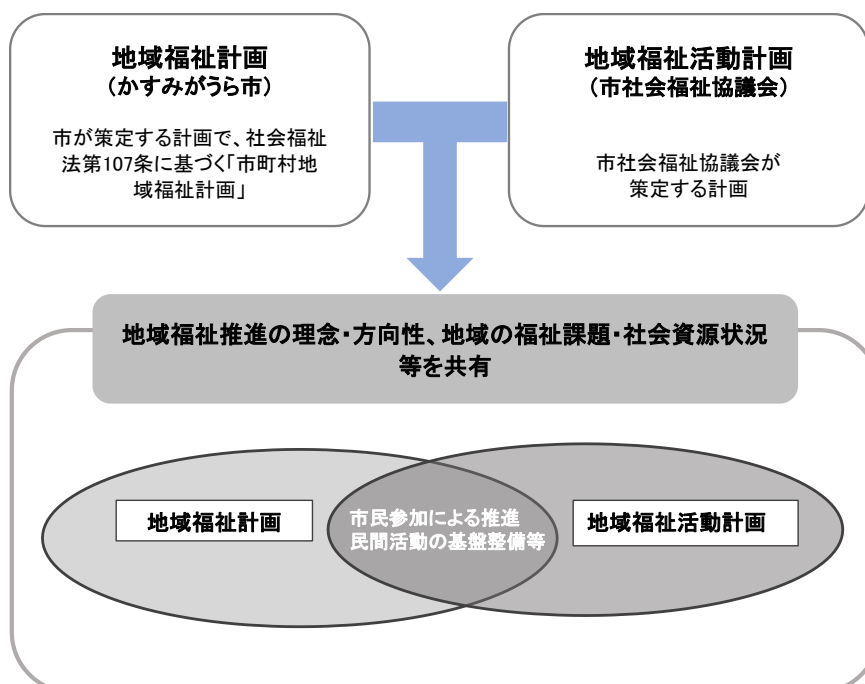
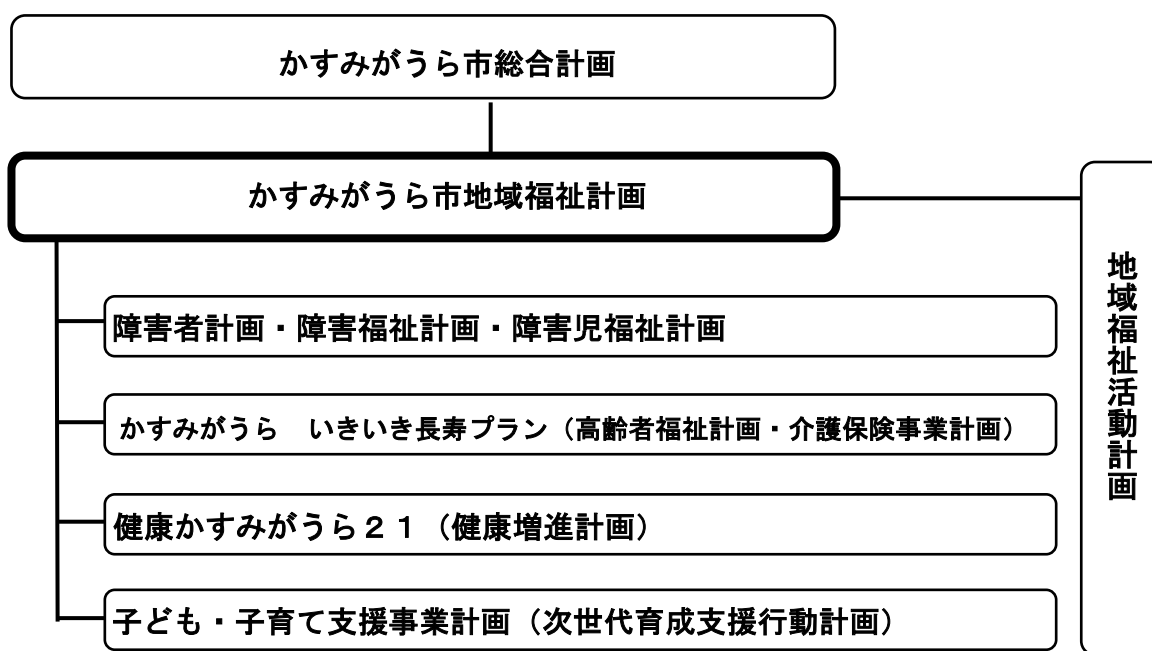
地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の性格・位置づけ

(1)計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定する法定計画であり、かすみがうら市総合計画の部門別計画に位置付けられ、本市の地域福祉の向上と市民参加の促進のために、本市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、本計画は、高齢者、障害者、子どもなどの福祉に関連する他の分野別計画の上位計画として、本市の福祉施策の基本的な方向性を示すとともに、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図りつつ、本市における総合的な地域福祉を推進するものです。



(2)計画に盛り込む施策

生活困窮者自立支援法の施行により、地域福祉計画に「生活困窮者自立支援方策」を盛り込みます。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年に施行されたことを踏まえ、本計画に成年後見制度の利用促進に関する内容を盛り込みます。

令和 2 年 6 月に成立した改正社会福祉法において、任意事業として「重層的支援体制整備事業」が新たに設けられました。本計画においても介護・高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、生活困窮者支援、健康増進などの分野の既存の枠組みにとらわれず、分野横断的な相談体制の整備や連携・協働で取り組む施策を検討していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、中長期的な展望を踏まえ、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。なお、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

平成 29 年度	30 年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
見直し	第3期計画					第4期計画				
かすみがうら市総合計画 (平成 29～令和9年度)										

4 計画の策定・推進

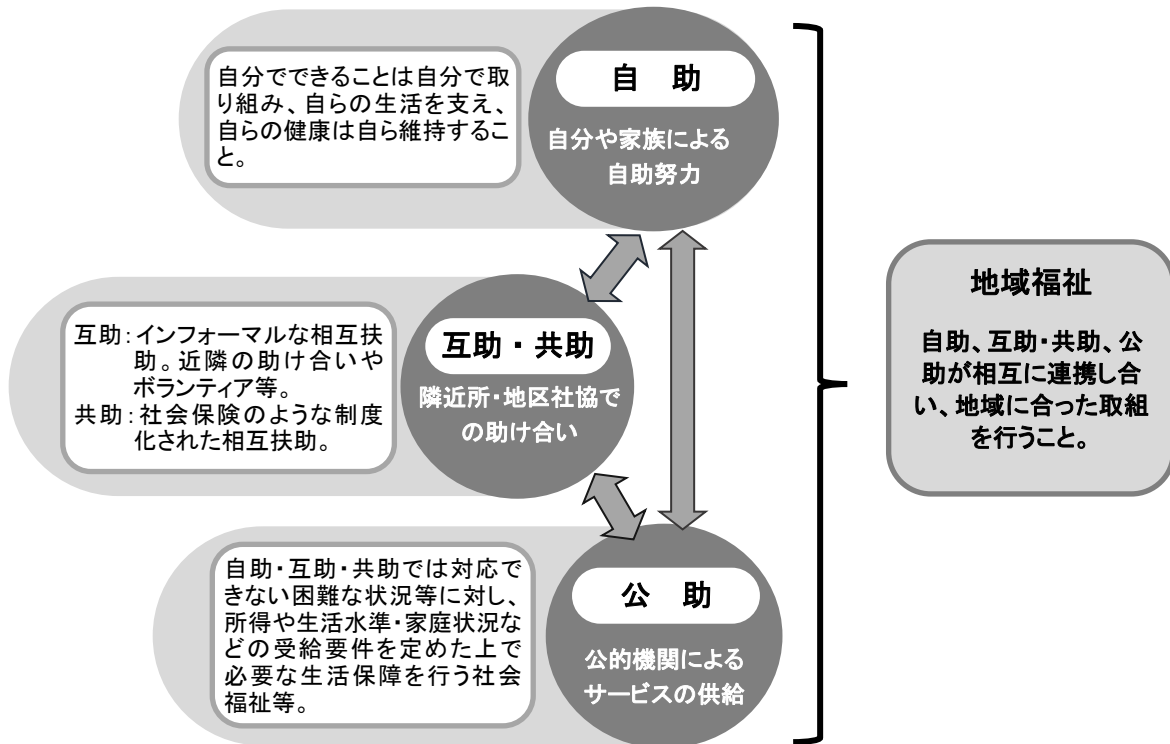
(1)計画の策定体制

策定に当たっては、地域福祉に関するアンケートと福祉関係事業所の意見聴取等により、地域の状況を把握するとともに、庁内の関係課に各種施策の進捗状況の把握と各種施策の検討を行いました。そして、地域福祉計画策定委員会において協議いただき、令和 4 年 2 月にパブリックコメントを行い、広く市民の意見聴取に努めながら策定しました。

(2)地域福祉を進めるために

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）があり、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させて補完しあうことにより、はじめて実現することができます。

地域福祉推進の基本視点



(3)各主体の役割

市民、社会福祉協議会、福祉関係団体など多様な主体が地域福祉活動に参画し、協働で地域福祉活動に取り組んでいくことが期待されます。

①市の役割

地域課題を把握した上で、地域福祉計画に基づき、関係各課・関係団体等と協働した施策を計画的に推進します。

総合的な相談支援体制を整備し、相談機関・相談窓口からの課題を調整する機能を確保します。

②社会福祉協議会に期待される役割

社会福祉協議会は地域福祉を推進する中心的な主体として、地域のニーズを把握しながら地域で安定的・継続的な活動を推進していくことが求められます。また、地域からの相談や課題の把握と課題解決に市・社会福祉協議会・地域が連携して推進することが期待されます。

③福祉関係の事業所・団体等に期待される役割

平成 28 年の社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されました。社会福祉法人は、各種社会福祉事業等を実施しており、地域の一員としての役割を担うことが期待されます。また、福祉関係団体は、各種活動に参画することが期待されています。

④民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、市民の暮らしの中での課題の把握、要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談等の支援など重要な役割を担っています。地域課題の複雑化や高齢者世帯の増加等に応じた活動が期待されています。

⑤行政区に期待される役割

行政区は、最も身近な地域の組織として、市民同士が互いに支えあう意識を高め、地域の見守りや防犯・防災をはじめ、環境美化や健康づくりなど様々な地域活動に取り組むことが期待されています。

第2章 福祉を取り巻く市の現状

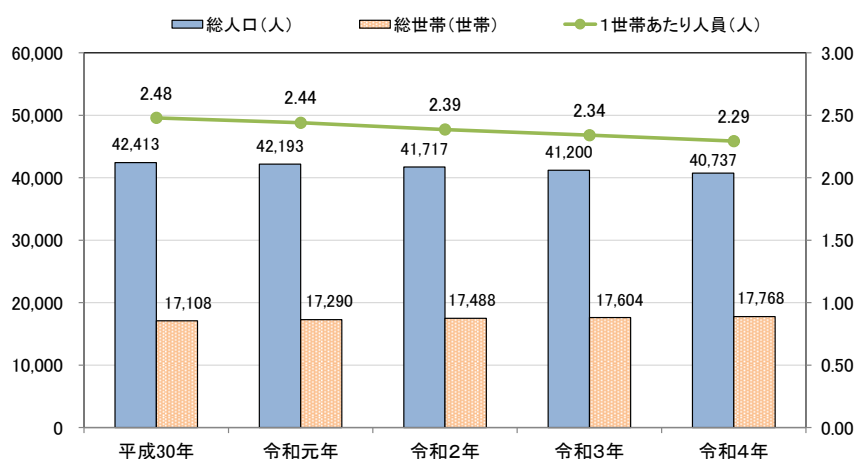
1 人口等の動向

(1)人口・世帯

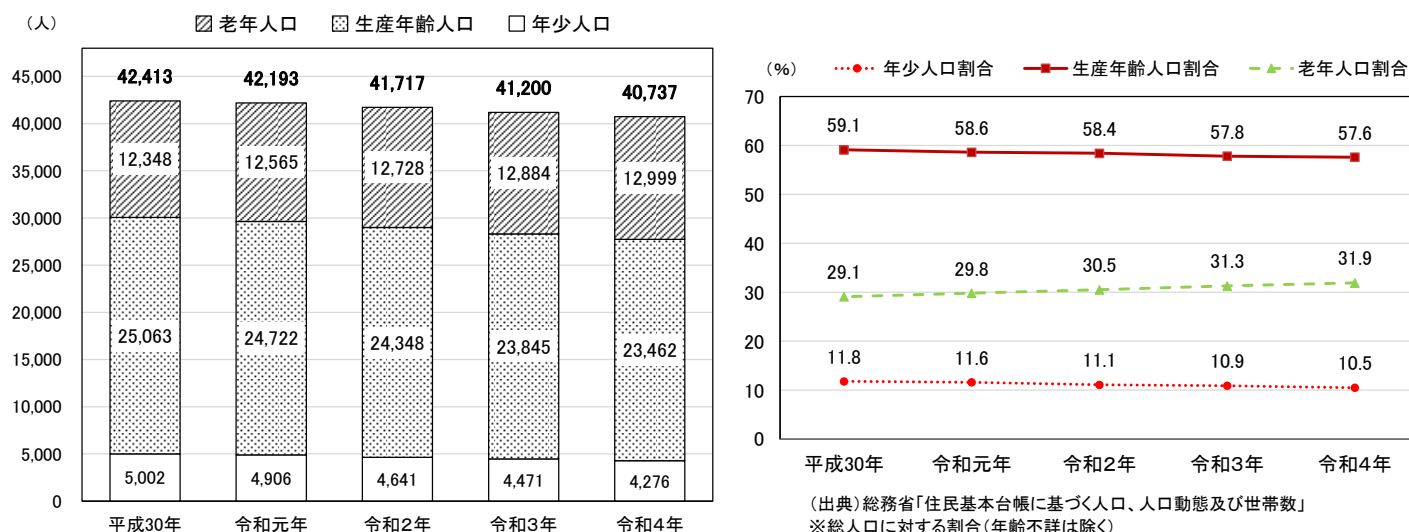
近年の住民基本台帳における本市の人口は、平成30年は42,000人台から微減して令和4年は40,737人で、世帯数は17,000世帯台を微増して令和4年は17,768世帯となっています。このため、1世帯あたり人員は減少傾向で、令和2年以降2.4人を下回り、令和4年は2.29人と、緩やかに核家族化が進行しています。

年齢構成は生産年齢人口と年少人口が減少し、老年人口は微増しており、令和4年では生産年齢人口比率が57.6%、年少人口比率は10.5%、老年人口比率は31.9%と、少子・高齢化の進行が本市においても見受けられます。

人口・世帯数の推移(各年1月1日現在・住民基本台帳)

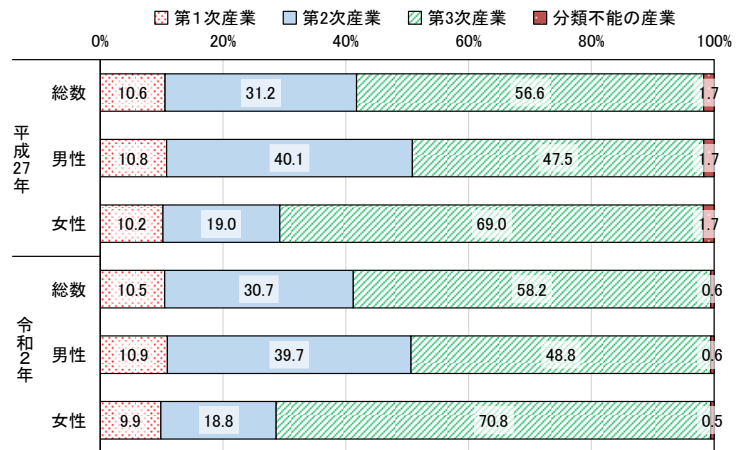
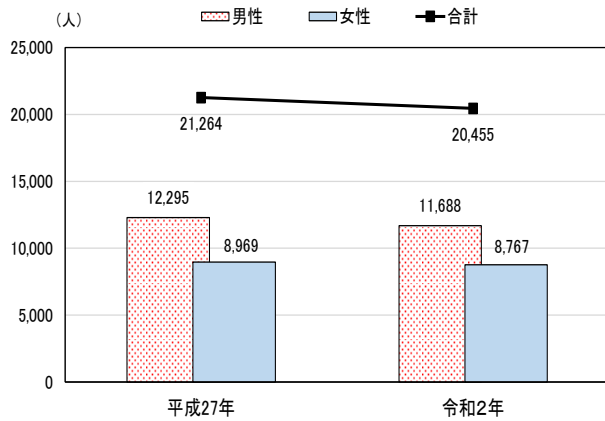


人口構成の推移(各年1月1日現在・住民基本台帳)



就業者数は、平成 27 年は 21,264 人、令和 2 年は 20,455 人で微減しており、平成 27 年から令和 2 年で就業者数は男女ともに微減し、女性就業者割合が若干増えています。産業別では、男性は第 2 次産業就業者が 39.7%、第 3 次産業就業者が 48.8%ですが、女性は第 3 次産業就業者が 70%強と多くを占めています。

就業者数の推移(国勢調査)

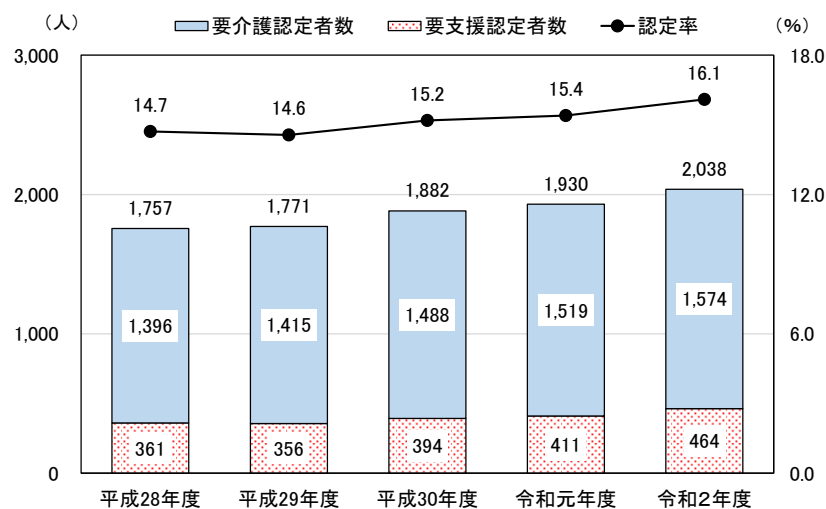


(2)地域福祉関連基礎データ

①要支援・要介護認定者数

介護保険要支援・要介護認定者数は毎年度増加しており、平成 28 年度までは 1,700 人台でしたが、令和 2 年度は 2,038 人となっており、第 1 号被保険者に占める認定率は、平成 28 年度は 14.7%でしたが平成 30 年度に 15%台を超え令和 2 年度は 16.1%となっています。

要支援・要介護認定者数(各年度3月31日現在・介護長寿課・介護保険事業状況報告)



②障害者手帳交付状況

令和2年度以降の障害者手帳交付数は1,900人台で推移しており、身体障害者手帳交付数は令和3年が1,244人と微増し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付数は毎年度微増しており、令和3年度はそれぞれ430人、271人となっています。

障害者手帳交付数(各年度3月31日現在・社会福祉課)

(上段:人、下段:%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者手帳	1,276 (69.2)	1,249 (67.8)	1,193 (65.2)	1,240 (64.8)	1,244 (64.0)
療育手帳	368 (19.9)	388 (21.1)	400 (21.9)	417 (21.8)	430 (22.1)
精神障害者 保健福祉手帳	201 (10.9)	204 (11.1)	236 (12.9)	258 (13.5)	271 (13.9)
合 計	1,845	1,841	1,829	1,915	1,945

③医療福祉受給者数

妊産婦・小児(0歳～年度末年齢18歳)・ひとり親家庭(母子・父子)・重度心身障害者の医療費の経済的負担の軽減や健康の保持増進を図ることを目的に、健康保険で医療機関等にかかった医療費の一部負担金を助成しています。

受給状況(国保年金課)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
月平均受給者数	6,536人	6,493人	6,434人	6,149人	6,161人

④生活困窮の状況

生活保護の被保護者世帯数は令和3年度が220世帯、被保護人員は258人となっています。

被保護者数・被保護世帯数の推移(各年度3月末日現在・社会福祉課)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保護世帯(世帯)	184	179	180	196	220
被保護人員(人)	229	224	216	231	258

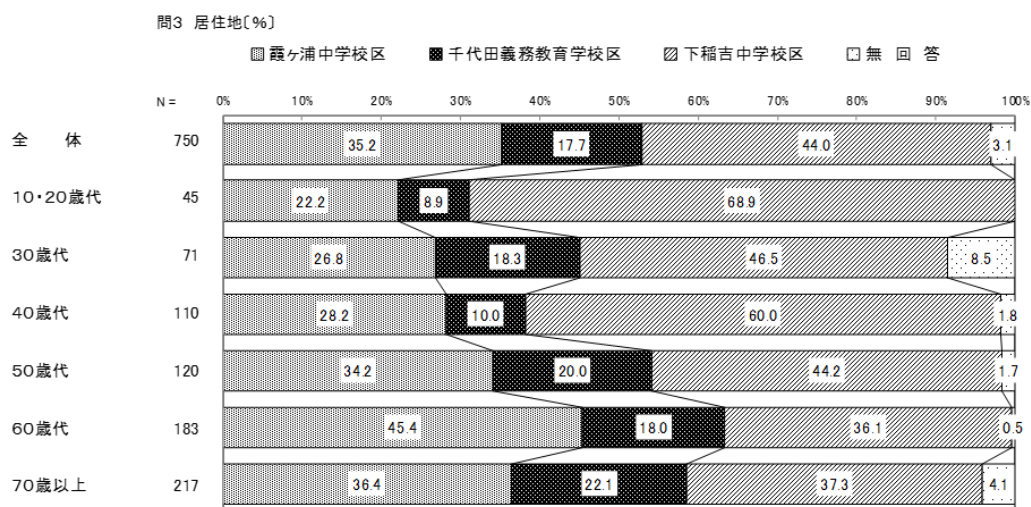
2 市民意識調査からみられる状況

(1)調査概要

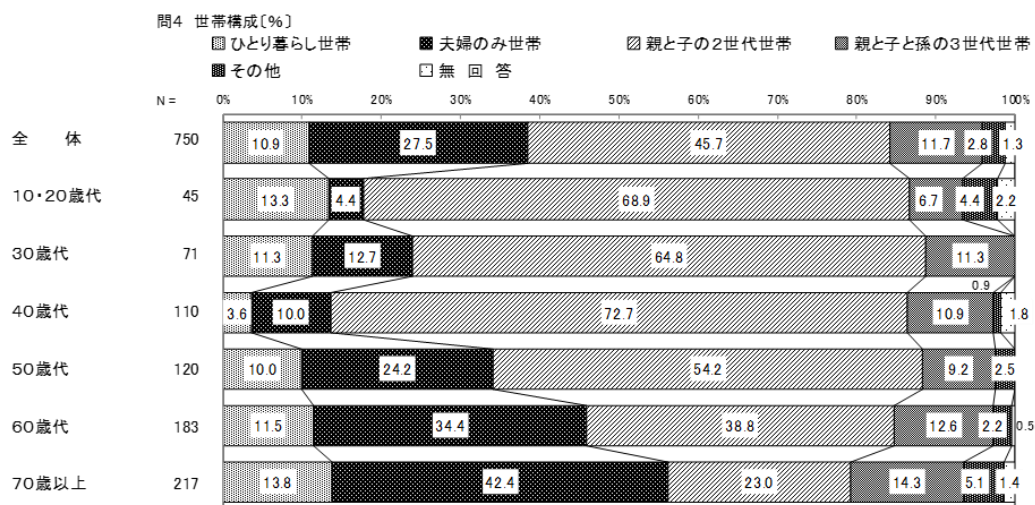
- ・調査対象者：18歳以上の住民の中から無作為で選んだ2,000人
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・調査期間：令和4年5月25日から令和4年6月8日
- ・回収結果：対象者2,000人、回答数750人 回答率37.5%

(2)回答者の状況

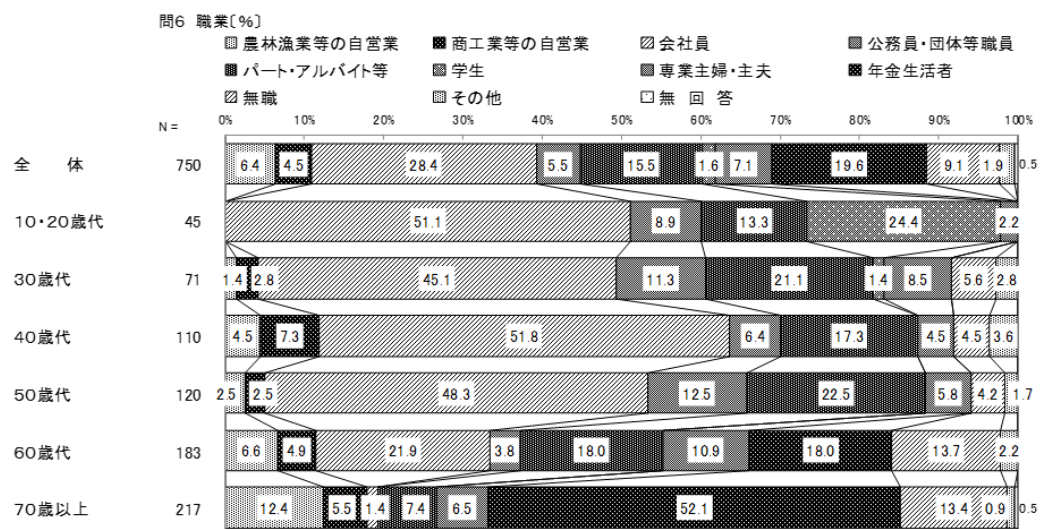
居住地域は、「下稲吉中学校区」が44.0%と半数近くを占め、「霞ヶ浦中学校区」が35.2%、「千代田義務教育学校区」が17.7%と続いています。



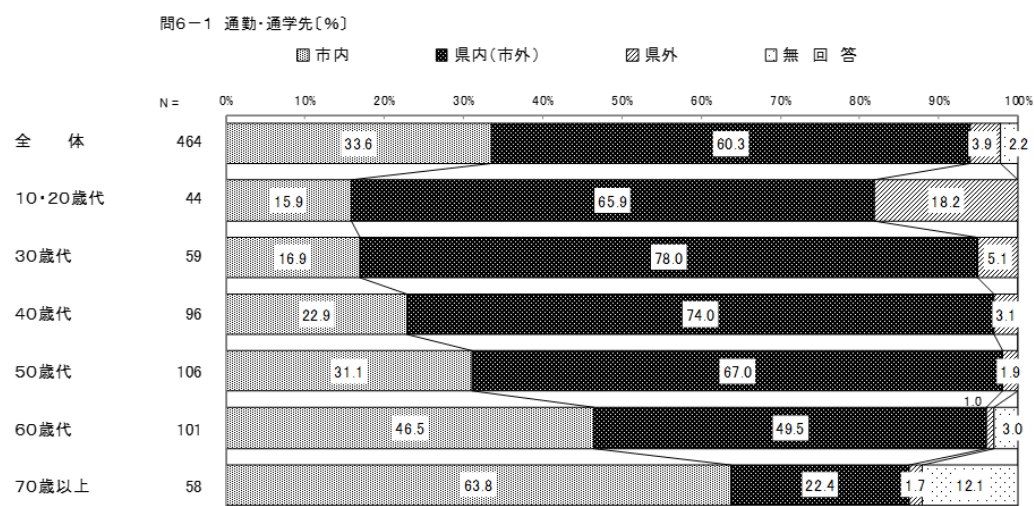
世帯構成は、「親と子の2世代世帯」が45.7%と最も高く、「夫婦のみ世帯」が27.5%、「親と子と孫の3世代世帯」が11.7%、「ひとり暮らし世帯」が10.9%と続いています。



職業は、「会社員」が 28.4%と最も高く、「年金生活者」が 19.6%、「パート・アルバイト等」が 15.5%と続いています。

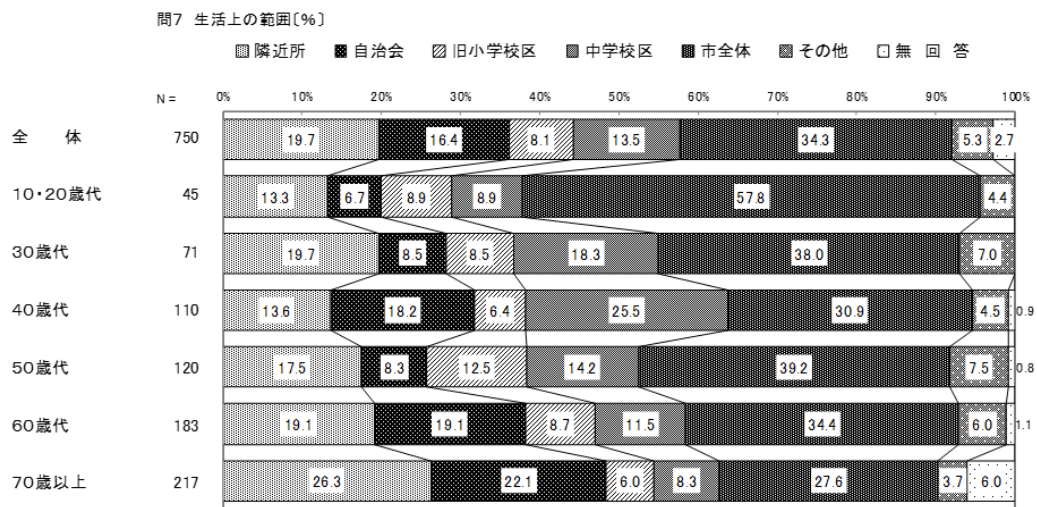


通勤・通学先は、「県内（市外）」が 60.3%と高く、「市内」が 33.6%と続いている。

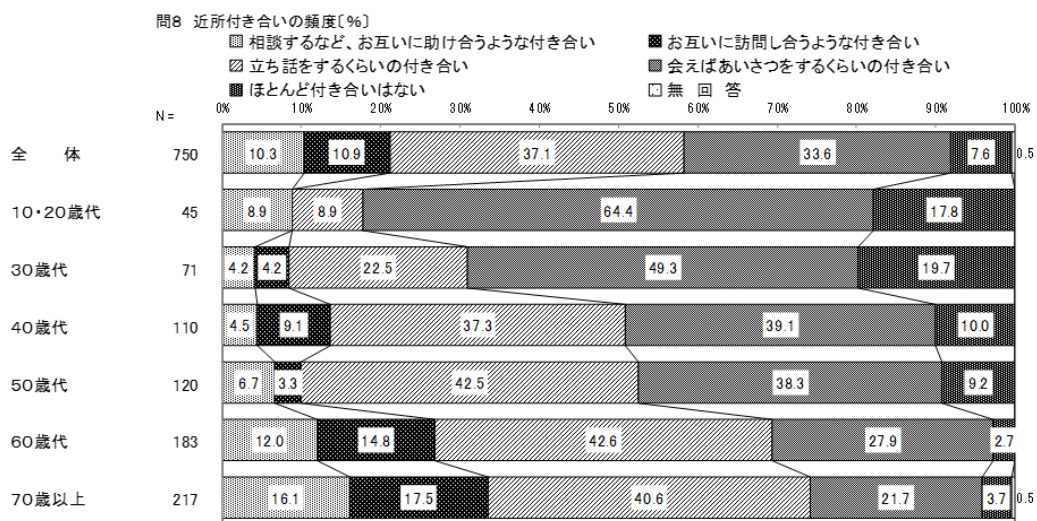


(3)地域のこと、地域との関わりなど

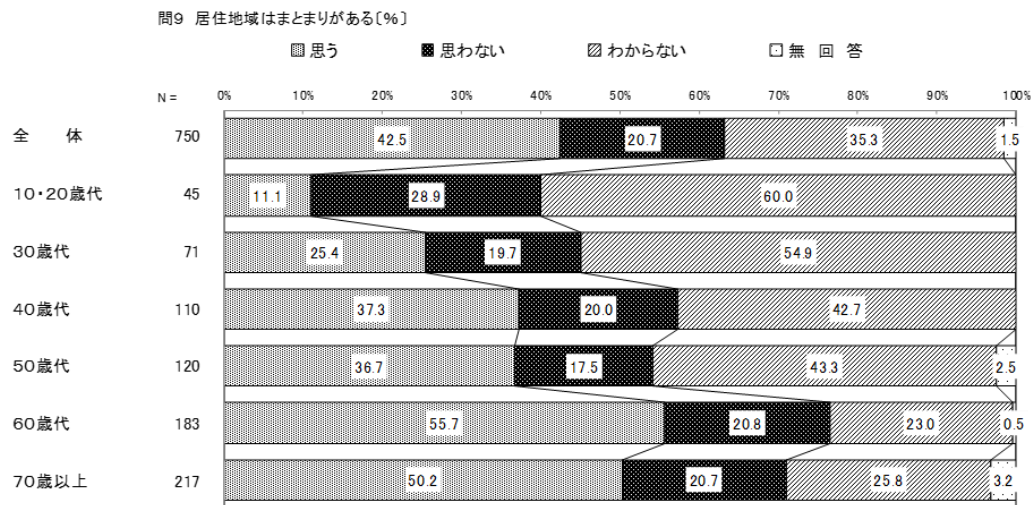
「生活上の地域」の範囲は、「市全体」が 34.3%と最も高く、「隣近所」が 19.7%、「自治会」が 16.4%、「中学校区」が 13.5%と続いています。



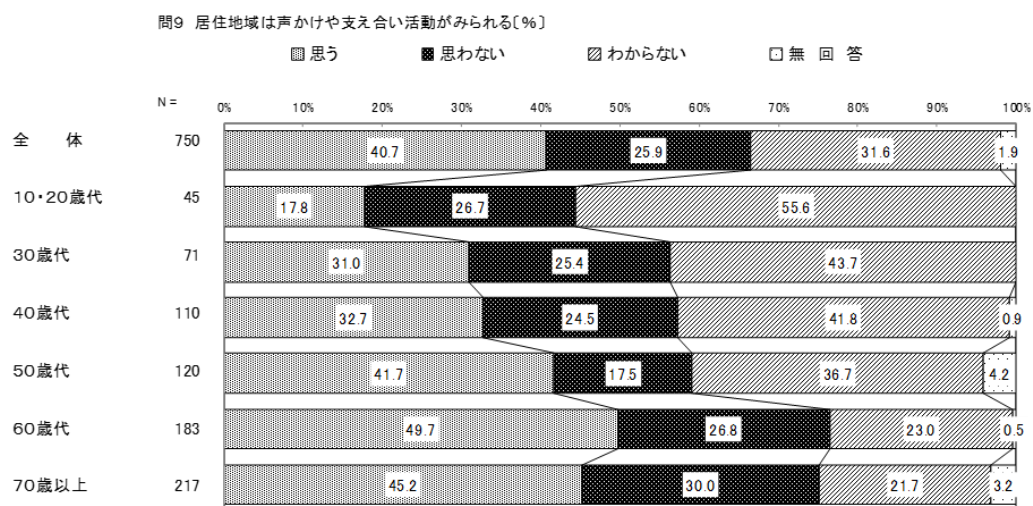
世帯における近所付き合いの程度では、「立ち話をするくらいの付き合い」が 37.1%、「会えばあいさつをするくらいの付き合い」が 33.6%と高くなっています。



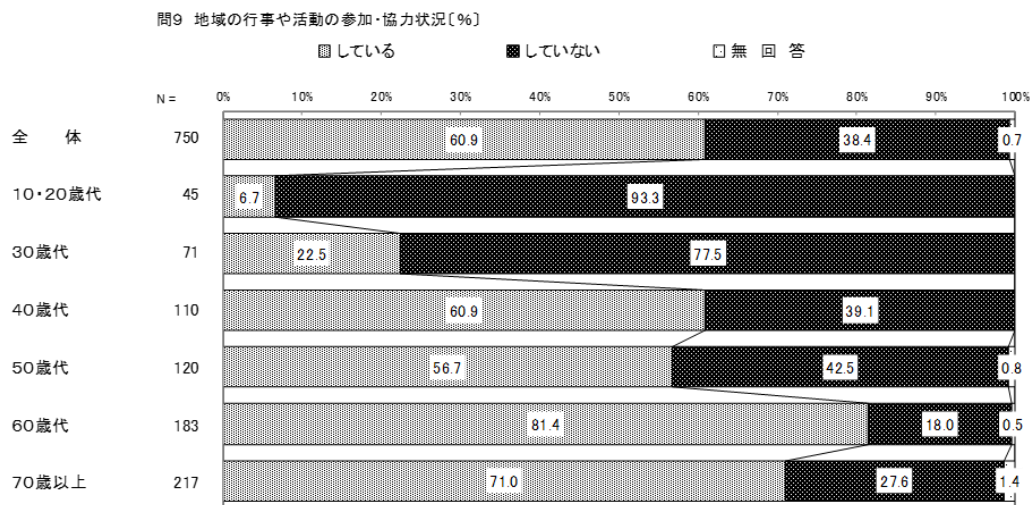
住んでいる地域はまとまりがあると「思う」が 42.5%、「思わない」が 20.7%となっています。



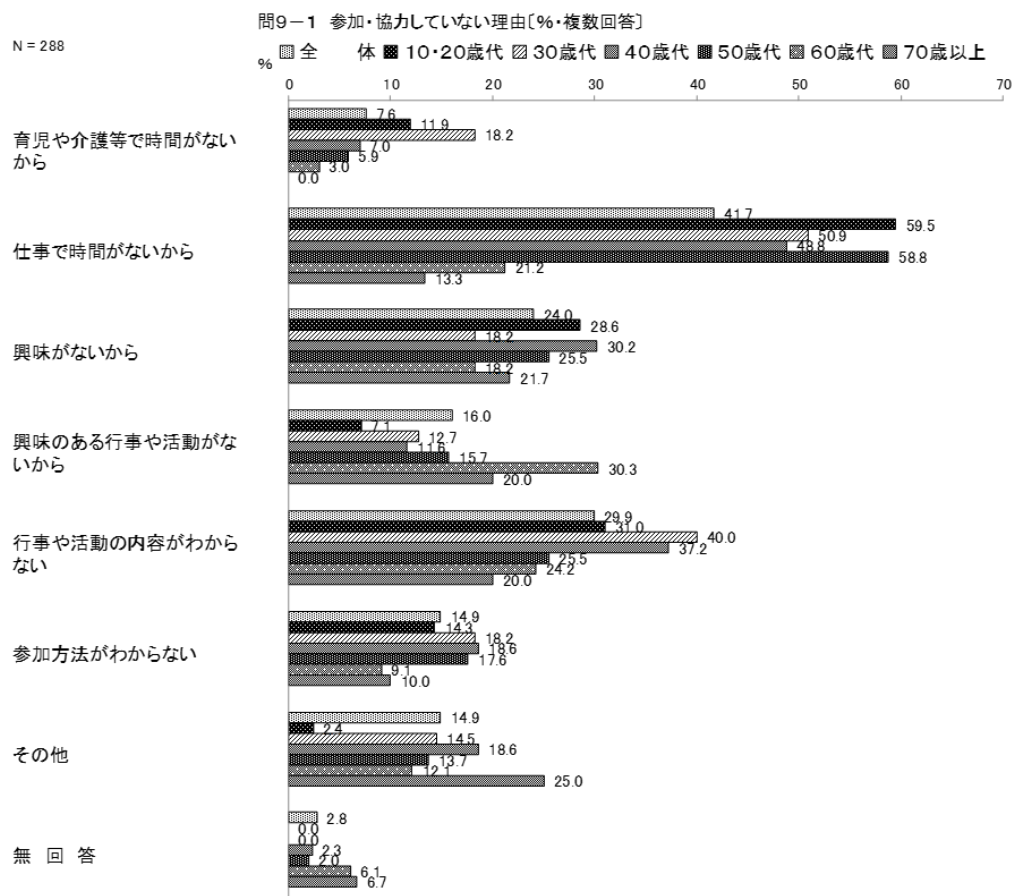
住んでいる地域において声かけや支え合い活動がみられると「思う」が 40.7%、「思わない」が 25.9%となっています。



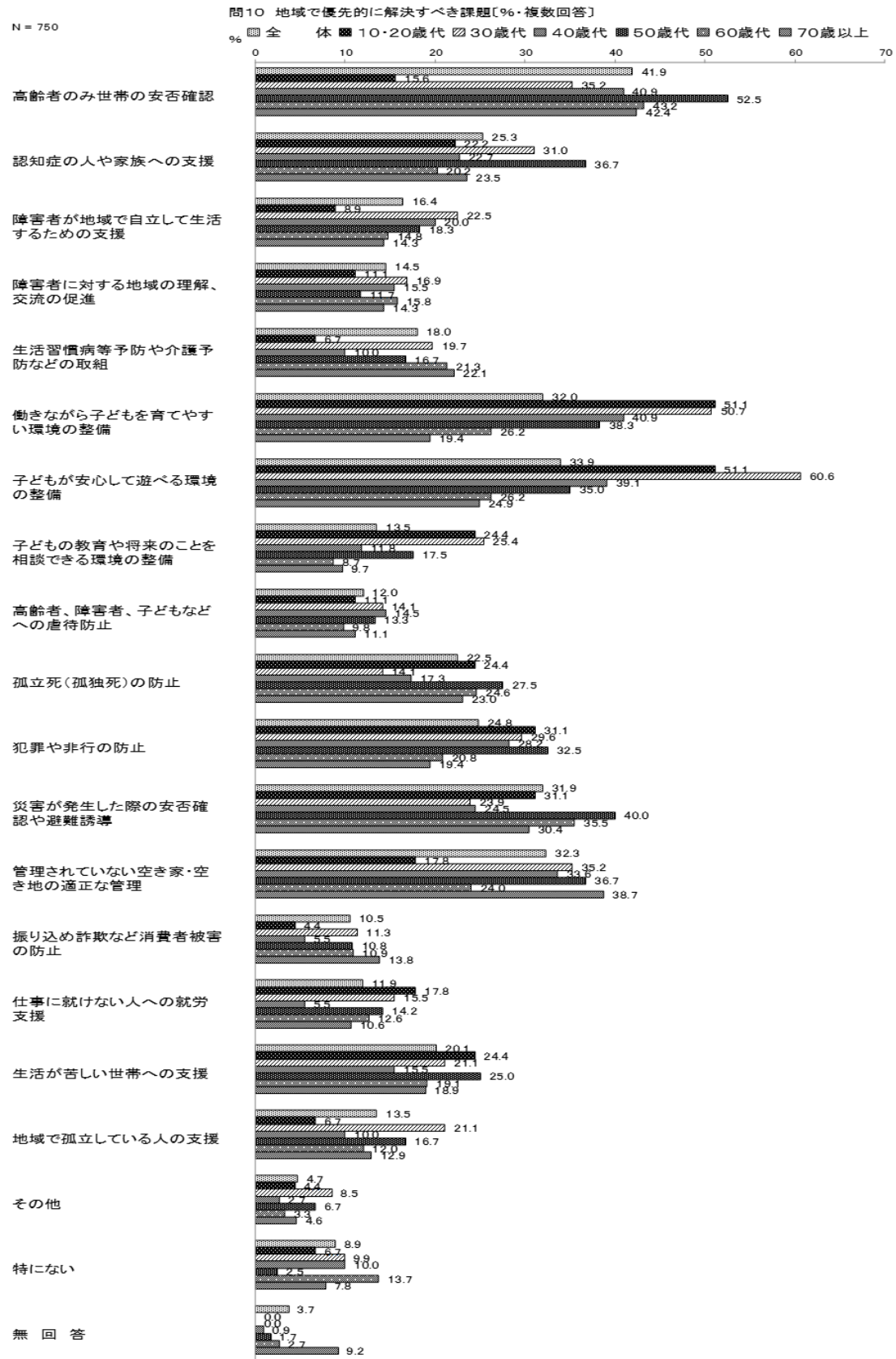
地域の行事や活動などに参加・協力「している」が 60.9%と高く、「していない」が 38.4%となっています。



「していない」回答者の主な理由は、「仕事で時間がないから」が 41.7%と最も高く、「行事や活動の内容がわからない」が 29.9%、「興味がないから」が 24.0%、「興味のある行事や活動がないから」が 16.0%と続いています。



住んでいる地域で優先的に解決すべき課題では、「高齢者のみ世帯の安否確認」が 41.9%と最も高く、「子どもが安心して遊べる環境の整備」が 33.9%、「管理されていない空き家・空き地の適正な管理」が 32.3%、「働きながら子どもを育てやすい環境の整備」が 32.0%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」が 31.9%と続いています。



第3章 計画の基本方向

1 基本理念・基本目標

(1)基本理念

市民がお互いに個性や多様性を認めあい、地域共生社会の実現を目指して、「互いを思いやり安心して住み続けられる共生のまちづくり」を基本理念とし、共に取り組んでいきます。

基本理念

互いを思いやり安心して住み続けられる共生のまちづくり

本市では年齢の違いや障害の有無、国籍や文化的背景の違い、性別等に関係なく、誰もが多様なあり方を認め合い、対等な立場で参画し、いきいきと自分らしく暮らせる多様性社会の実現を目指し、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献を念頭にまちづくりを進めています。

SDGsは2030年までに持続可能でより良い世界を実現するための国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと16のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」を誓って、積極的に持続可能で多様性（ダイバーシティ）と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現を目指しています。

本計画の方向と主に関連するSDGsのゴールは以下のとおりで、この関連性を踏まえて施策を展開します。

本計画と関連するSDGsのゴール



(2)基本目標

基本目標1 地域を想う人と支えあうつながりづくり

福祉に関する広報・啓発活動や福祉教育の推進により、市民の意識高揚を図るとともに、ボランティア活動への支援、福祉に関する人材の育成などで地域福祉への市民参加を促し、多様な主体の連携による地域福祉の推進を図ります。公民館、あじさい館、地域福祉センターやまゆり館等の活動の場の提供と適切な維持・管理に努めるとともに、市内で活動している各種団体間の連絡調整・ネットワーク化を図るなど、さらなる地域福祉の展開に向けた活動支援に努めます。

基本目標2 包括的な支援体制づくり

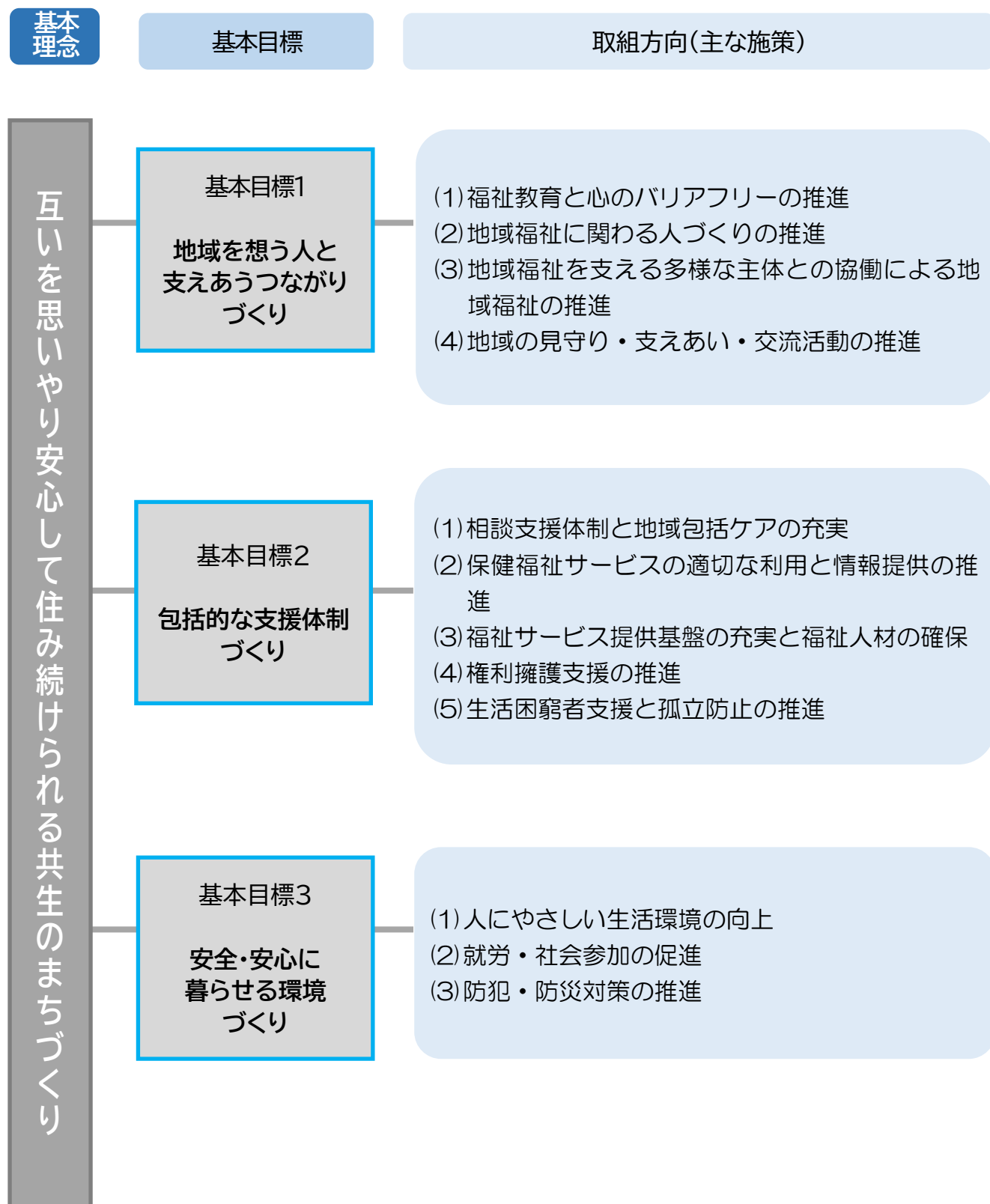
地域福祉を支える基盤として、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を維持できるよう保健・医療・福祉サービスの充実が求められています。保健・医療・福祉の連携強化により、市民が必要なサービスを利用して地域で自立した暮らしを継続できるよう、高齢や障害、子育て家庭などで支援が必要な人や世帯の相談支援体制の充実を図り、包括的な支援体制の構築を図ります。また、福祉サービスを必要とする誰もが、必要な時に適切な情報を入手できるよう、情報提供の充実に努めます。

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

子育て家庭に対する仕事と子育ての両立支援、高齢者や障害者の就労機会の拡大及び活動参加への支援に努めます。また、バリアフリー化などによる生活環境の整備と移動に関する支援の充実や、防犯・防災体制の強化により、住みよい安全なまちづくりを目指します。



2 計画の体系



第4章 基本計画

基本目標1 地域を想う人と支えあうつながりづくり

取組方向(1)福祉教育と心のバリアフリーの推進

現状・課題

同じ地域に住む者として、住民同士がお互いに認め合い、支えあいの関係性が広がり、安心して暮らし続けられる地域づくりが身近なところで進んでいくことが求められています。そして、安心して暮らし続けられる地域づくりに向けた活動に、地域の人々が様々な活動に参加していくことが大切な条件です。

本市では、福祉に関して「広報かすみがうら」や市ホームページ、パンフレット等による各種情報提供を行ってきたほか、市民を対象とした福祉に関する講座の開催、市内小中学校では福祉施設の訪問、体験等の福祉教育を推進してきました。

近年は、女性、子ども、高齢者、障害者に関する人権課題をはじめ、同和問題、刑を終え更生に努める人や外国籍の人等に対する人権課題は、多様化・複雑化しており、今後は誰もが基本的人権の尊重という視点に立って、様々な人権問題について理解を深めていくことが必要です。また、年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好等様々な属性の人が集まって社会は成り立っていて、多種多様な人が互いの考え方の違いや個性を受け入れながら、共に成長する、共生することが重要となっています。このようなことを踏まえ、市民一人ひとりの人権意識や福祉に対する関心を高め、地域活動への参加を促進するため、学校や地域等での様々な機会を通じて、福祉に関する学習と体験の機会を充実させていくことが必要です。

取組方向

お互いを認め合う思いやりの意識を育て、様々な人権課題について理解を深めるため、人権や地域福祉に関する広報・啓発を継続して推進するとともに、福祉に関する学ぶ機会を創出することにより、心のバリアフリー化をさらに推進します。



主な取組

①	広報・啓発の推進 （社会福祉課）
取組 内容	広報かすみがうら、市ホームページなどを通じて、地域福祉に関する広報・啓発事業を推進します。また、地域での人権を尊重する意識、福祉に関する意識を深めるための啓発に努めます。

②	人権意識の啓発と男女共同参画の推進 （社会福祉課・市民協働課）
取組 内容	人権課題が多様化・複雑化していることから、人権課題について正しい理解を深め、様々な人権問題の防止のための啓発を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。 地域・家庭教育・職場等において、男女共同参画の意識を育みます。特に、小中学生にわかりやすい男女共同参画の推進を図るため、「出前講座」を実施します。さらに、全市民を対象にした講座の開設について検討します。 子どもの頃から人権尊重の意識を育むため、小中学校における人権教室などを活用した人権教育、人権週間やイベント等での人権啓発活動を通じて、様々な偏見や差別意識を解消し、人権尊重の意識を高める人権擁護を推進します。 インターネットの悪用による人権侵害など、様々な人権問題の防止を図るため、情報リテラシー教育を推進します。

③	福祉を学ぶ機会の提供 （社会福祉課）
取組 内容	福祉の心を育てるため、児童生徒は「総合的な学習の時間」等の学校教育活動を通じて、福祉施設の訪問やインスタントシニア、車いす、アイマスク体験などの福祉教育を推進します。小中学校における民生委員・児童委員や人権擁護委員による啓発活動を継続して推進します。 福祉に関する講演会やイベント等を開催するほか、市民の要望に応じて福祉に関する講座等の学習機会の提供に努めます。

④	家庭教育の推進 （子ども家庭課）
取組 内容	子どもの生きる力と保護者の育てる力を伸ばし、安心して子育てができるよう、地域社会と家庭の連携による家庭教育学習の機会の拡充に努めます。

取組方向(2)地域福祉に関わる人づくりの推進

現状・課題

地域の支えあいを推進するためには、地域を想う市民が地域で起こる様々な生活の課題を我が事として共有し、関わっていく環境づくりが求められ、地域福祉に関わる人、地域の中で各分野の活動に参加する人材を育成・確保していくことが大切です。

アンケートでは、地域で起こる様々な生活の課題を解決していくために、「住民相互の自主的な協力関係が必要」と思う市民が 84.3%と多くを占めており、年齢が上がると増えています。そして、そのために必要なことでは「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が 39.6%、「地域の人が気軽に集まる場所をつくること」が 38.1%、「社会福祉協議会が地域活動の相談窓口、支援体制を充実させる」が 37.2%、「自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」が 36.7%と、多くの取組が求められており、地域の人が集まる場や住民相互の交流などをきっかけに、顔見知りになったり、地域の課題共有が図られることが期待されます。また、ボランティアに「以前参加したことがある」が 25.1%、「現在参加している」が 6.5%で、参加したことがない人が多いものの、若年層は以前参加したことがあるという回答も多くみられます。また、地域の行事や活動などに参加・協力「している」は 60.9%と多く、さらに参加を促進していくための取組が必要となっています。社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターが中心となって、ボランティア活動に関する情報提供や養成講座等が実施されていますが、地域活動の相談ができる場や活動を支援していくことが重要となっています。

取組方向

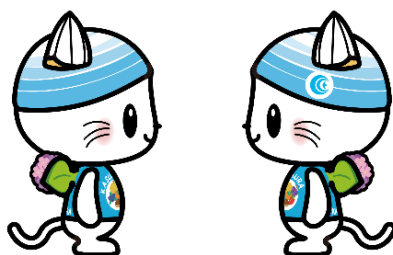
市と社会福祉協議会が連携して、地域の様々な活動に参加したり、地域の生活課題を考える場の確保を図り、活動に関わるきっかけづくりを推進します。

市と社会福祉協議会が連携し、市民が積極的にボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア情報の提供・相談体制の充実を図るとともに、ボランティアを求める人とボランティアをしたい人とを「つなぐ」仕組みづくりを推進します。

地域の様々な活動の中心となって活躍する地域福祉のリーダー的な人材、多世代の参加者など、地域支えあいの輪を広げるための人づくりを推進します。

主な取組

①	ボランティアの育成 (社会福祉協議会)
取組内容	地域福祉活動の推進力となるボランティアを育成するため、地域ニーズを把握し、各種ボランティア講座の充実を図ります。ボランティア活動の実践につなげるための講座の開催と受講後のフォローに努めるとともに、ボランティアの登録・組織化を図り、ボランティア活動に意欲のある市民に必要な情報提供に努めます。
②	ボランティア活動等の支援 (社会福祉協議会)
取組内容	行政や関係機関と連携・協力し、地域ニーズを把握して、地域の特性を生かした市民の自主的な活動や地域づくり活動を支援します。 市民が積極的にボランティアに参加できるよう、ボランティア登録後の活動の場づくりなどボランティア活動を推進しやすい環境づくりに取り組みます。
③	地域福祉リーダーの発掘・育成 (社会福祉協議会)
取組内容	市民が主体的に福祉のまちづくりに参画できるよう、各種事業を自主的に展開できるリーダーの発掘と養成に努めます。 小地域福祉活動の推進を図るため、リーダーの発掘・育成に努めます。



取組方向(3)地域福祉を支える多様な主体との協働による地域福祉の推進

現状・課題

多様化する福祉ニーズに対応し、市民参加による地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会や各種福祉団体等は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図っていく必要があります。

本市では、社会福祉協議会をはじめ、母親クラブ、障害者団体（家族会）、自主福祉活動に取り組む福祉団体など各種団体が地域で活動しており、これらの団体間の連絡調整・ネットワーク化を図り、相互の情報交換や活動情報の発信ができる体制づくりを進めていく必要があります。

地域福祉の推進のためには、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの様々な関係団体が、緊密に連携していくことが求められます。

そして、誰もが利用できる地域活動の場として公民館、あじさい館、地域福祉センターやまゆり館などがあり、主に就学前の子どもと保護者の交流の場として2か所の地域子育て支援センターが利用されていますが、このような地域の拠点となる地域福祉施設の充実、各種サービスの提供体制の強化を図るとともに、市民の活動や交流の場の拡充を図っていく必要があります。

取組方向

社会福祉協議会の活動を支援し、連携強化を図りながら地区社協等の地域組織とのネットワークづくりをさらに進めます。

民生委員・児童委員の地域での活動を支援するため、情報提供や研修などを行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、民生委員・児童委員の確保・育成を推進します。

地域福祉を推進する上で、各種福祉サービスを提供する基盤であるとともに、コミュニティ活動や各種団体活動など様々な活動が地域で展開されるように、交流の拠点となる場を市民の身近な場に確保し、活用を促進し、連携しやすくしていきます。

主な取組

①	社会福祉協議会との連携強化	(社会福祉課)
取組内容	地域福祉を推進する中心となる団体である社会福祉協議会と連携を図り、地域組織との連携強化と地域に根差した幅広い福祉活動を推進します。	

③	民生委員・児童委員との連携強化	(社会福祉課)
取組内容	民生委員・児童委員は地域と行政の重要なパイプ役として活動していただけるように、民生委員・児童委員の研修を進めるとともに、関係団体との情報交換を支援し、地域における日常的な相談・指導活動の充実を図ります。 民生委員・児童委員の確保・育成に努めます。	
④	コミュニティ活動の推進	(社会福祉協議会)
取組内容	市民のコミュニティ組織や各種団体の支援と交流・連携を図り、多様な主体の連携によるまちづくりを推進します。	
⑤	子育て団体活動等への支援	(子ども家庭課)
取組内容	児童館を拠点とした母親クラブ、障害者団体(家族会)、自主福祉活動に取り組む福祉団体などへの情報提供を行い、団体活動を支援します。	
⑥	福祉団体間のネットワーク化	(社会福祉課)
取組内容	福祉に関する各種活動団体間のネットワーク化を推進し、相互の情報交換の促進、活動の維持・拡大を図ります。	
⑦	相互交流・ネットワーク化への支援	(社会福祉協議会)
取組内容	市民の自主的活動の活性化に向けて、相互交流や連携、ネットワークの形成を支援します。 市民や団体間の連絡調整等を行う地域福祉コーディネーターの養成・確保に努めるとともに、多世代の参加促進と地域リーダーの育成に努めます。	
⑧	地域福祉の拠点施設の確保	(社会福祉課)
取組内容	世代間のふれあいや交流の場として、地域集会施設などの地域福祉拠点となるコミュニティ施設等の確保に努め、市民の利用を促進するとともに、各種福祉サービスの提供体制を確保します。	
⑨	地域活動の場の提供	(生涯学習課)
取組内容	世代間のふれあいや交流の場、地域活動の場として、市民が快適かつ安全に利用できるよう情報発信をし、活動の場を提供します。 市民の社会教育活動や交流の場の拡充を図ります。	
⑩	施設の管理・有効活用	(社会福祉課)
取組内容	市民が快適かつ安全に利用できるよう、地域の活動の拠点となる、公民館、あじさい館、地域福祉センターやまゆり館などの適切な維持管理に努めます。	

取組方向(4)地域の見守り・支えあい・交流活動の推進

現状・課題

高齢化の進行とともに単身世帯の増加など核家族化が進み、地域の関わりが希薄化し、それに伴い地域で孤立や孤独などの状態に陥り、さらに抱える問題が深刻化するケースが懸念されます。このようなことから、地域での日頃からの見守りや気づき、声かけが地域での孤立を防いでいくために重要であることが再認識されています。

アンケートでは、住んでいる地域で声かけや支えあい活動がみられると思うが40.7%で、市民の中で活動を認識している人が多いことがわかりました。また、日常生活の中で地域の人にできることとして、安否確認の声かけなどの見守りができるという回答が33.9%と多く、働く世代である40歳代の回答も高くなっています。家の前の掃除も28.3%となっており、地域でできることから少しずつ関わってもらうことが期待されます。このため、参加してもらいやすい手法や参加のきっかけをつくっていくことが重要です。

取組方向

地域で実施されている介護予防や健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動、交流や体験活動、サロン活動等について周知を図り、参加を促進します。

小地域福祉活動などで、身近な場での支えあい・交流の促進を図ります。

ボランティア等による見守り支援体制の充実を図るとともに、民間事業所等との見守り協力要請を推進し、地域での日頃からの見守り支援体制の充実を図ります。

主な取組

①	ゲートキーパーの養成 (健康づくり増進課)
取組内容	自殺を未然に防ぎ、生きづらさを軽減するため、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づくゲートキーパーの養成を推進します。 ゲートキーパー研修の対象を拡大し、若年層や働く世代、教育・保育施設職員などへのゲートキーパー研修を実施します。
②	自主的な健康づくりの推進 (健康づくり増進課)
取組内容	肥満・血圧高値・血糖高値・脂質異常の割合が高く、糖尿病や高血圧を経て重症化する傾向がみられることから、生活習慣病予防のための適切な食事や運動について市民が学習し、行動できるような機会として健康教育・健康相談・訪問指導を実施します。

③	スポーツ・レクリエーション活動の推進 (保健センター)
取組内容	ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動を検討し、運動を取り入れた生活習慣の確立を支援します。
④	地域・世代間交流の促進 (生涯学習課)
取組内容	「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、事業の参加者が増えるように学校と地域が連携して地域での世代間交流事業、子どもたちが自主性や社会性を高める体験活動を推進します。 土曜日の学習支援事業の「寺子屋運武館」については、自主運営できるように支援します。
⑤	子育てネットワークづくりの推進 (子ども家庭課)
取組内容	子育てサロンなどで仲間との交流による子育て機会の提供に努め、子育て支援ネットワークづくりを推進します。



基本目標２ 包括的な支援体制づくり

取組方向(1)相談支援体制と地域包括ケアの充実

現状・課題

地域の人々が抱える課題が複雑化・多様化する中で、制度や分野の縦割りを越えた「地域共生社会」の実現に向け、「断らない相談支援」が求められています。これは、市民に身近な地域で、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、福祉課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築の３つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制の確立を目指すものです。

まず、市民が地域の中で安心して生活していくため、日常生活において発生する福祉各分野をはじめとする様々な問題や課題について、身近なところで相談できる体制を構築することが重要です。また、困ったときに相談できることに加え、困ったときにどこに相談すればよいか知っておくことも重要です。日頃から相談については各窓口で周知を図り、暮らしの便利帳などで案内していますが、アンケートでは福祉相談窓口などで知っているものとして、「市役所の福祉相談窓口」が 54.0%、「保健センター（健康づくり増進課）」が 44.3%と多く回答されており、「社会福祉協議会」が 25.9%、「民生委員・児童委員」が 21.2%で続いています。市民に各相談窓口の周知を継続して行う必要があります。

そして、相談支援の体制として、相談に係わる職員の資質の向上を図るとともに、各相談窓口の連携の強化が必要です。このため、高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の各団体や市民が連携し、地域全体で支えていく仕組みである「地域ケアシステム」の深化・推進を進めており、保健・医療・福祉が緊密に連携して対応する体制づくりをさらに進めていくことが重要です。

取組方向

市民に市役所・市内の相談窓口・相談内容等を知ってもらうため、暮らしの便利帳等により、相談窓口について整理した情報を継続して提供します。

相談者の相談内容を的確に理解し、各分野の専門的な相談窓口・相談員へと相談者を紹介・つなぐ仕組みをつくり、生活困窮者なども含めた様々な問題を把握し多様化・複雑化する福祉課題に十分に対応できるよう連携のとれた、重層的な相談支援体制の確立に取り組みます。

主な取組

①	母子に関する相談の充実 (保健センター)
取組内容	妊娠期から育児・子育て期にわたり、母子に寄り添い、発育や育児に関して相談や支援を行うため、子どもの成長段階に応じた家庭訪問や電話相談などの相談支援の充実を図ります。
②	家庭児童相談室の充実 (子ども家庭課)
取組内容	子どもに関する様々な相談ごとや、児童の養育などの悩みを抱える家庭に対して、家庭児童相談員による助言や指導を推進するとともに、相談支援の体制の充実に努めます。また、複雑な課題を抱えているケースについて、専門的な相談や関係機関との連携強化により相談体制の強化を図り、きめ細かな支援に努めます。
③	思春期相談の充実 (子ども家庭課)
取組内容	思春期における健全な心身の成長を育むため、心身の健康、学校生活、家庭生活での不安や不登校なども含めた課題について思春期相談で関わりをもち、学校や専門機関との連携によりきめ細かな支援に努めます。
④	介護に関する相談の充実 (介護長寿課)
取組内容	介護サービスに関する苦情・相談窓口の連絡体制と処理体制の拡充を図るとともに、市民への周知に努めます。
⑤	障害に関する相談の充実 (社会福祉課)
取組内容	障害者(児)等からの相談に応じ、障害(児)福祉サービスや福祉サービスの利用支援などの支援を行います。 相談支援事業について市民に周知を図り、相談支援事業所の相談対応についても研修などにより質の向上を図ります。
⑥	地域包括支援体制の整備 (介護長寿課)
取組内容	高齢者が地域において、健康で自立した生活を送ることができるように地域包括支援体制の充実を図ります。 介護予防・生活支援サービス事業の充実と相談支援体制の充実を図ります。 生活支援体制整備事業を実施し、地域での生活支援活動の充実を図ります。
⑦	地域ケアシステム推進事業の展開 (介護長寿課・社会福祉課)
取組内容	高齢者や障害者、子どもとその家庭が地域で安心して生活できるよう地域ケア体制の構築に努めます。 困難ケースにおいては関係部署や社会福祉協議会などの関係団体と協力し、様々な支援・対応を行います。

⑧	子育て支援センターの充実	(社会福祉課)
取組内容	地域における子育て家庭の交流の場として子育て支援センターについて、センターでの自主事業の充実や支援センターについての情報提供などを行い、利用促進を図ります。 専門的なスタッフの確保と相談体制の充実に努めます。	

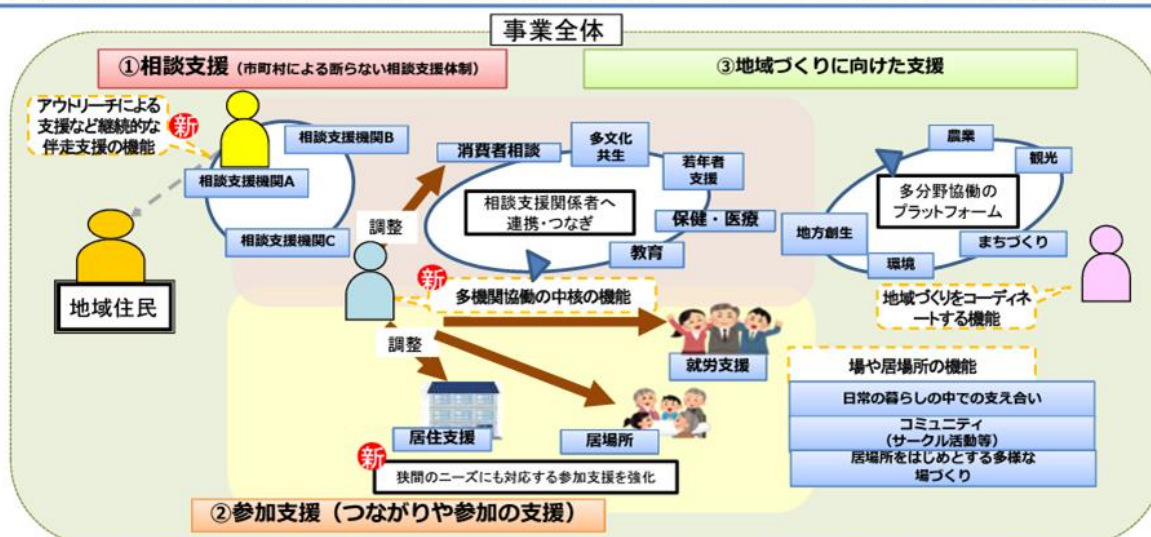
包括的な支援体制の構築イメージ(厚労省資料)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - － 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須
 - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



取組方向(2)保健福祉サービスの適切な利用と情報提供の推進

現状・課題

支援が必要な人・世帯が必要なサービスを利用しながら地域で自立して暮らし続けられるように、相談支援から保健福祉サービスの利用に円滑につなげるとともに、実施している各種保健福祉サービスについて周知を継続して図っていくことが重要です。

アンケートでは、福祉サービスに関する情報を「入手できていない」が 39.1%、「わからない」が 38.1%と多くみられます。主な入手先は「市役所の窓口や広報誌」が 46.9%、「地域の回覧板」が 27.9%、「インターネット」が 20.4%、「社会福祉協議会の窓口や広報誌」が 17.9%と続いており、継続的に市民に届くように、情報提供をしていく必要があります。知りたい情報についても「高齢者福祉・介護保険関連」は年代が上がると高くなり、「健康支援・介護予防関連」は 50 歳代で 46.7%と多く、情報提供の内容や手法について検討しながら情報提供に努め、必要なサービスの利用につなげていくことが課題です。

取組方向

各種保健福祉サービスの充実を図るとともに、相談やケアマネジメント、保健・福祉・医療の連携の視点から必要な人の適切なサービス利用を促進します。

情報の提供にあたっては、市ホームページ等を活用するとともに、インターネットを使わない高齢者、意思疎通手段が必要な障害者などにも配慮し、様々な情報媒体を効果的に組み合わせて、すべての市民に情報が伝わるようにしていきます。

主な取組

①	親子の健康確保 (保健センター)
取組内容	令和2年度に設置した子育て世代包括支援センターを中心に、母子健康手帳の交付時から助産師または保健師が面談を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援体制ができたことから、今後は産前支援についても充実を図り、相談支援体制の強化を図ります。 幼児健診の未受診者対策として、継続して電話勧奨を行い、親子の状況把握を行いながら、関係機関と連携して早期支援介入ができる体制を継続して実施します。「にこにこ教室」発達支援相談事業については、相談に対応できる体制の充実を図っており、支援が必要な親子が相談につながり早期療育ができるように取り組んでいきます。

②	健康づくりに関する知識の普及 (保健センター)
取組内容	特定健診・特定保健指導、健康づくり講演会、生活習慣病予防講座、スマート・エクササイズ教室等の健康づくりのための事業については、感染症予防対策を講じながら実施し、今後も周知活動や協力事業者と連携をとり、実施体制の整備を図ります。
③	健康づくり体制の強化 (健康づくり増進課)
取組内容	食生活改善推進員、健康増進推進員などと連携・協力し、食育や運動普及に努めます。保健センター事業を主に活動の場を確保し、動画配信等も検討して幅広く活動を周知するとともに、新会員の確保・養成に努めます。
④	望ましい食習慣づくり (保健センター)
取組内容	離乳食教室の開催や乳幼児健診時の個別指導、集団への情提供により、幼児期からの望ましい食習慣の定着を図ります。
⑤	福祉サービス情報提供の充実 (秘書広報課・社会福祉課)
取組内容	広報かすみがうらや市ホームページ、福祉関連施設等を活用し、保健・医療・福祉に関する幅広い情報提供に努めます。また、障害者などに配慮し、必要とする誰もが円滑に福祉サービスの情報を入手できるシステムづくりに努めます。
⑥	健康や医療体制についての情報提供 (健康づくり増進課)
取組内容	市民が心身ともに健康に過ごすために必要な情報の提供を継続して行います。感染症に関する情報など迅速な提供に努め、市ホームページや便利帳、また広報紙を有効活用し、最新の各種情報の提供に努めます。
⑦	応急手当の普及啓発 (消防本部)
取組内容	一般公募にて各消防署年1回事業所・学校・老人福祉施設等から随時受付を行い、救命講習の普及啓発を行います。新しい生活様式を踏まえ WEB での実施等も検討しながら継続して実施します。
⑧	緊急時対応の推進 (介護長寿課)
取組内容	ひとり暮らし高齢者等で身体虚弱等により機敏に行動することが困難な方に緊急通報装置を設置して、急病や緊急時の対応と日常の不安の解消を図ります。
⑨	保健・福祉と連携した医療の推進 (健康づくり増進課・国保年金課)
取組内容	市民にかかりつけ医の重要性を啓発するとともに、かかりつけ医が健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に参加し、保健・介護・福祉関係者との連携を行えるようにしていきます。 地域の高齢者が地域で生活できるよう在宅医療連携を推進します。 子育て世代(18 歳未満の子を持つ世帯等)を中心にした医療費助成を継続して実施します。

⑩	難病患者への支援	(社会福祉課)
取組内容	障害者手帳を持たない難病患者に対して、継続して医療費支給や福祉サービスの利用促進を図ります。	
⑪	地域包括支援体制の整備	(介護長寿課)
取組内容	高齢者が地域において、健康で自立した生活を送ることができるように地域包括支援体制の充実を図ります。 増加する要支援者に対応するため、介護予防・生活支援サービス事業の充実と相談体制の充実を図ります。	
⑫	サービス利用計画作成の推進	(社会福祉課)
取組内容	障害福祉サービス等の利用者を対象に、サービス等利用計画の作成・見直しを行い必要なサービスの利用促進と相談支援を行います。	
⑬	児童の支援ネットワークの構築	(子ども家庭課)
取組内容	子どもやその家庭に対するきめ細やかな支援のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関とのネットワークの構築について、妊娠・出産期からのフォローと乳幼児期の支援体制を確保し、家庭の課題解決に向けた支援に早期から関わられるように強化します。	



取組方向(3)福祉サービス提供基盤の充実と福祉人材の確保

現状・課題

支援が必要な人が必要な福祉サービスを利用しながら地域で自立して暮らすために、地域の実状に合わせ適切な福祉サービスが提供できる持続可能な体制が必要です。福祉サービスのニーズは増大しており、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムを確立し、利用者それぞれにあったサービスを選べるように、福祉サービス提供体制の充実を図るとともに、サービスを担う福祉人材の確保・育成が不可欠です。

取組方向

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づく生活支援施策や福祉サービス、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく、教育・保育施設の確保や各種子育て支援サービスを計画的に実施し、サービス提供事業者との連携を図りながら提供体制の充実を図ります。また、高齢者と障害者のサービスを複合的に提供する共生型サービス、ひとり暮らし高齢者等の生活支援と見守りを目的とした福祉サービス、子育て支援サービス、経済的支援、介護者の介護負担を軽減するサービス等の取組を推進します。

多様で柔軟なサービスの提供体制を目指し、市内及び近隣の福祉サービス事業所等への情報提供とサービス提供体制の確保を支援します。福祉サービス事業所に各種研修の場の周知を図るとともに、福祉法人における人材確保や定着の現状と課題を共有し、解決に向けての取組の検討を行います。

主な取組

①	保育サービスの充実 (子ども家庭課)
取組内容	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを預けられる保育所(園)を目指し、保育士の確保・定着と現場保育の質の向上を関係機関と連携して検討します。ファミリー・サポート・センター事業等子育て支援サービスを推進します。 障害児の受け入れ体制の整備、教育・保育施設運営の検討などにより、保育サービスの充実を図ります。
②	高齢者の生活支援の充実 (介護長寿課)
取組内容	高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送ることができるようにするため、介護保険サービスをはじめ、支援が必要な高齢者への各種生活支援サービスの拡充、介護者の負担軽減のためのサービスの利用促進に取り組みます。

③	障害福祉サービスの充実	(社会福祉課)
取組内容	障害者への福祉サービスの推進と相談支援・情報提供の充実を図り、障害(児)福祉サービスの利用、その他福祉サービスの円滑な提供を推進します。	

④	放課後児童クラブの充実	(子ども家庭課)
取組内容	就学児童の放課後の居場所として利用ニーズが高まっており、待機の状態がないように、場所の確保や保育内容の充実などの検討を行いながら、受け入れ体制の充実を図ります。	

⑤	福祉人材の確保	(社会福祉協議会)
取組内容	多種多様な福祉ニーズに的確に対応するため、専門性の高い福祉人材の確保に向け、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事などの確保に努めます。 資格取得の支援や研修会等への参加促進など、市内事業所への周知を図ります。	



取組方向(4)権利擁護支援の推進

現状・課題

日常生活において、金銭管理や契約行為に不安のある認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が地域で自立した生活を送れるように福祉サービスの利用援助や財産管理等の支援を目的に行う成年後見制度等について啓発するとともに、市民後見人の育成を含めたこれらの制度が利用しやすい環境を整備していくことが必要です。

高齢者や障害のある人への理解が深まり、ノーマライゼーションの考え方は広まりつつありますが、十分に浸透しているとはいえない状況です。また、子どもや高齢者、障害者に対する虐待等も社会問題となっており、潜在して表面化していない面があります。さらに、感染症の拡大により相談件数が全国的に増えており、地域の理解・協力と関係機関等との連携がますます必要です。

権利擁護支援として、国は平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、これまでの取組に加え、自治体に地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。高齢化や単身世帯の増加等により、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護支援や相談がさらに増加することが予想されます。また、アンケートで成年後見制度について「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が 48.0%、「知らない」が 32.0%と認知度は低い状況であり、制度の周知と中核機関を中心にした支援体制について啓発していくことが必要です。

取組方向

身近な問題として日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援について広報等で周知を図るとともに、中核機関を中心にした相談支援体制により、相談から利用につなげていきます。

主な取組

①	権利擁護支援の推進 (介護長寿課)
取組内容	福祉サービスの利用や金銭管理等に支援が必要な高齢者等に対し日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援について広報誌等に掲載する等、積極的に周知を図ります。 権利擁護に関する相談支援の体制の充実を図ります。
②	成年後見制度利用促進に向けた取組 (社会福祉課)
取組内容	成年後見制度の利用促進に向け、制度の周知を図るとともに、相談体制及び支援の連携ネットワーク構築を図るため、中核機関を設置し運用します。

取組方向(5)生活困窮者支援と孤立防止の推進

現状・課題

高齢社会が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。こうした高齢者の中には、年齢や障害のため地域とのつながりが希薄化し、日常生活を送るうえで様々な困難に直面している人も少なくありません。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯では、緊急時の支援に不安を抱えている人も多くみられます。

経済的な困窮や、ひきこもり、虐待、DV、再犯防止などの課題を抱え、精神的なよりどころの欠如による人間関係の困窮・社会的な孤立などによる生活しづらい傾向の人・世帯が増加傾向であり、抱えている課題が複雑化・重複化したり、課題と認識しにくい傾向にあるなど、課題を抱える本人とその世帯への支援がより重要となっています。

平成 27 年度から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談等の事業を実施していますが、社会構造の著しい変化などに伴い、生活困窮者の状況や抱える生活課題は複雑化・多様化し、これまでの制度の狭間におかれている方への支援の必要性、さらに必要なサービスや支援が届いていない世帯や家計に問題を抱える生活困窮者等の増加への対応が増加することが見込まれるため、このためには相談体制の充実、対応力の拡充が重要となっています。

取組方向

生活困窮者の生活課題を把握し、自立に向けた相談・支援を行います。

地域で孤立して生活課題を抱えている人・世帯に寄り添い、支援につなげられるように相談支援体制の強化と関係機関とのネットワーク化を図ります。

高齢者及び障害者、児童への虐待防止のため、早期発見・早期対応できる相談支援体制の強化を図ります。

ひきこもり傾向のある人の相談や交流の場づくり等により、ひきこもり支援を推進します。

主な取組

①	生活困窮者支援の推進 （社会福祉課）
取組 内容	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活困窮者対策を関係機関とともに実施します。 単身世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯が増加する中、生活困窮に関する相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化を図り早期支援体制づくりの推進に努めます。 生活困窮者の自立支援に向け、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者就労準備支援事業を実施します。 生活保護被保護者支援として、被保護者家計改善支援事業を実施します。
②	虐待防止の推進 （介護長寿課・社会福祉課・子ども家庭課）
取組 内容	高齢者及び障害者、児童虐待の早期発見・早期対応、予防啓発等に努め、虐待防止を推進します。 虐待に関する相談窓口として、地域包括支援センター、障害者虐待防止センター等を設置しており初期相談への迅速な対応に努めるとともに、早期からの支援がつながるように関係機関との連携体制を強化します。
③	相談窓口の周知と連携強化 （介護長寿課・子ども家庭課・社会福祉課）
取組 内容	虐待や暴力、介護などの問題に関し、家庭児童相談室や地域包括支援センター、県の各相談センター、保健所などの相談窓口を周知するとともに、各相談機関の連携体制の充実強化に努めます。 また、日常生活での様々な困りごとや人権に関わる問題の相談などのために、心配ごと相談所、特設人権相談所などを開設するとともに、広報誌や市ホームページ等で広く周知を図ります。
④	ひきこもり支援事業の推進 （社会福祉課）
取組 内容	ひきこもり状態にある人とその家族の支援につながるよう、ひきこもりに関する啓発活動や相談事業を推進します。

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

取組方向(1)人にやさしい生活環境の向上

現状・課題

高齢者や障害者を含めすべての市民にとって暮らしやすい、人にやさしい生活環境にしていくことがユニバーサルデザインの視点であり、高齢者や障害者が住み慣れた地域で、日常生活の中で買物や通院のため外出したり、様々な活動に参加し生き生きと生活していくためには、様々な障壁（バリア）を取り除き、活動しやすい生活環境にしていくことが重要です。

道路、公園、公共施設の改修・バリアフリー化を促進していますが、施設等の老朽化などもあり十分とはいえない状況にあります。アンケートでは、公共施設、生活関連施設や鉄道等でバリアフリー化が必要だと思うところとして、「歩道」が51.6%、「公共施設（市役所、病院等）」が42.4%、「電車・バス等の公共交通機関」が40.5%、「車いす対応の駐車場やトイレの整備」が39.1%回答されています。在宅生活を支える施策として、住宅改修の助成や日常生活用具の貸出等を行っており、サービスの周知を図って必要な人の利用を促進していくことが課題です。

また、高齢者や障害者の移動を支援するため、本市では福祉タクシーの利用料金助成やデマンドタクシーの運行、広域バス等公共交通網を確保しており、運転免許証返納支援を行っています。高齢者や障害者の移動・外出支援については、利用しやすい等に配慮しながら、地域の状況を捉えた移動手段の充実が求められます。

さらに、今後は外出時のみならず、生活や住宅に配慮を要する人の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組のあり方に関して、地域福祉として一体的に展開していくことが必要となってきます。

取組方向

高齢者や障害のある人が様々な制限にとらわれず、自由に外に出て、それぞれの能力を活かしながら就労や趣味、各種活動に参加しやすい環境づくりを進めます。そのため、住まいや建物・道路・公園・トイレ・公共施設等のバリアフリー化とともに、移動・外出支援の充実、意思疎通や情報入手の手段のバリアフリー化を図り、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った生活環境づくりを目指します。

主な取組

①	公共交通機関の充実 (政策経営課)
取組内容	移動手段を持たない市民の公共交通の確保による生活圏の拡大、生活利便性の向上を図ることを目的として、市地域公共交通会議を運営し、霞ヶ浦広域バス運行補助(沿線3市から補助)及びデマンド型乗合タクシーを運行しています。公共交通の安全性の確保、公共交通の利便性の向上による利用者数の増加を図り、持続可能な交通体系を構築していきます。
②	移動に関する支援の充実 (政策経営課)
取組内容	要介護者又は重度の障害者に対して、医療福祉機関等への通院通所する際のタクシー料金の一部助成を要援護高齢者等タクシー利用助成事業として実施しています。地区別の利用状況や利用増加状況などを把握しながら、利用しやすい移動支援サービスとなるように検討します。
③	生活道路の整備 (道路課)
取組内容	安心して通行できる道路環境を確保するため、道路や歩道の改修・整備について、地域の実情を把握しながら、計画的に促進します。
④	安心できる住環境づくり (介護長寿課)
取組内容	在宅の要介護者や障害者等が安全で快適な生活を送り、日常生活の自立を支援するために必要な住宅改修について、住宅改修費を助成します。
⑤	公共施設・建築物等のバリアフリー化 (検査管財課)
取組内容	高齢者や障害者等が安心して施設を利用できるように、施設・設備の維持管理とバリアフリー化を継続的に促進します。
⑥	公園や広場の整備 (都市整備課)
取組内容	子どものための広場の機能、要介護者や障害者等の公園利用などの促進に向け、老朽化した公園・広場の確保を目指すとともに、既存施設のバリアフリー化を促進します。
⑦	環境美化の推進 (環境保全課)
取組内容	市民の協力のもと毎年実施している市内一斉清掃活動について、広く市民に周知し、美化意識の高揚と地域ボランティアの充実による活動への参加促進を図るとともに、市の豊かな自然環境の保護・保全に努めます。



取組方向(2)就労・社会参加の促進

現状・課題

高齢者や障害者が、住み慣れた地域で働き、社会参加を通じて、生きがいをもって生活できる社会が求められています。

就労意欲のある高齢者については、一人ひとりの希望に応じて、シルバー人材センターやハローワークと連携し、就労機会の確保や就労情報を提供する体制を充実させることが重要です。また、障害者の雇用についても、障害者福祉計画に基づいて、職業訓練や職業実習の場の拡充を図るとともに、就職支援から、就職後のフォローまで、地域活動支援センターやハローワークと連携し、包括的な支援を行っていくことが重要です。また、高齢者や障害者、生活困窮者などの方に対して年齢や状況に応じた適切な支援が必要となってきます。

高齢者や障害者の社会参加活動の場は増えてきましたが、関連情報や活動場所の提供をはじめ、講座・教室の実施、行事の開催を様々な主体が関わって支援していくことも地域づくりとして重要であり、参加を促進するための支援として、送迎等の移動支援、障害に配慮した意思疎通手段、施設のバリアフリー化などを踏まえた推進が求められます。

取組方向

仕事と介護や子育ての両立支援、働きやすい職場環境づくりを支援するとともに、就労意欲のある高齢者や障害者等の就労のための訓練や実習、就労情報の提供などにより就労機会の確保を図るとともに就労後のフォローなどに努めます。

また、様々な社会参加活動に多くの市民が参画できるように、各種情報の提供と参加を促進するため、移動支援や意思疎通支援、施設等のバリアフリー化等福祉的配慮の下、各種活動が推進されるように努めます。

主な取組

①	仕事と子育ての両立支援 (子ども家庭課)
取組内容	子育て中の課程で仕事と家庭生活・地域活動を両立できるよう、事業所の理解と協力を求めていくとともに、就業希望者に対しては、雇用情報の提供を行うなど、多様な就業形態の啓発支援に努めます。
②	高齢者の就労機会の拡大 (介護長寿課)
取組内容	シルバー人材センターやハローワークとの連携を強化し、高齢者向け求人情報など情報提供の拡充に努めるとともに就労機会の拡大を図ります。

③	高齢者の活動参加の向上	(介護長寿課)
取組 内容	各種学習・趣味活動に関する情報提供を拡充するとともに、高齢者の健康づくりや生きがい対策の一環として、老人クラブ活動や趣味の教室、スポーツ大会などの各種活動への参加を促進します。	

④	障害者の雇用対策の強化	(社会福祉課)
取組 内容	障害の状況に対応した雇用・就労の場の確保に向け、障害福祉サービス事業や関係機関等とのネットワークの構築を図ります。	

⑤	障害者の活動への支援	(社会福祉課)
取組 内容	文化・スポーツ活動について周知を図り、障害者の参加を促進します。	

取組方向(3)防犯・防災対策の推進

現状・課題

高齢者や障害者、子どもなどで自然災害等が発生した場合に避難に支援が必要な状況が多く、災害に対する不安が大きくなっており、災害弱者の支援体制を構築することが求められています。あわせて、地域の防災力を高めるため、災害等の発生時、緊急時等、いざというときに役立つ知識を身につけ、地域の力で救助や避難ができるように、防災訓練や災害に備えた体制づくりを進めていくことが重要です。

本市では「かすみがうら市災害時避難行動要支援者避難支援プラン」において、平常時より避難行動要支援者情報の把握と名簿の作成を行っています。今後も、地域の防災対策を進めるためには、行政、社会福祉協議会、関係機関等の対応だけではなく、地域の市民が日頃から災害に備えるとともに、災害時には地域で助け合っていく環境づくりを進めていくためにも、日頃からの見守りやつながりが重要です。

また、地域安全対策において、市民が防犯意識を高めるとともに、日頃から地域住民が安心・安全に生活できるよう、防犯パトロールや登下校の見守り等、地域の人々の主体的に行う防犯活動を支援していくことが重要です。

取組方向

地域住民が日頃から近隣の人とのつながりをもち、災害時や困った時にお互いが支えあう意識や地域安全に関する認識を深めるように啓発するとともに、災害情報などの提供体制の充実を図ります。

「かすみがうら市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成と避難訓練、福祉避難所の設置などの災害予防対策を推進します。災害時に避難が必要な方に災害時避難行動要支援者避難支援プランの作成を継続して実施し、地域住民、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、関係機関・団体との連携のもとに、支援体制の構築に取り組みます。

主な取組

①	防災体制づくりの推進	(危機管理課)
取組内容	防災施設の整備や防災用備蓄品の確保、自主防災組織の拡充・強化を図るとともに、自主防災組織の結成を支援します。	



②	防災情報体制の整備 (社会福祉課・危機管理課)
取組内容	災害時に自力に避難することが困難な高齢者や障害者などに対し、避難行動支援体制の整備を進めます。また、防災行政無線や市ホームページ、県防災情報システムを活用したテレビへの文字放送など、緊急時や災害時の迅速な情報伝達に努めます。
③	防災意識の高揚 (危機管理課)
取組内容	地域特性に応じた自主防災組織の結成を支援するため、結成前の防災研修会を実施しながら組織化を支援します。 公民館事業の一環として地域版防災マップやマイタイムラインの作成講座等を開催するなど、防災意識を図るための研修を行います。
④	要配慮者等の把握の推進 (社会福祉課)
取組内容	民生委員・児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害者、子どもなどの要配慮者を抱える世帯の状況把握に努めます。 「避難行動要支援者個別計画」の作成を継続して実施し、最新の情報の把握に努めます。
⑤	地域防犯体制の充実 (市民協働課)
取組内容	防犯連絡員協議会の活動を支援するとともに、警察との連携による防犯のための啓発活動や、地域による自主防犯活動組織への支援など、安全対策や見守り活動を推進し、地域防犯体制の充実に努めます。
⑥	防犯・安全のための環境整備 (市民協働課)
取組内容	犯罪や交通事故を未然に防止し、夜間の犯罪防止や通行の安全確保に向けて、防犯灯のLED化や防犯カメラの設置等について、地域の実情を把握しながら計画的な防犯設備の設置を図ります。
⑦	交通安全対策の充実 (市民協働課)
取組内容	警察や交通安全団体と連携し、交通安全運動やパトロールを実施し、高齢者への啓発と交通安全意識の高揚を図ります。
⑧	子どもの安全確保 (学校教育課)
取組内容	学校・保護者・地域が一体となったパトロール活動を進め、児童生徒の登下校の安全確保に努めます。また、安全な登下校ができるよう、定期的な通学路点検の継続実施や危険箇所の改善など環境整備を進めます。
⑨	青少年の健全育成 (生涯学習課)
取組内容	子どもたちが地域社会の中で活動をとおりて自主性や社会性を高められるように、各種青少年育成事業を、関係団体と連携やプログラムの検討を行いながら実施します。 青少年の健全育成に協力する店の登録率について、新規店舗など訪問していない店舗について確認し、巡回時等に啓発をするなど登録を促進します。

第5章 推進方策

庁内での連携強化とともに、市社会福祉協議会など多様な主体との連携・協働により計画を推進します。

1 庁内推進体制の整備

本計画の着実な推進のために、関係各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

2 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会を、地域福祉活動の推進のための中心的な団体として位置づけ、地域福祉を推進していくための連携を図っていきます。

3 団体・事業者との連携推進

地域の各種団体や市民グループなどが自主的に取り組む福祉活動を支援し、その充実を図るとともに、NPO法人や民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域の福祉活動の拡大を図ります。

4 行政区の円滑な運営の促進

本市のコミュニティ活動を活用した地域福祉のまちづくりに向けて、行政区長等と連携し、円滑な運営を促進します。

5 地域での福祉活動の検討

本市の将来における地域福祉の推進のあり方として、霞ヶ浦地区のあじさい館、千代田地区の地域福祉センターやまゆり館をそれぞれの拠点とし、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できるよう整備していきます。そして、地区社協の設置を促進し、身近な小地域での地域福祉活動を推進します。

第6章 地域福祉に関するアンケート調査結果

1 調査概要

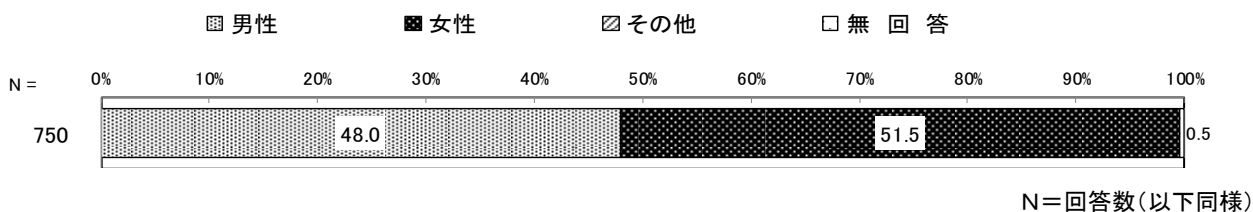
調査の目的	本調査は、地域福祉に関する市民の生活実態や要望や、前計画の達成状況などを把握し、令和5年度からの「かすみがうら市地域福祉計画（第4期）」の策定に反映するため実施する。
実施要領	基準日：令和4年5月1日 対象者：18歳以上の市民 2,000人 を無作為に抽出 調査方法：郵送により配布・回収（無記名式による回答） 調査期間：令和4年5月25日～6月8日
回答状況	配布数 2,000件 回答数 750件 回答率 37.5%

2 回答者の属性等

問1 宛名のご本人の性別をお答えください。

全体では、「女性」が51.5%、「男性」が48.0%と「女性」がやや高い。

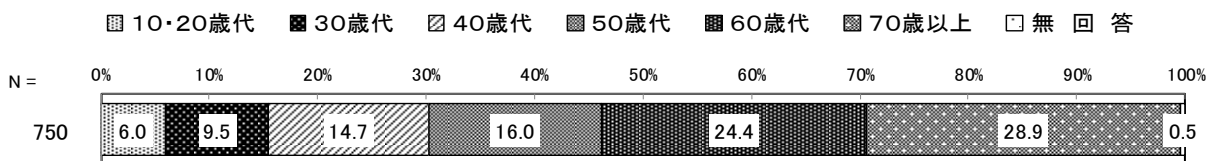
問1 性別〔%〕



問2 あなたの年代をお答えください。

全体では、「70歳以上」が28.9%、「60歳代」が24.4%、「50歳代」が16.0%、「40歳代」が14.7%、「30歳代」が9.5%、「10・20歳代」が6.0%と年代が下がるにつれ低くなっている。

問2 年齢〔%〕

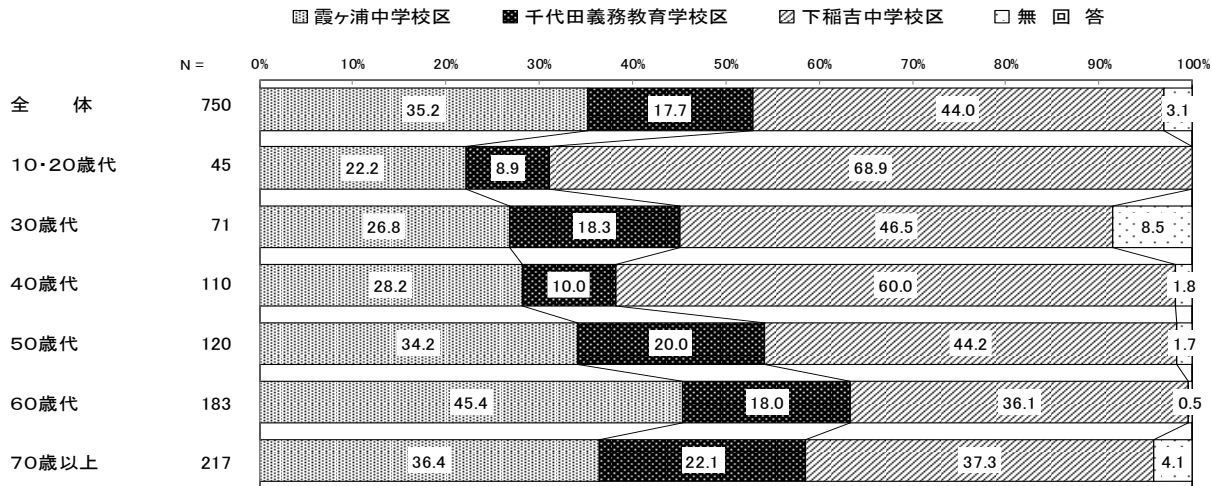


問3 あなたが住んでいる地域はどこですか。

全体では、「下稲吉中学校区」が44.0%と半数近くを占め、「霞ヶ浦中学校区」が35.2%、「千代田義務教育学校区」が17.7%である。

年代別では、「霞ヶ浦中学校区」は10・20歳代で22.2%と低く、年代が上がるにつれ高くなり、60歳代で45.4%である。

問3 居住地[%]

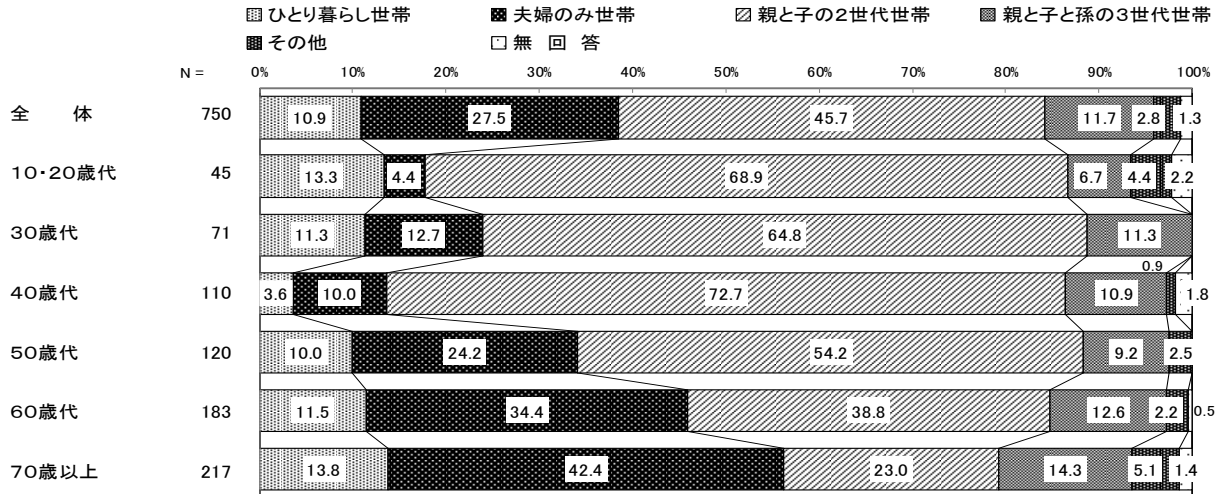


問4 あなたの世帯は次のどれですか。

全体では、「親と子の2世代世帯」が 45.7%と最も高く、「夫婦のみ世帯」が 27.5%、「親と子と孫の3世代世帯」が 11.7%、「ひとり暮らし世帯」が 10.9%と続いている。

年代別では、「親と子の2世代世帯」は 10・20 歳代、30 歳代、40 歳代で 60%を超えて高い。「夫婦のみ世帯」は 60 歳代・70 歳以上で 30%を超えて高い。

問4 世帯構成[%]



問5 あなたは、かすみがうら市に住んで何年になりますか。

全体では、「40 年以上」が 48.9%と半数近くで、「20～39 年」が 29.6%、「10～19 年」が 10.0%と続いている。

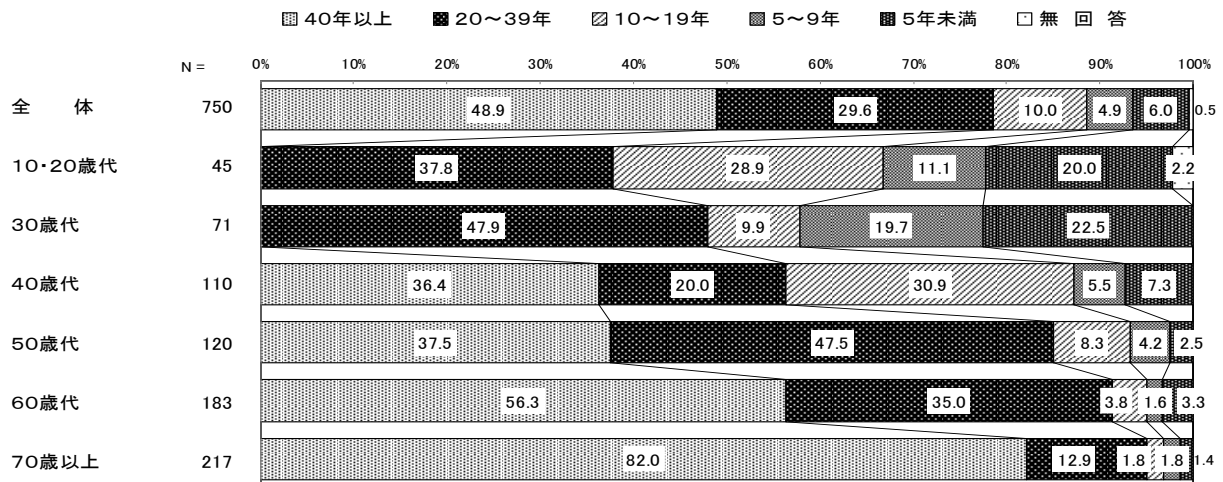
年代別では、「40 年以上」は 40 歳代から年代が上がるにつれ高くなり、70 歳以上で 82.0%である。「5年未満」は 10・20 歳代と 30 歳代で 20%程度と高い。

性年齢別では、「40 年以上」は男性で 55.6%と女性の 43.0%に比べ高い。

居住地域別では、「40 年以上」は千代田義務教育学校区と霞ヶ浦中学校区で 60%を超えて高い。

世帯構成別では、「40 年以上」はその他と親と子と孫の3世代世帯で 60%を超えて高い。

問5 住居年数[%]



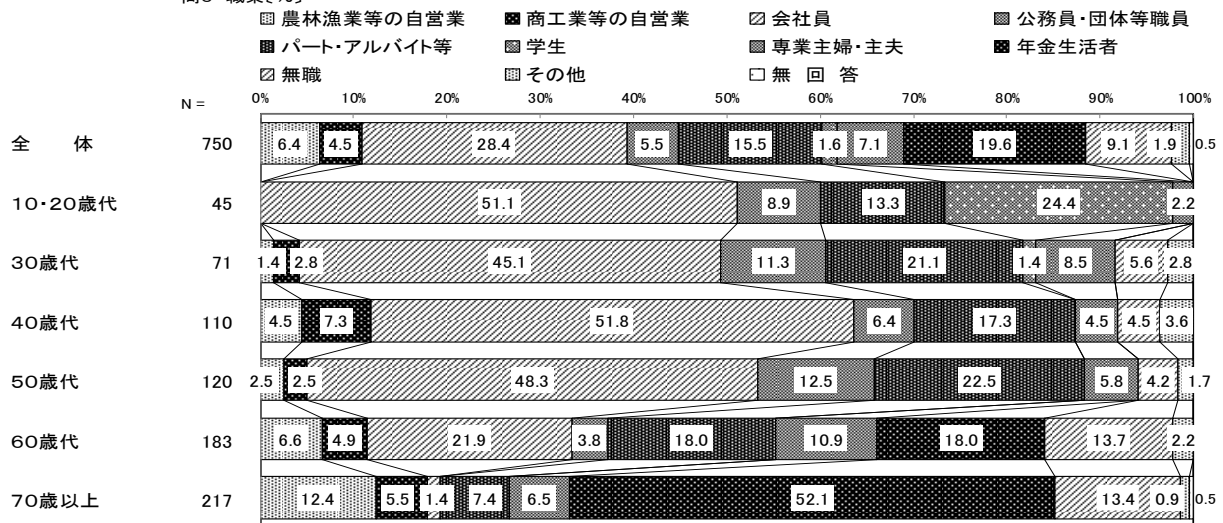
問6 あなたの職業は次のどれですか。

全体では、「会社員」が 28.4%と最も高く、「年金生活者」が 19.6%、「パート・アルバイト等」が 15.5%と続いている。

年代別では、「会社員」は 10・20 歳代、30 歳代、40 歳代と 50 歳代で 50%前後を占めて高く、「年金生活者」は 70 歳以上で 52.1%、「学生」は 10・20 歳代で 24.4%を占める。

性年齢別では、「会社員」は男性で 40.3%、女性で 17.6%となっている。「パート・アルバイト等」は女性で 23.1%と多く、特に 50 歳代女性は 38.5%と高い。

問6 職業[%]



問6-1 【前問で 1. ～6. を回答した方】あなたの通勤・通学先はどこですか。

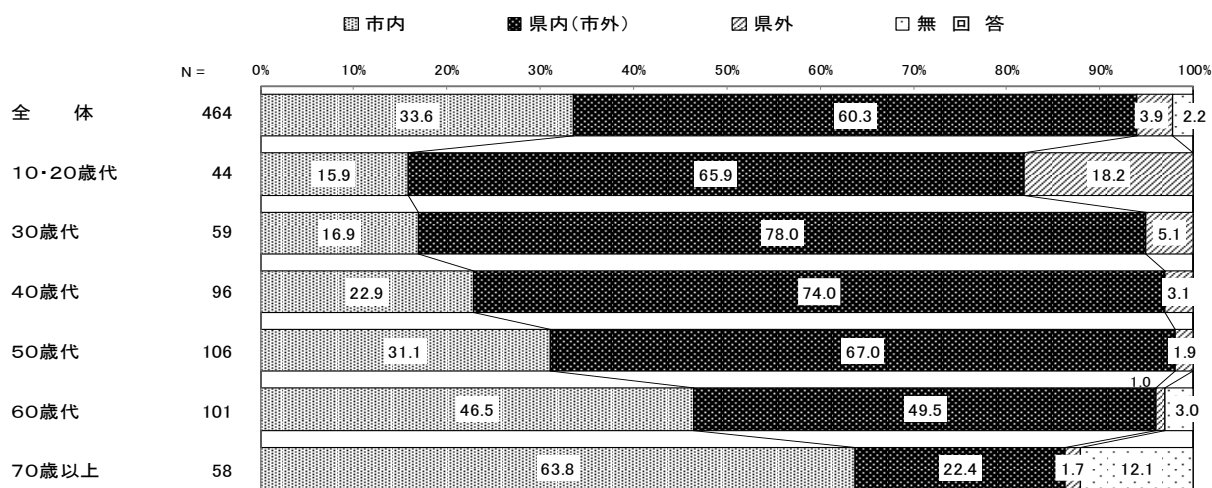
全体では、「県内(市外)」が 60.3%と高く、「市内」が 33.6%と続いている。

年代別では、「県内(市外)」は 30 歳代で 78.0%と最も高く、年代が上がると低くなっている。「市内」は 10・20 歳代で 15.9%と最も低く、年代が上がると高くなり、70 歳以上で 63.8%である。「県外」は 10・20 歳代で 18.2%と高い。

居住地域別では、「県内(市外)」は下稲吉中学校区で 70.5%、「市内」は霞ヶ浦中学校区で 47.4%と高い。

職業別では、「県内(市外)」は公務員・団体等職員と会社員で 75%を超え、「市内」は農林漁業等の自営業で 81.3%、商工業等の自営業で 67.6%と高い。その他、「県外」は学生で 66.7%と高い。

問6-1 通勤・通学先[%]



3 住んでいる地域のこと、地域との関わりなど

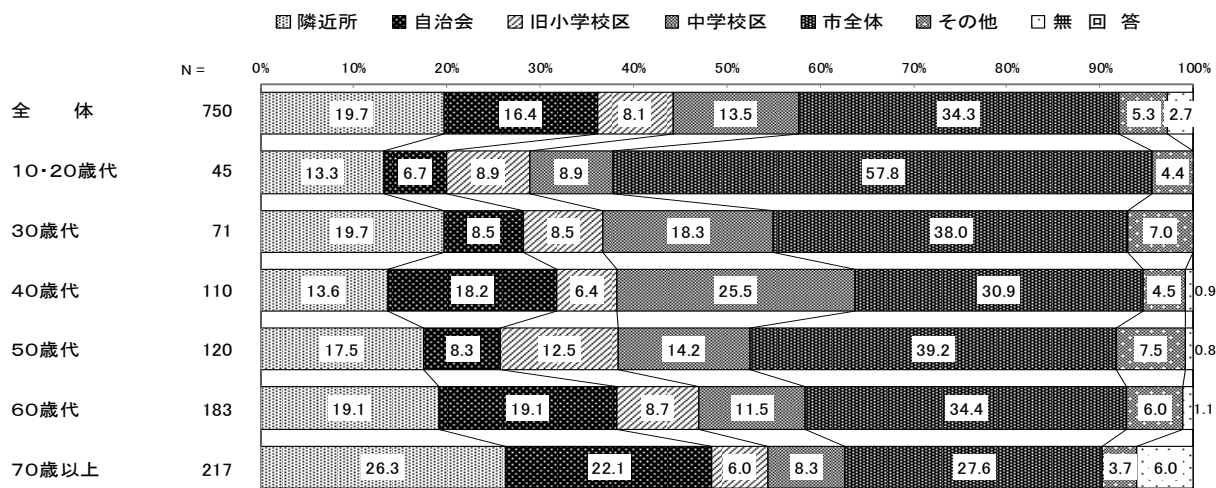
問7 あなたが考える「生活上の地域」は、どの範囲のことをいいますか。

全体では、「市全体」が 34.3%と最も高く、「隣近所」が 19.7%、「自治会」が 16.4%、「中学校区」が 13.5%と続いている。

年代別では、「市全体」は 10・20 歳代で 57.8%と半数を超え、「中学校区」は 40 歳代で 25.5%と高い。

住居年数別では、「市全体」は5～9年の居住者で 45.9%と高い。

問7 生活上の範囲[%]



問8 あなたの世帯では、近所付き合いをどの程度されていますか。

全体では、「立ち話をするくらいの付き合い」が 37.1%、「会えばあいさつをするくらいの付き合い」が 33.6%と高い。

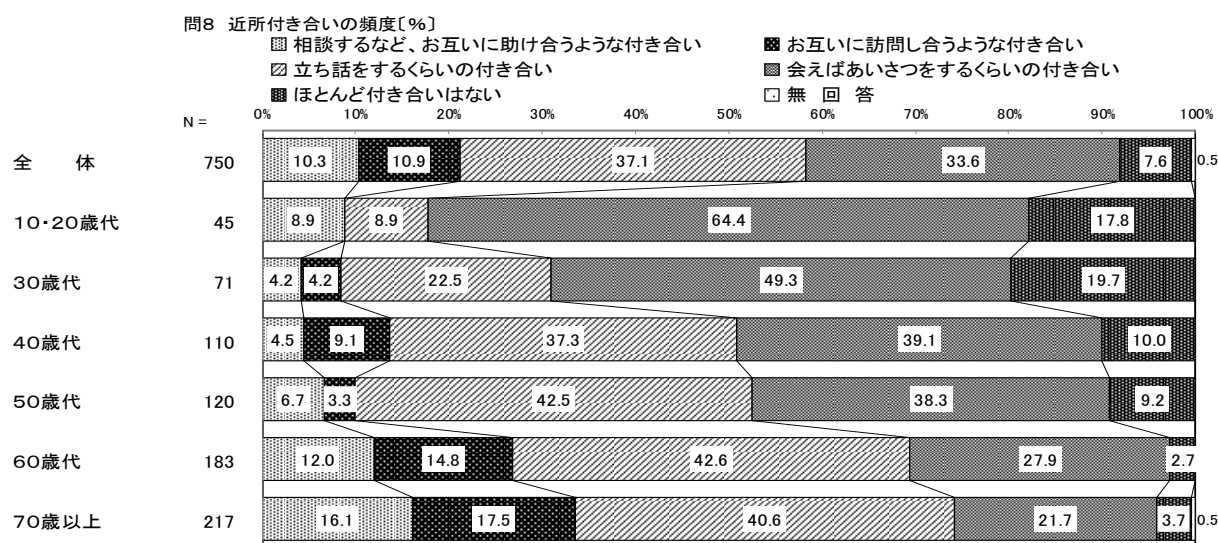
年代別では、「立ち話をするくらいの付き合い」は年代が上がると高くなり、60 歳代で 42.6%である。「会えばあいさつをするくらいの付き合い」は 10・20 歳代で 64.4%と最も高く、年代が上がると低くなり、70 歳以上は 21.7%である。「ほとんど付き合いはない」は 10・20 歳代と 30 歳代で 20%弱と高い。

世帯構成別では、「相談するなど、お互いに助け合うような付き合い」は親と子と孫の3世代世帯で 20.5%、「ほとんど付き合いはない」はひとり暮らし世帯で 25.6%と高い。

地域活動参加状況別では、参加していない回答者は「会えばあいさつをするくらいの付き合い」が 47.9%と高い。

住居年数別では、「会えばあいさつをするくらいの付き合い」と「ほとんど付き合いはない」は5～9年と5年未満の居住者でそれぞれ45%超、25%前後回答されている。

職業別では、「相談するなど、お互いに助け合うような付き合い」は農林漁業等の自営業で27.1%、「お互いに訪問し合うような付き合い」は商工業等の自営業で23.5%と高い。



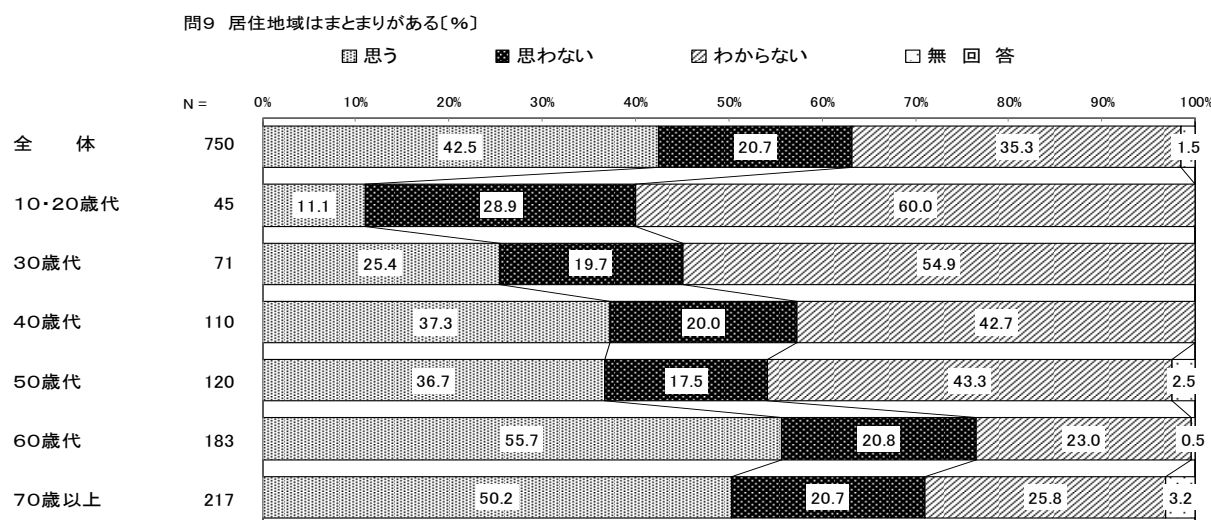
問9 あなたの身近な地域についてうかがいます。①あなたの住んでいる地域は、まとまりがある方だと思いますか。

全体では、「思う」が42.5%、「思わない」が20.7%である。

年代別では、「思う」は10・20歳代で11.1%、30歳代で25.4%と低く、60歳代で55.7%と高い。

居住地域別では、「思う」は千代田義務教育学校区で52.6%と多く回答されている。

地域活動参加状況別では、参加している回答者は「思う」が57.5%と高い。



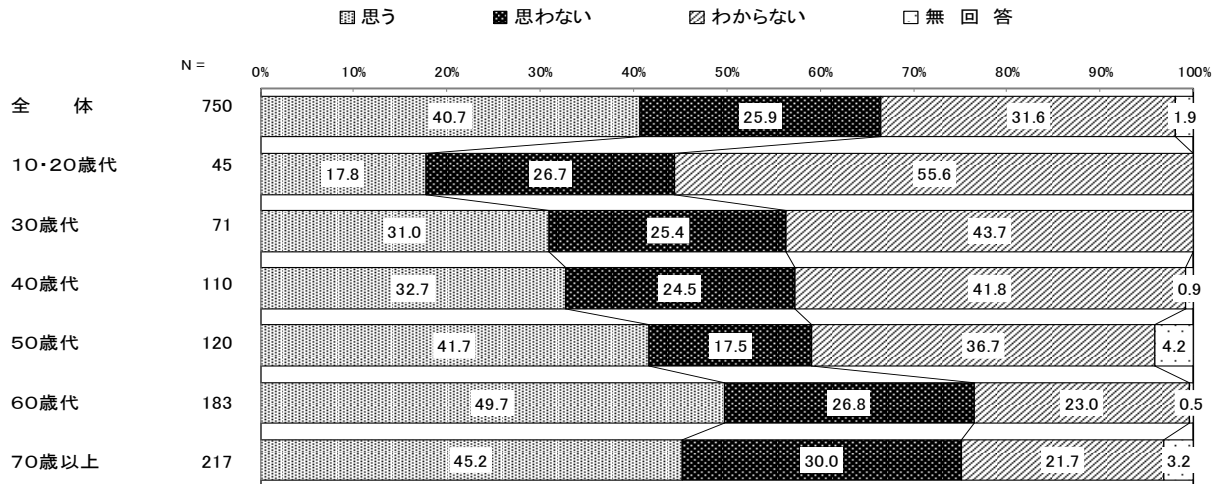
②あなたの住んでいる地域では、声かけや支えあい活動がみられますか。

全体では、「思う」が40.7%、「思わない」が25.9%である。

年代別では、「思う」は10・20歳代で17.8%と低く、60歳代で49.7%と高い。

地域活動参加状況別では、参加している回答者は「思う」が53.8%と高い。

問9 居住地域は声かけや支え合い活動がみられる[%]



③あなたは地域の行事や活動などに参加・協力していますか。

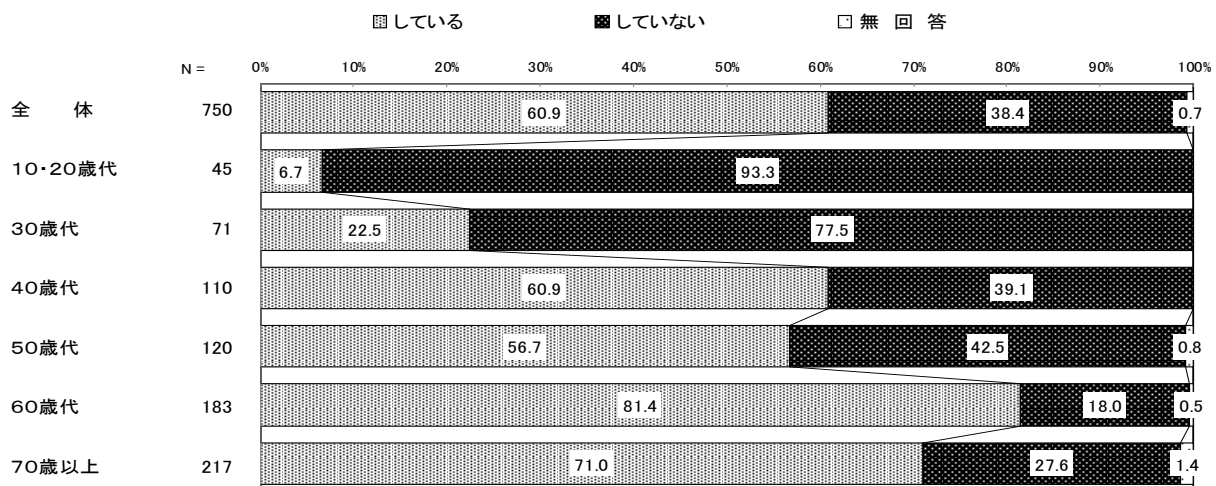
全体では、「している」が60.9%と高く、「していない」が38.4%である。

年代別では、「している」は10・20歳代で6.7%、30歳代で22.5%と低く、60歳代で81.4%、70歳以上で71.0%と高い。

世帯構成別では、「している」は親と子と孫の3世代世帯で73.9%、「していない」はひとり暮らし世帯で63.4%と高い。

職業別では、「している」は農林漁業等の自営業、商工業等の自営業と年金生活者で70%を超え、「していない」は学生で91.7%、公務員・団体等職員で48.8%と高い。

問9 地域の行事や活動の参加・協力状況[%]



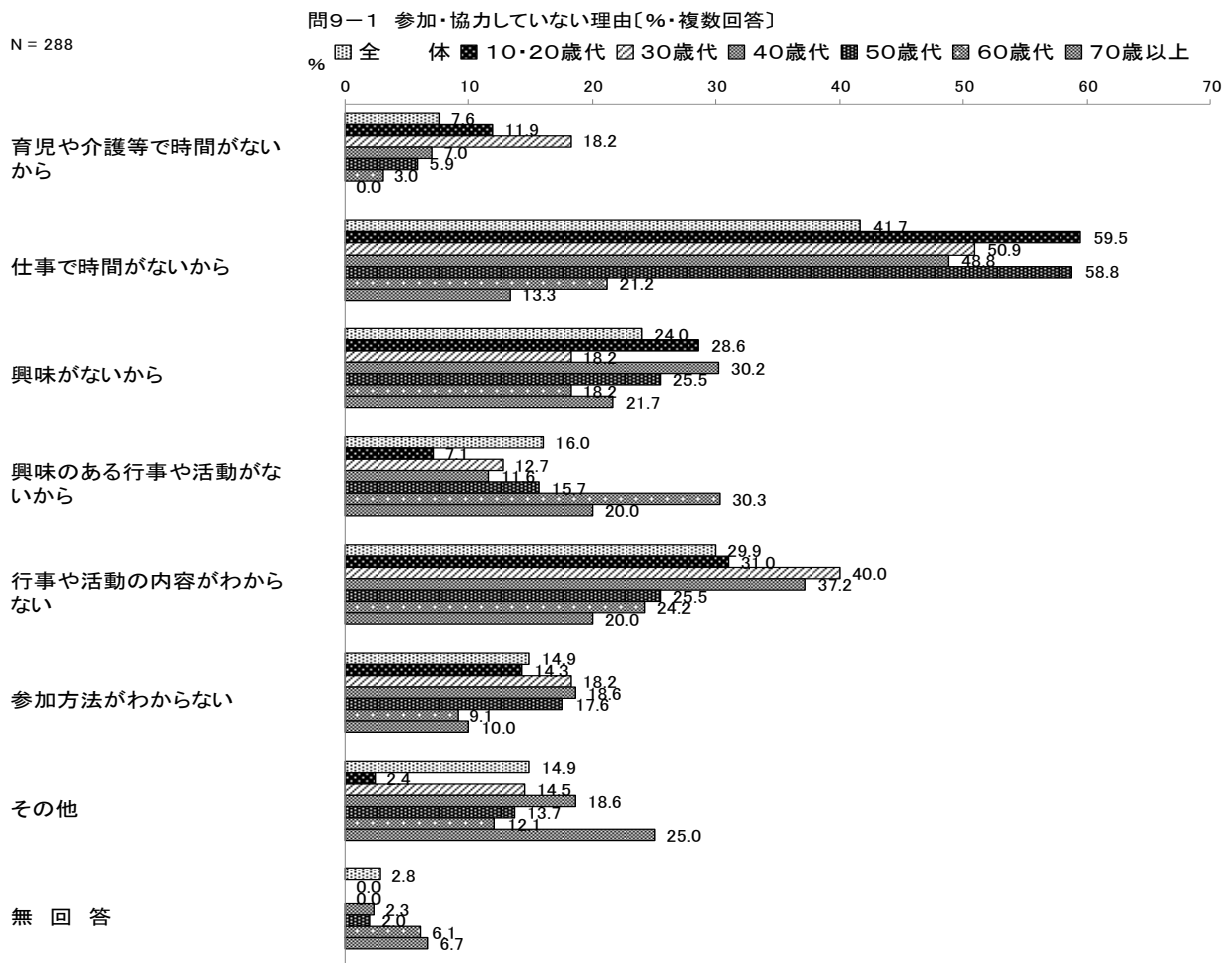
問9-1 【前問③で2.を回答した方】参加・協力していない主な理由は何ですか。

全体では、「仕事で時間がないから」が41.7%と最も高く、「行事や活動の内容がわからない」が29.9%、「興味がないから」が24.0%、「興味のある行事や活動がないから」が16.0%と続いている。

年代別では、「仕事で時間がないから」は10・20歳代と50歳代で55%を超えて高く、「行事や活動の内容がわからない」は30・40歳代で35%を超え、「興味のある行事や活動がないから」は60歳代で30.3%と高い。

性年齢別では、「仕事で時間がないから」は男性で49.6%と女性(35.4%)に比べ高く、特に10・20歳代と50歳代の男性で60%を超えて高い。

世帯構成別では、「仕事で時間がないから」は親と子の2世代世帯で51.8%と高い。



問10 現在、あなたの住んでいる地域で優先的に解決するべきと思う課題はありますか。

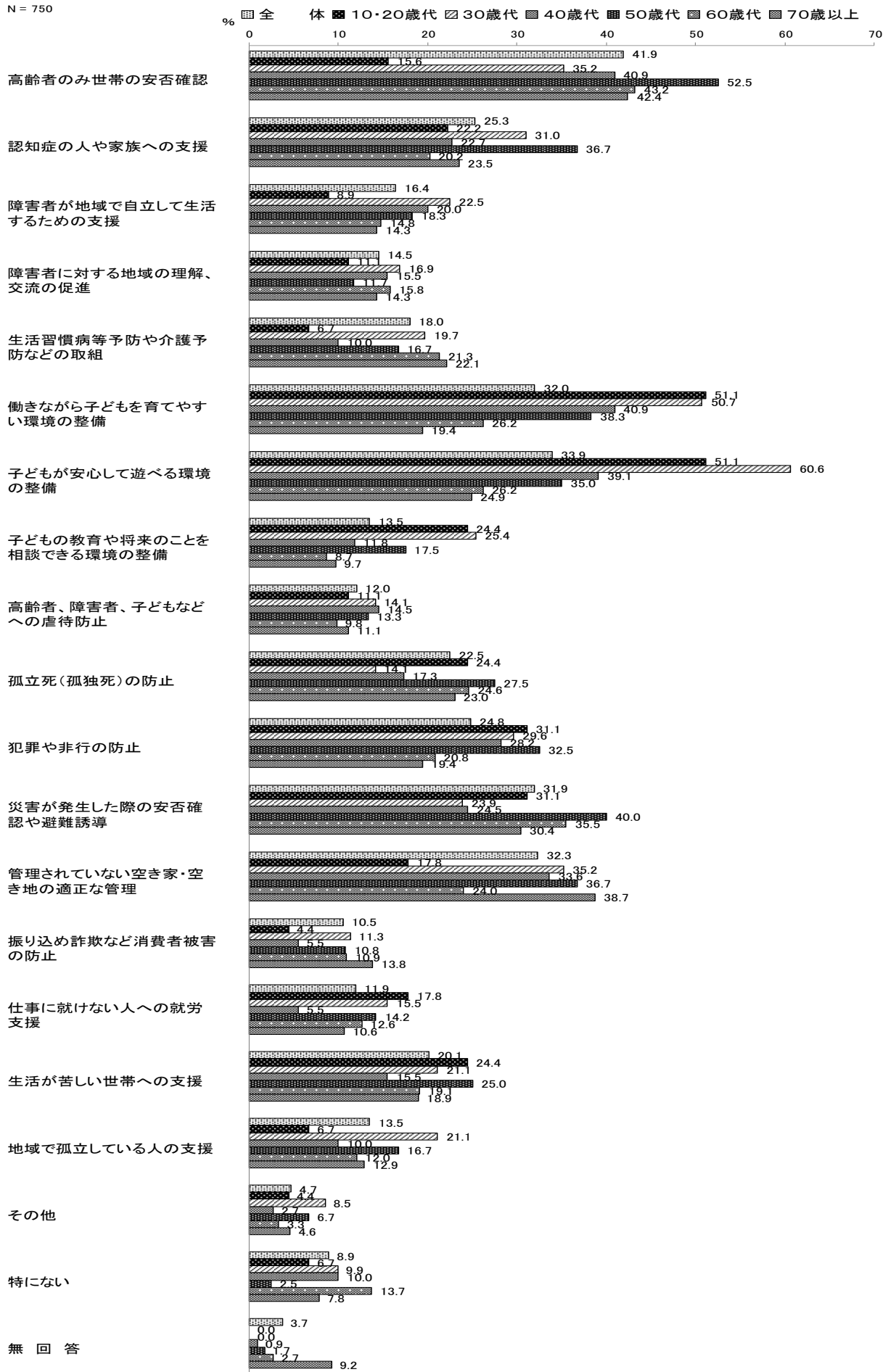
全体では、「高齢者のみ世帯の安否確認」が 41.9%と最も高く、「子どもが安心して遊べる環境の整備」が 33.9%、「管理されていない空き家・空き地の適正な管理」が 32.3%、「働きながら子どもを育てやすい環境の整備」が 32.0%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」が 31.9%と続いている。

年代別では、「高齢者のみ世帯の安否確認」は 50 歳代で 52.5%、「子どもが安心して遊べる環境の整備」と「働きながら子どもを育てやすい環境の整備」は 30 歳代以下で 50%を超えて高い。

地域の範囲別では、「高齢者のみ世帯の安否確認」は自治会を地域の範囲と考える回答者で 54.5%と高い。

N = 750

問10 地域で優先的に解決すべき課題[%・複数回答]



居住地域別でみた優先して取り組むべき課題の上位5項目は以下のとおりとなっており、その具体的な内容を下段の表にまとめています。(黄色の項目)

	問10地域で優先的に解決すべき課題(%・複数回答)																			
	全 体	高齢者のみ世帯の安否確認	認知症の人や家族への支援	障害者が地域で自立して生活するための支援	障害者に対する地域の理解、交流の促進	生活習慣病等予防や介護予防などの取組	働きながら子どもを育てやすい環境の整備	子どもが安心して遊べる環境の整備	子どもの教育や将来のことを相談できる環境の整備	高齢者、障害者、子どもなどへの虐待防止	孤立死(孤独死)の防止	犯罪や非行の防止	災害が発生した際の安否確認や避難誘導	管理されていない空き家・空き地の適正な管理	振り込み詐欺など消費者被害の防止	仕事に就けない人への就労支援	生活が苦しい世帯への支援	地域で孤立している人の支援	その他	特にな
全 体	750	314	190	123	109	135	240	254	101	90	169	186	239	242	79	89	151	101	35	67
	100.0	41.9	25.3	16.4	14.5	18.0	32.0	33.9	13.5	12.0	22.5	24.8	31.9	32.3	10.5	11.9	20.1	13.5	4.7	8.9
霞ヶ浦中学校区	264	125	63	46	39	51	76	74	30	28	67	46	84	99	29	31	56	44	8	28
	100.0	47.3	23.9	17.4	14.8	19.3	28.8	28.0	11.4	10.6	25.4	17.4	31.8	37.5	11.0	11.7	21.2	16.7	3.0	10.6
千代田義務教育学校区	133	57	28	15	13	32	37	42	13	7	24	21	35	45	13	11	25	13	5	10
	100.0	42.9	21.1	11.3	9.8	24.1	27.8	31.6	9.8	5.3	18.0	15.8	26.3	33.8	9.8	8.3	18.8	9.8	3.8	7.5
下福吉中学校区	330	125	96	57	54	52	122	132	56	53	75	113	112	93	33	45	66	38	21	27
	100.0	37.9	29.1	17.3	16.4	15.8	37.0	40.0	17.0	16.1	22.7	34.2	33.9	28.2	10.0	13.6	20.0	11.5	6.4	8.2
無 回 答	23	7	3	5	3	-	5	6	2	2	3	6	8	5	4	2	4	6	1	2
	100.0	30.4	13.0	21.7	13.0	-	21.7	26.1	8.7	8.7	13.0	26.1	34.8	21.7	17.4	8.7	17.4	26.1	4.3	8.7

1位	高齢者のみ世帯の安否確認 ひとり暮らし高齢者への地域や家族(遠方に住んでいる)のサポート不足、要介護認定までの調査の遅れ。どのようなサポートサービスがあるのか、サポートする側の認知不足。安否確認というよりは利用できるサービスを増やす。高齢者世帯の訪問(定期)。
2位	子どもが安心して遊べる環境の整備 小さな子どもも安心して遊べる公園等がない。子どもが安心して遊べる場所が少ない。遊具のある公園が近くにない。公園や図書館の整備。各地域にある遊具等への管理を行う人がおらず、不衛生に加え劣化が激しい。
3位	管理されていない空き家・空き地の適正な管理 今後、空き家が増加する中、対応策(法の制定など)を強化すべき。空き家があり、倒壊しそうになっている。空き家が増えると害虫、害獣が増えて危険である。閉校した小学校の有効利用。
4位	働きながら子どもを育てやすい環境の整備 放課後児童クラブが小6までであると良いのではと思う。放課後児童クラブの場所を小学校単位で1つにしてあげてほしい。母親の送迎の負担が大きい。やまゆり館も時々でいいので土日とも開いていると働いていても行きやすく、他の母親たちと交わる機会ができる。
5位	災害が発生した際の安否確認や避難誘導 火災等発生時、特に消火栓の速やかな操作法の取得が重要。

問 11 住んでいる地域で困ったことがある場合は、誰に相談しますか。

全体では、「家族」が72.4%と最も高く、「知人・友人」が36.7%、「隣近所の人」が34.7%、「親族」が28.0%と続いている。

年代別では、10・20歳代で「家族」が84.4%と高い。

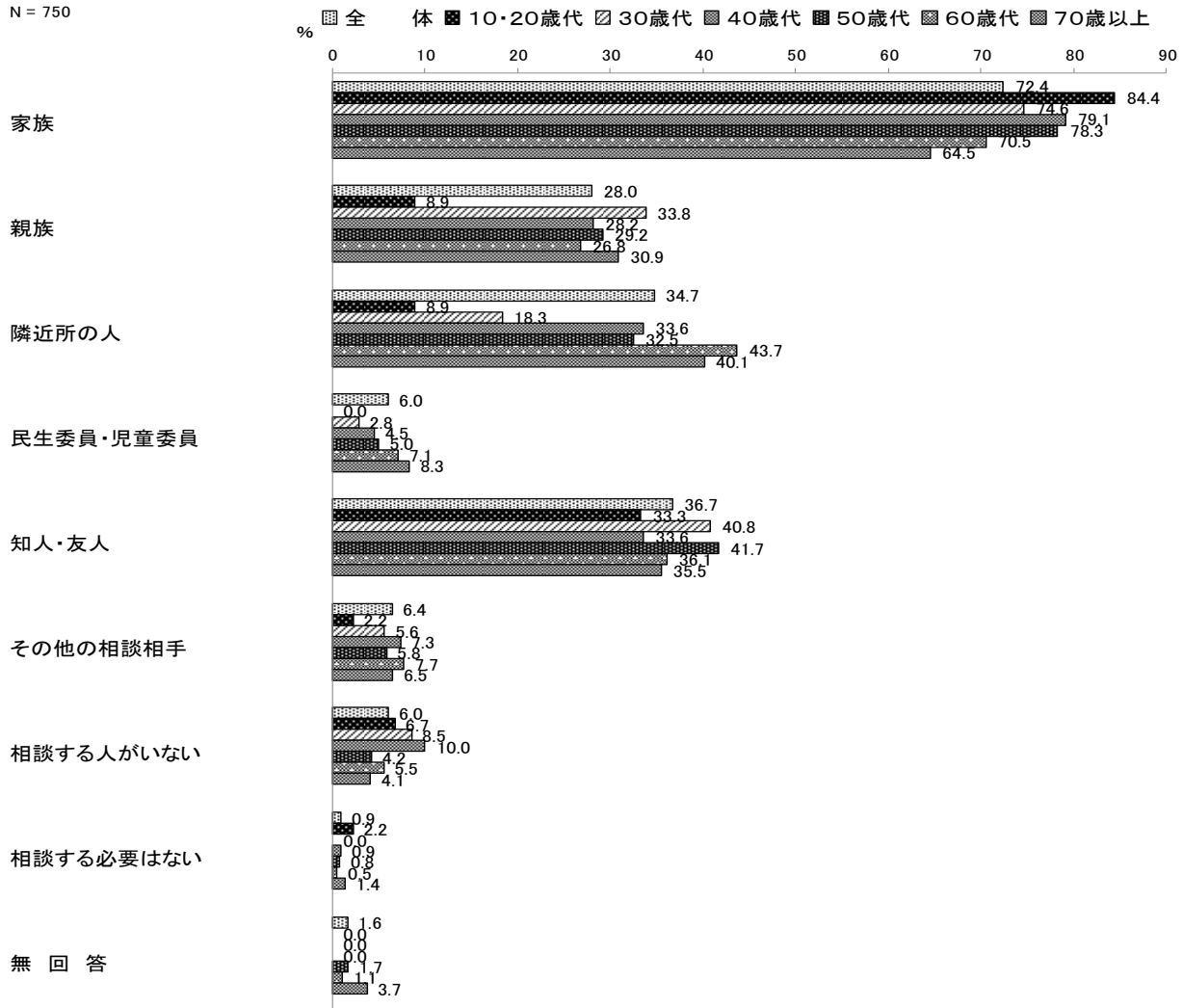
性年齢別では、「家族」は女性で80.1%と男性(64.7%)より高い。

世帯構成別では、「相談する人がいない」はひとり暮らし世帯で19.5%と高い。

地域活動参加状況別では、参加している回答者は「隣近所の人」が47.3%と高い。

N = 750

問11 地域で困った時に相談する人〔%・複数回答〕



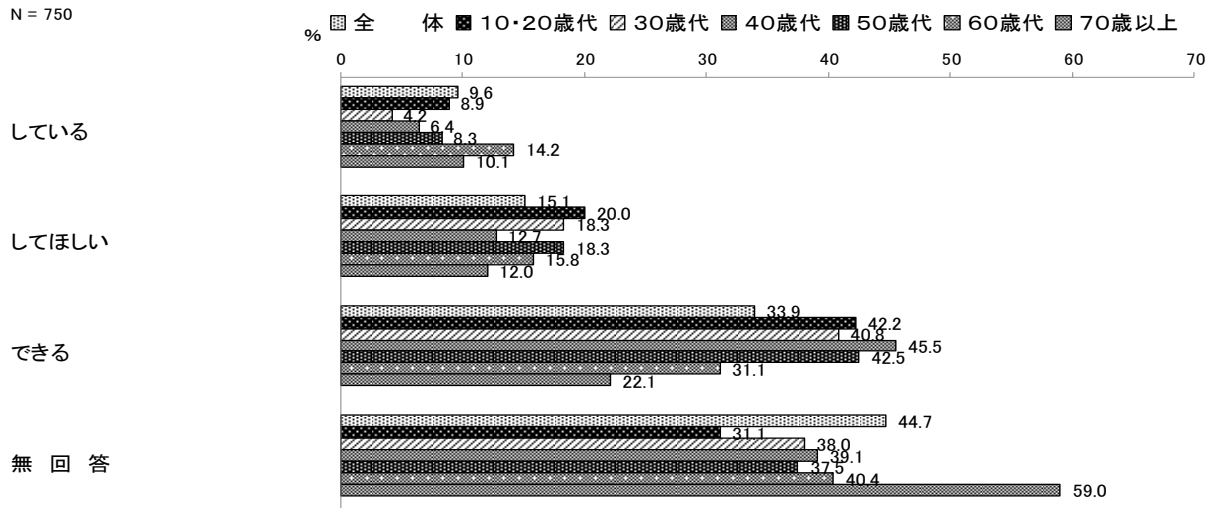
問12 現在、あなたは日常生活の中で地域の人に行っていること、してほしいことや、今後できることがありますか。

①安否確認の声かけ

全体では、「できる」が33.9%と高く、「してほしい」が15.1%、「している」が9.6%である。
年代別では、「できる」は40歳代で45.5%と高く、70歳以上で22.1%と低い。

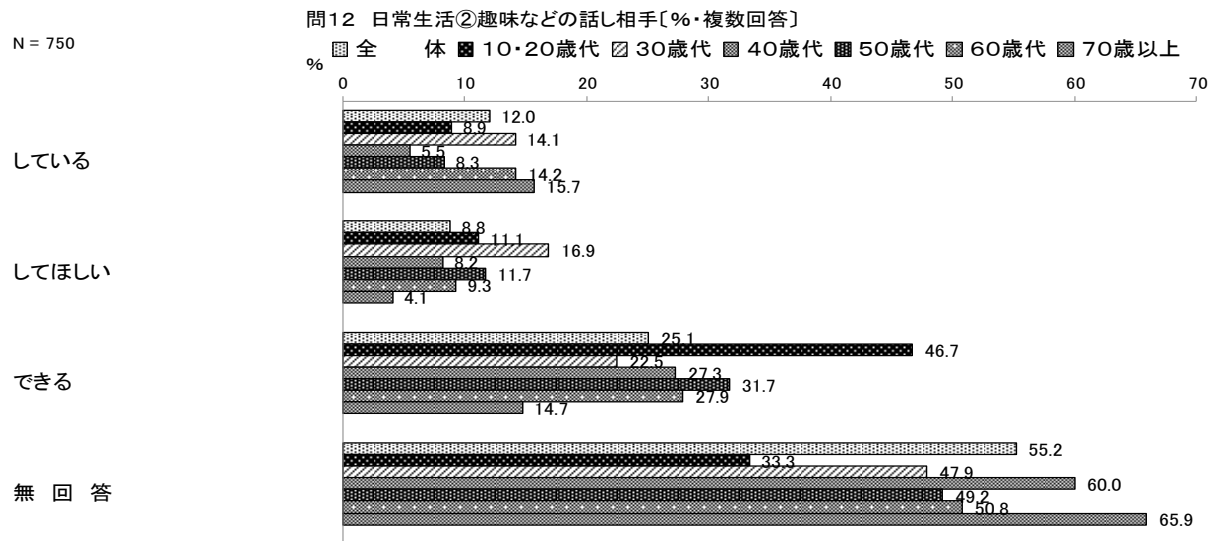
N = 750

問12 日常生活①安否確認の声かけ〔%・複数回答〕



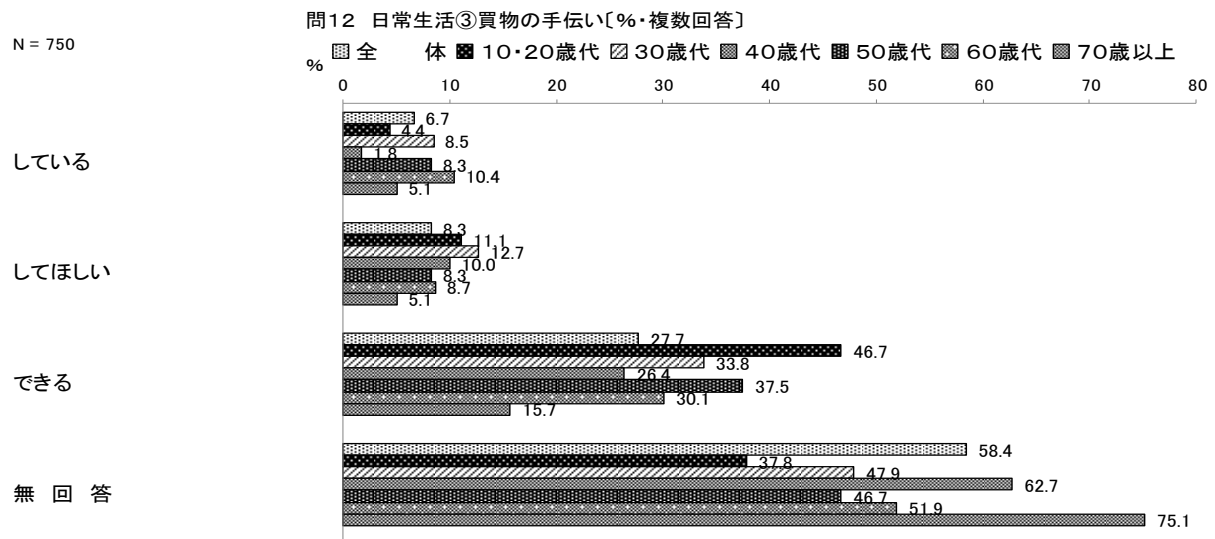
②趣味などの話し相手

全体では、「できる」が25.1%と高く、「している」が12.0%、「してほしい」が8.8%である。
年代別では、「できる」は10・20歳代で46.7%と高く、70歳以上で14.7%と低い。



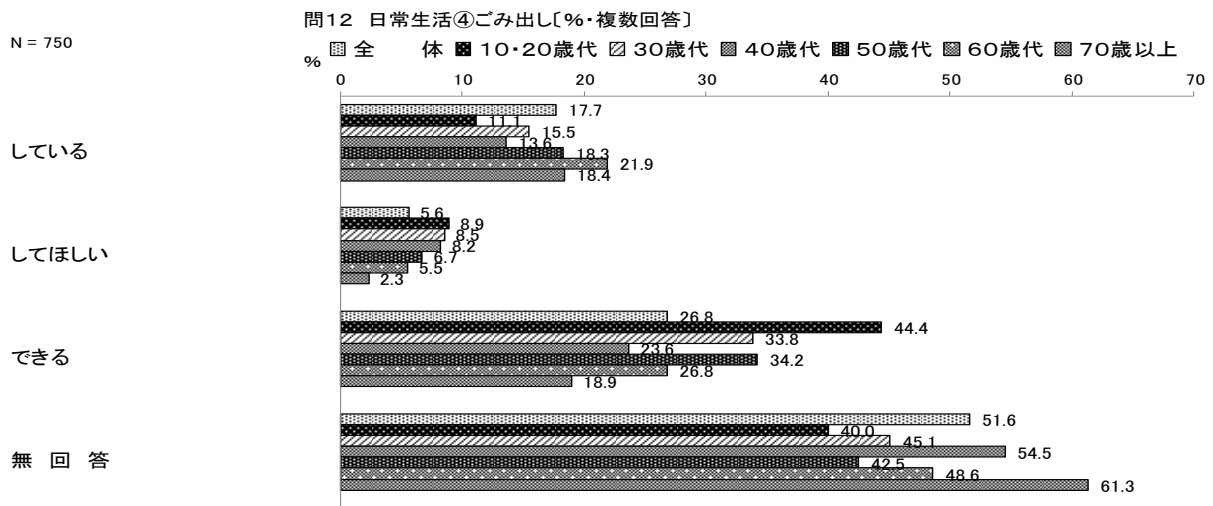
③買物の手伝い

全体では、「できる」が27.7%と高く、「してほしい」が8.3%、「している」が6.7%である。
年代別では、「できる」は10・20歳代で46.7%、50歳代で37.5%と高く、70歳以上で15.7%と低い。



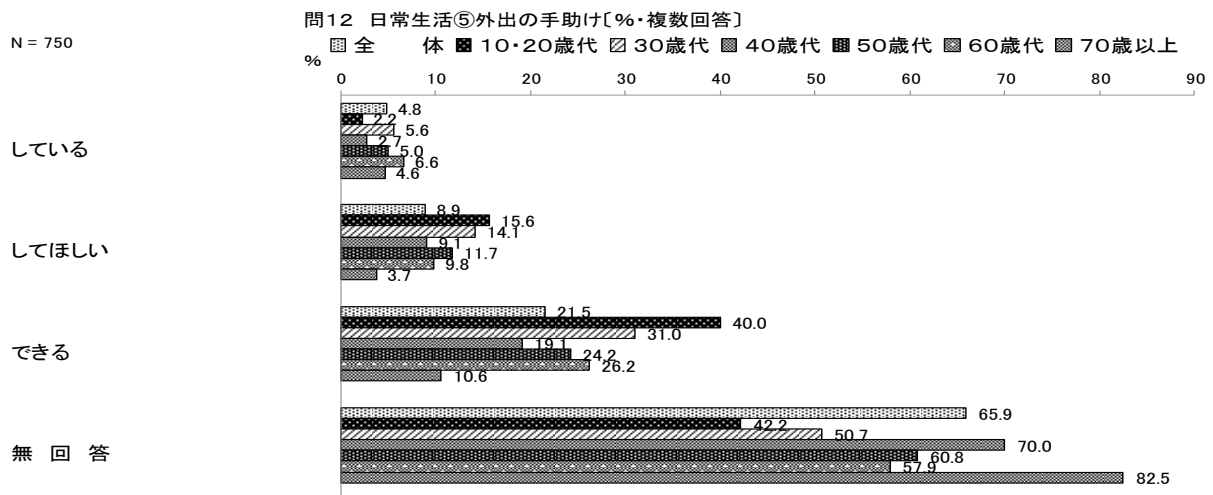
④ごみ出し

全体では、「できる」が26.8%と高く、「している」が17.7%、「してほしい」が5.6%である。
年代別では、「できる」は10・20歳代で44.4%と高い。
性年齢別では、「している」は男性で23.1%と女性の13.0%に比べ高い。



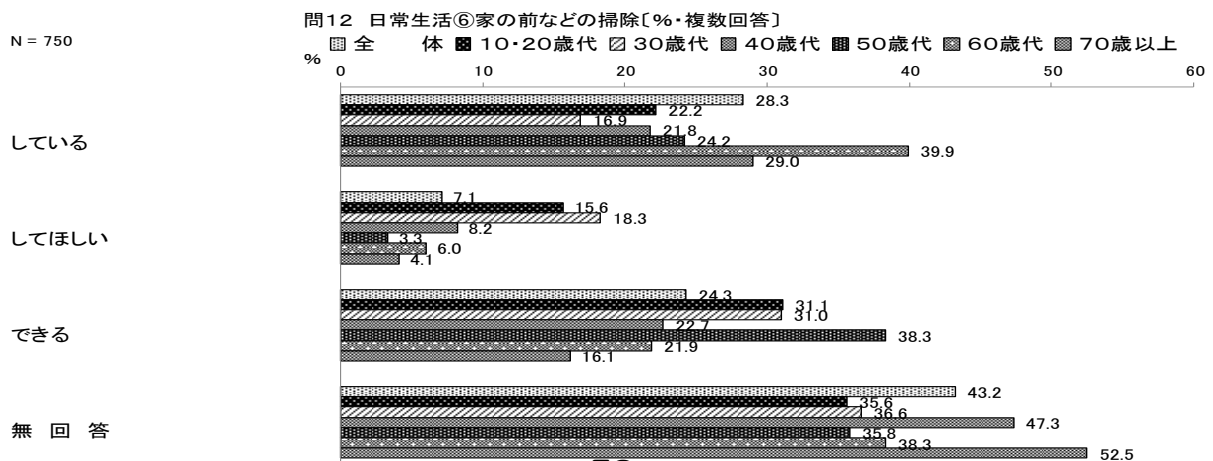
⑤外出の手助け

全体では、「できる」が21.5%と高く、「してほしい」が8.9%、「している」が4.8%である。
年代別では、「できる」は10・20歳代で40.0%、30歳代で31.0%と高く、70歳以上で10.6%と低い。



⑥家の前などの掃除

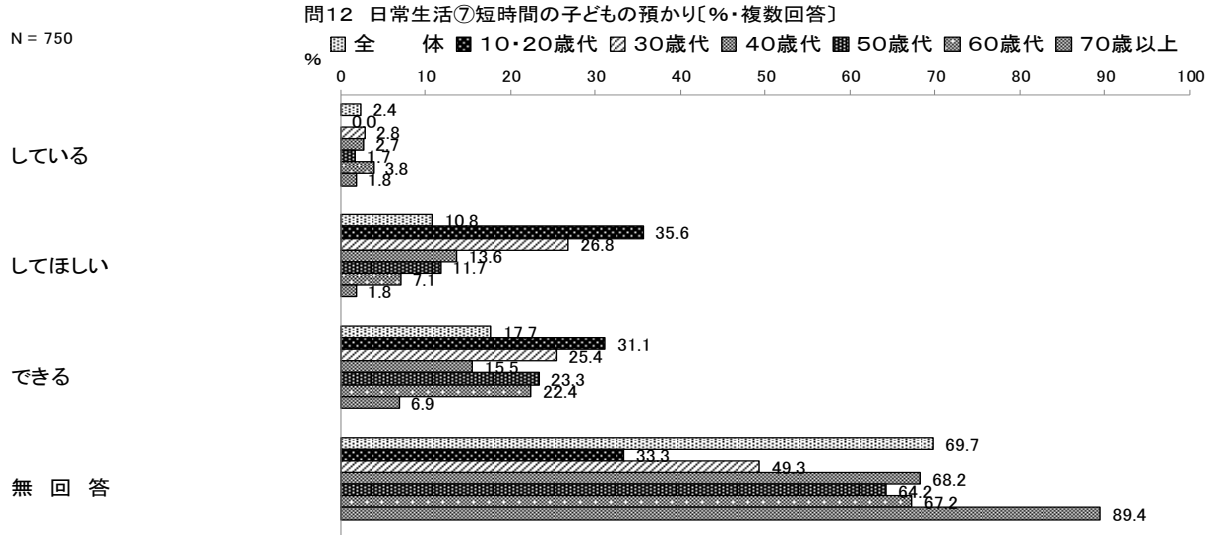
全体では、「している」が28.3%、「できる」が24.3%と高く、「してほしい」が7.1%である。
年代別では、「している」は60歳代で39.9%と高く、30歳代で16.9%と低い。「できる」は50歳代で38.3%と高い。「してほしい」は30歳代以下で15%を超えて高い。
世帯構成別では、「している」は夫婦のみ世帯で39.3%と高い。



⑦短時間の子どもの預かり

全体では、「できる」が17.7%と高く、「してほしい」が10.8%、「している」が2.4%である。

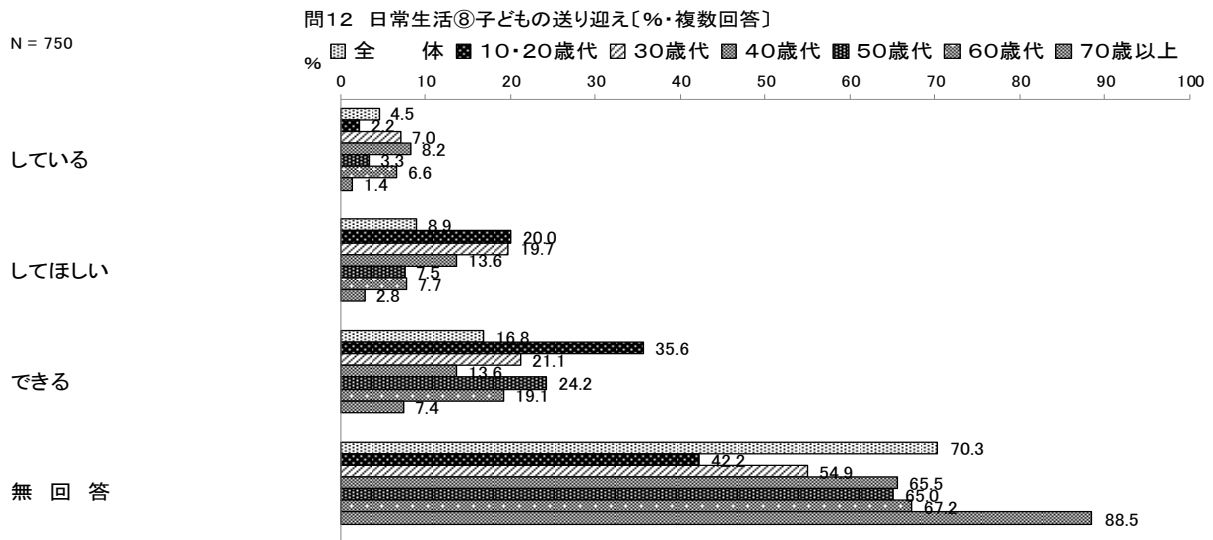
年代別では、「できる」は10・20歳代で31.1%と高く、「してほしい」は10・20歳代で35.6%、30歳代で26.8%と高い。



⑧子どもの送り迎え

全体では、「できる」が16.8%と高く、「してほしい」が8.9%、「している」が4.5%である。

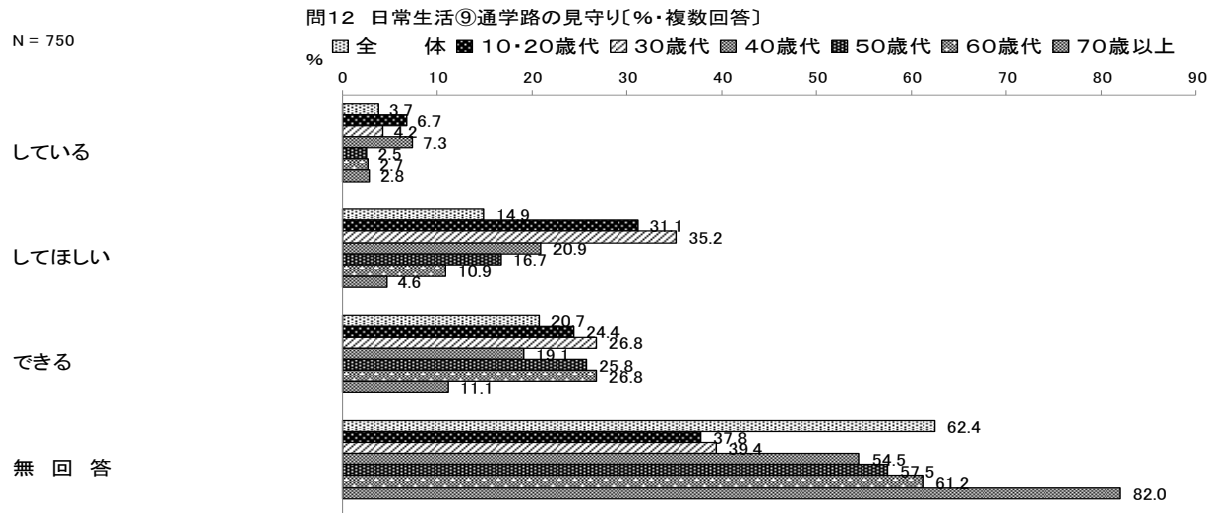
年代別では、「できる」は10・20歳代で35.6%と高い。「してほしい」は10・20歳代と30歳代で20%程度と高い。



⑨子どもの通学路の見守り

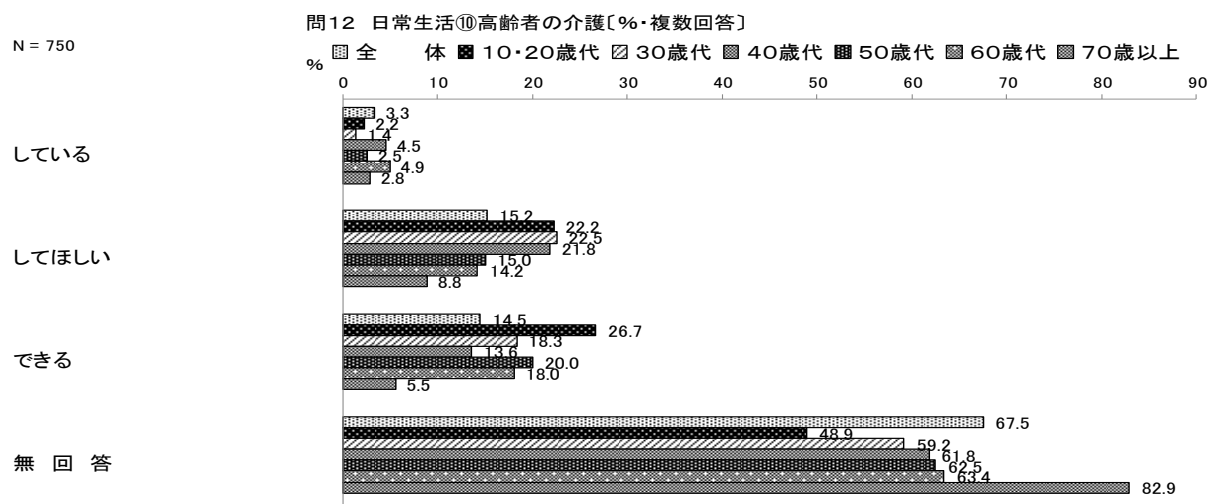
全体では、「できる」が20.7%と高く、「してほしい」が14.9%、「している」が3.7%である。

年代別では、「できる」は70歳以上で11.1%と低い。「してほしい」は30歳代以下で30%を超えて高い。



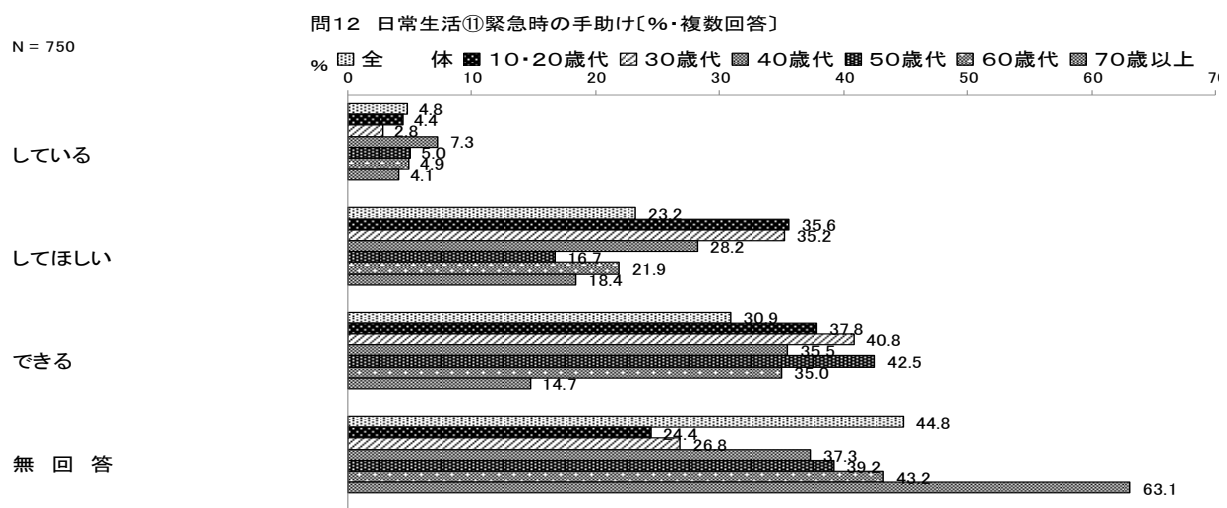
⑩高齢者の介護

全体では、「してほしい」が15.2%、「できる」が14.5%と高く、「している」が3.3%である。
年代別では、「できる」は10・20歳代で26.7%と高い。



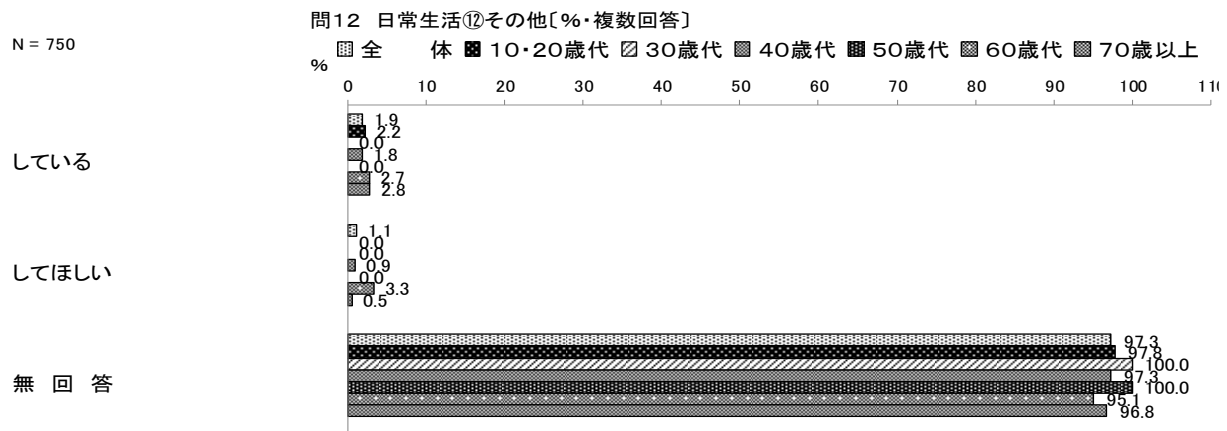
⑪緊急時の手助け

全体では、「できる」が30.9%と高く、「してほしい」が23.2%、「している」が4.8%である。
年代別では、「できる」は30歳代と50歳代で40%を超えて高い。「してほしい」は30歳代以下で35%を超えて高い。



⑫その他（していること・してほしいこと）

回答数が少なく、していることは道路の草刈り、声かけ、挨拶などで、してほしいことは草刈りや芝生の刈りこみ、剪定、送迎バス、排水溝の清掃や掃除機などである。

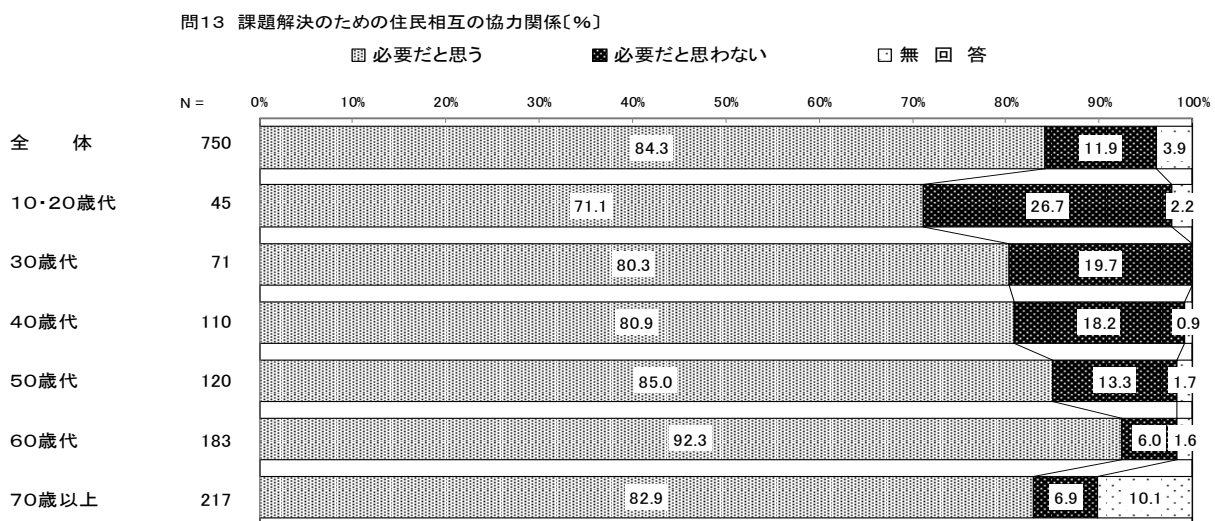


問 13 今後、あなたの住んでいる地域で起こる様々な生活の課題を解決していくために、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか。

全体では、「必要だと思う」が84.3%と8割を占め、「必要だと思わない」が11.9%である。

年代別では、「必要だと思う」は10・20歳代では71.1%で、年代が上がると高くなり、60歳代は92.3%である。

地域活動参加状況別では、参加していない回答者は「必要だと思わない」が23.3%と高い。



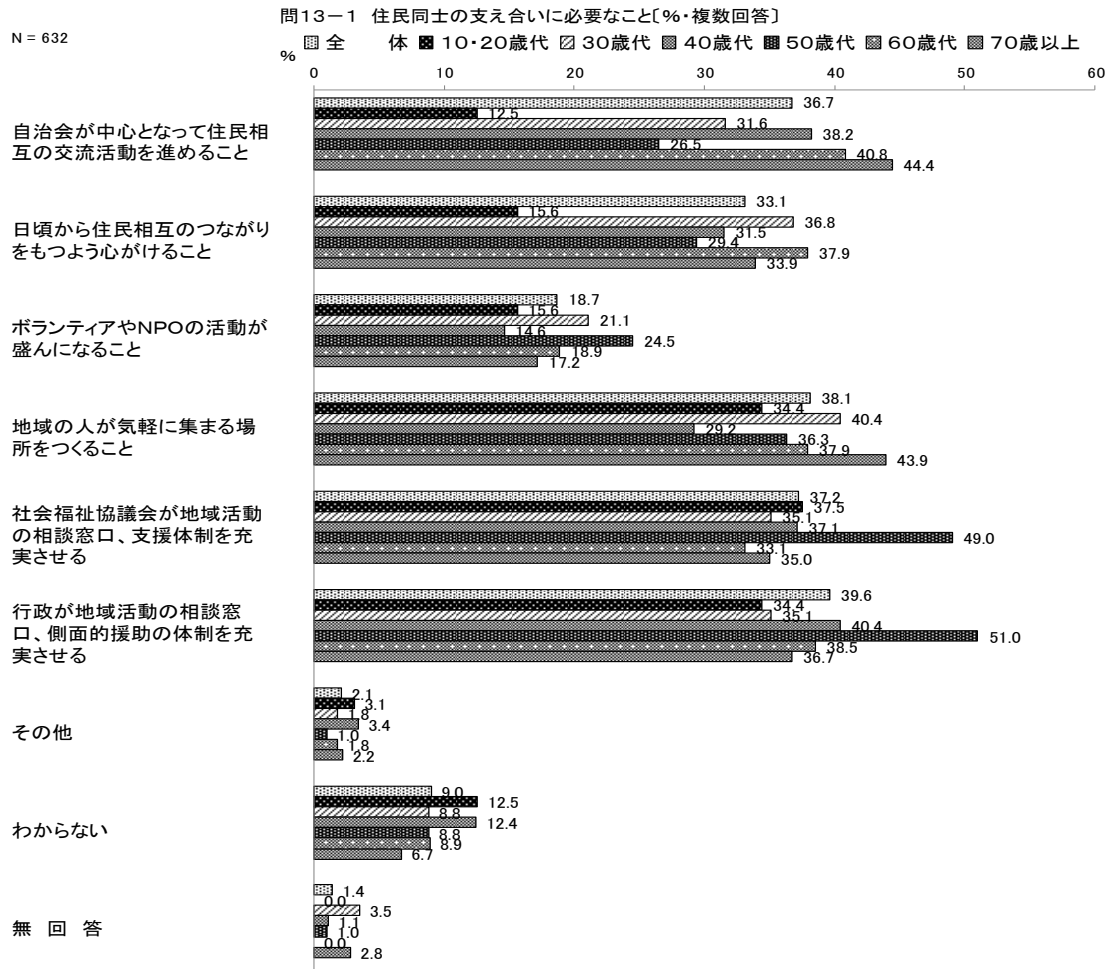
問 13-1 【前問で 1. を回答した方】地域で起きる様々な生活の課題について、住民同士が自主的に支え合ったり、助け合ったりするために必要だと思うことは何ですか。

全体では、「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が39.6%、「地域の人が気軽に集まる場所をつくること」が38.1%、「社会福祉協議会が地域活動の相談窓口、支援体制を充実させる」が37.2%、「自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」が36.7%と、4つの項目は同程度で高い。

年代別では、「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」と「社会福祉協議会が地域活動の相談窓口、支援体制を充実させる」は50歳代で50%前後と高い。「自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」は10・20歳代で12.5%、50歳代で26.5%と低い。

性別では、「自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」は男性で 43.7%と女性の 30.3%に比べ高い。

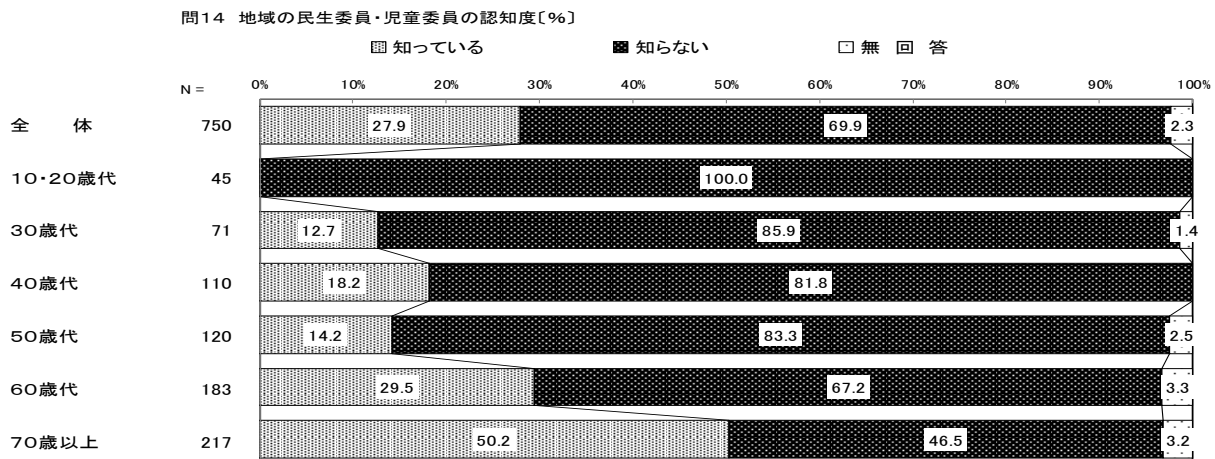
地域の範囲別では、自治会が地域の範囲と考える回答者で「自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」が 57.8%、旧小学校区と考える回答者で「日頃から住民相互のつながりをもつよう心がけること」が 46.3%と高い。



4 福祉活動・ボランティアに関すること

問14 お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員を知っていますか。

全体では、「知らない」が69.9%と多く、「知っている」は27.9%である。
 年代別では、「知らない」は10・20歳代で全員と高く、70歳以上で46.5%と低い。
 世帯構成別では、「知っている」は親と子と孫の3世代世帯で43.2%と高い。



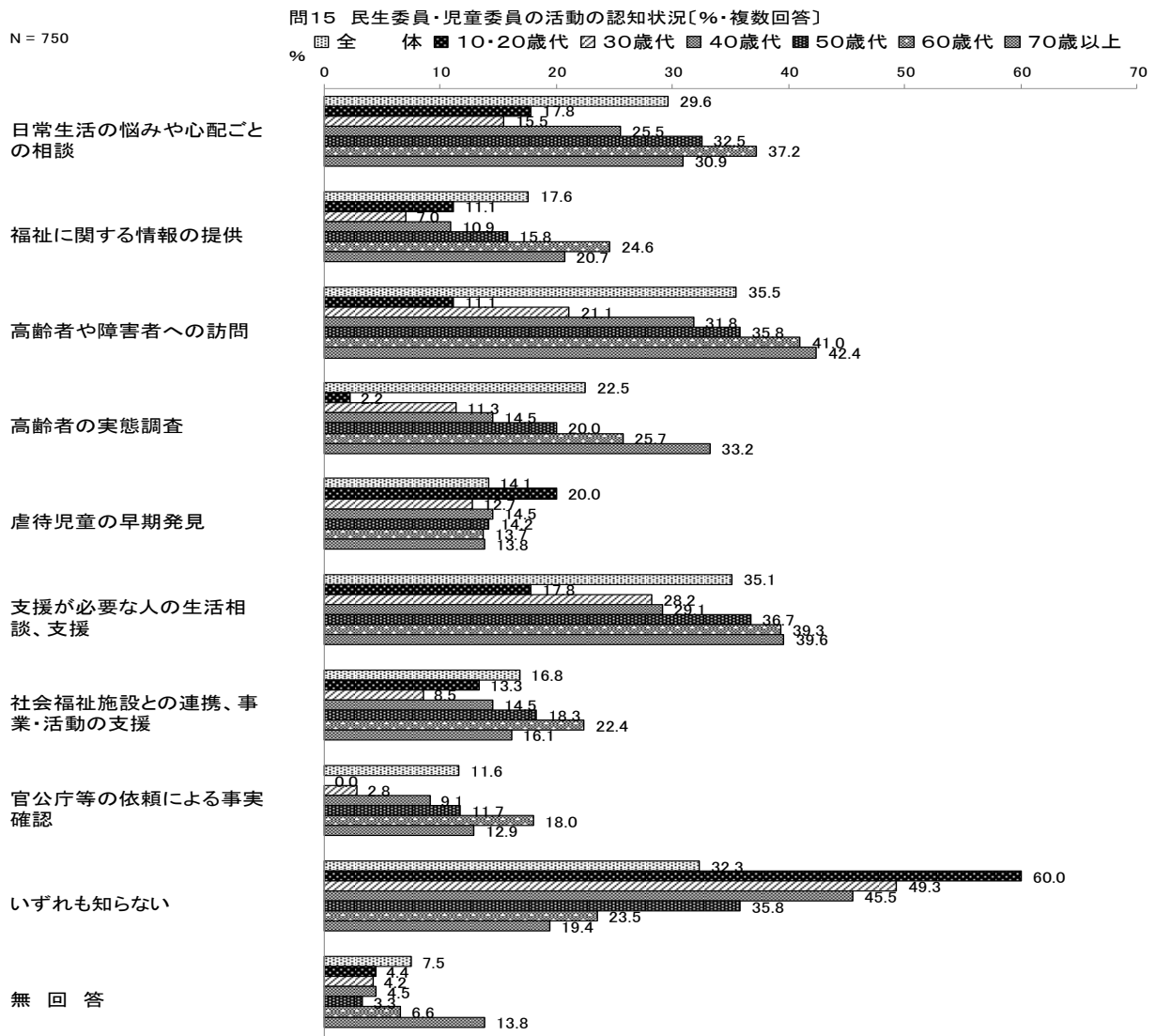
問 15 民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざして、様々な活動に取り組んでいます。民生委員・児童委員が行う活動として、あなたが知っているものを選んでください。

全体では、「高齢者や障害者への訪問」が 35.5%、「支援が必要な人の生活相談、支援」が 35.1%と高く、「いずれも知らない」が 32.3%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が 29.6%、「高齢者の実態調査」が 22.5%と続いている。

年代別では、「高齢者や障害者への訪問」は 10・20 歳代で 11.1%と低く、年代が上がるにつれ高くなり、70 歳以上で 42.4%である。同じく、「支援が必要な人の生活相談、支援」と「高齢者の実態調査」も 10・20 歳代でそれぞれ 17.8%、2.2%と低く、年代が上がるにつれ高くなり、70 歳以上でそれぞれ 39.6%、33.2%である。「いずれも知らない」は 10・20 歳代で 60.0%と高く、年代が上がるにつれ低くなり、70 歳以上で 19.4%である。「日常生活の悩みや心配ごとの相談」は 10・20 歳代と 30 歳代で 15%程度と低い。

地域活動参加状況別では、参加していない回答者は「いずれも知らない」が 47.6%と高い。

地域の民生委員・児童委員を知らない回答者で、「いずれも知らない」が 41.8%と高い。

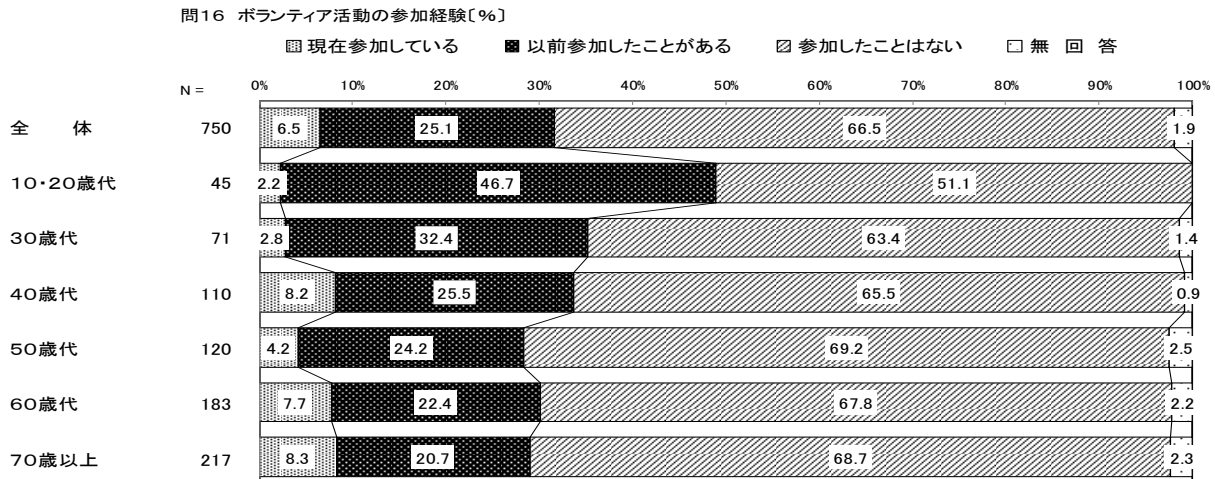


問 16 今までに、ボランティア活動に参加したことがありますか。

全体では、「参加したことはない」が 66.5%と半数を超え、「以前参加したことがある」が 25.1%、「現在参加している」が 6.5%である。

年代別では、10・20 歳代で「以前参加したことがある」が 46.7%と高く、「参加したことはない」が 51.1%と低い。

職業別では、「以前参加したことがある」は学生で 75.0%、公務員・団体等職員と商工業等の自営業で 35%程度回答されている。



問 16-1 【前問で 1. または 2. を回答した方】どのような活動に参加しましたか。

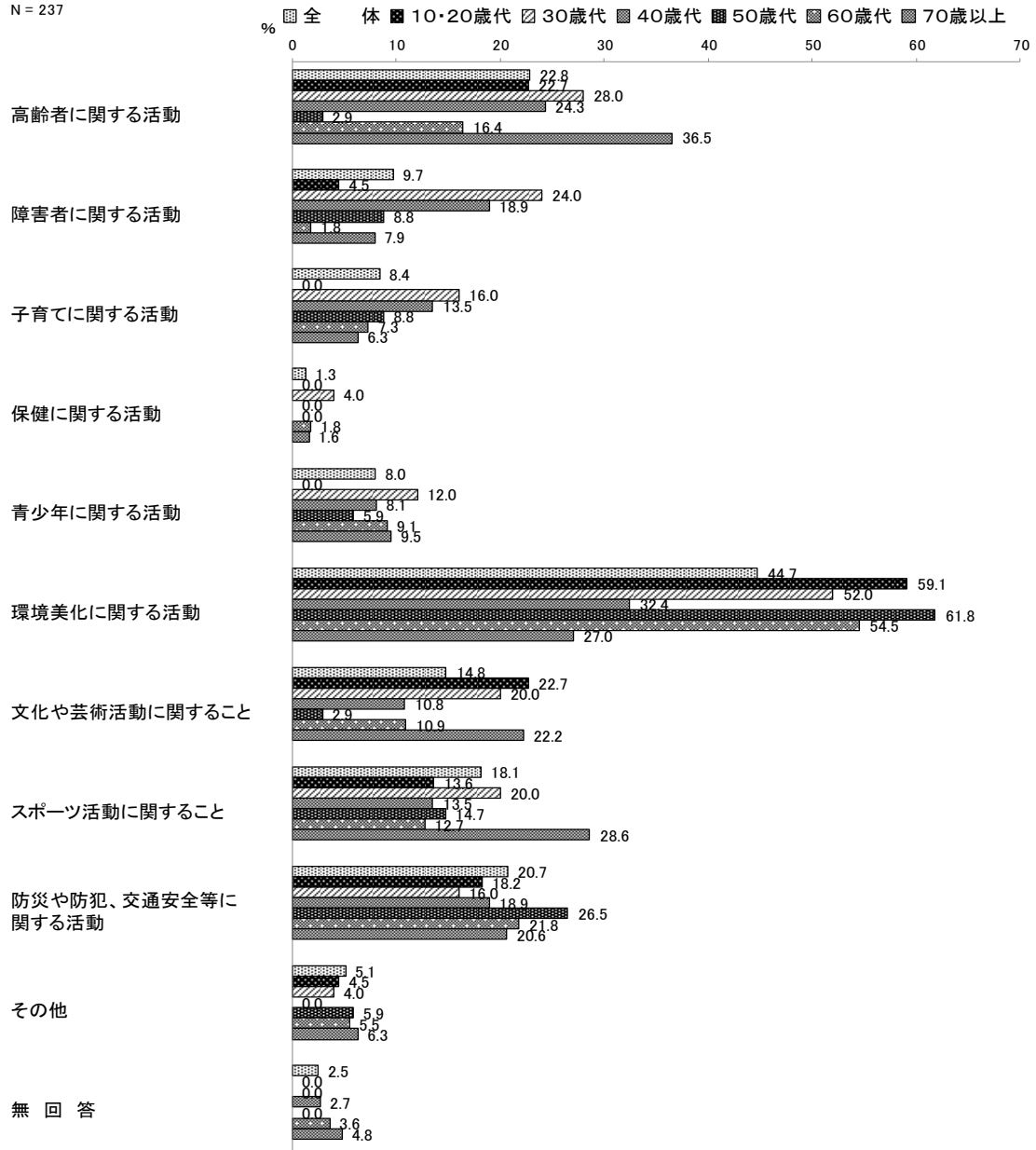
全体では、「環境美化に関する活動」が 44.7%と最も高く、「高齢者に関する活動」が 22.8%、「防災や防犯、交通安全等に関する活動」が 20.7%と続いている。前回調査に比べ、「環境美化に関する活動」が 11.7 ポイント高くなっている。

年代別では、「環境美化に関する活動」は 10・20 歳代と 50 歳代で 60%前後、「高齢者に関する活動」は 70 歳以上で 36.5%と高い。その他、「スポーツ活動に関すること」は 70 歳以上で 28.6%、「障害者に関する活動」は 30・40 歳代で 20%前後と高い。

性別では、「環境美化に関する活動」と「防災や防犯、交通安全等に関する活動」は男性でそれぞれ 50.8%、27.7%と女性(37.7%、12.3%)より高い。「高齢者に関する活動」は女性で 32.1%と男性(15.4%)より高い。

N = 237

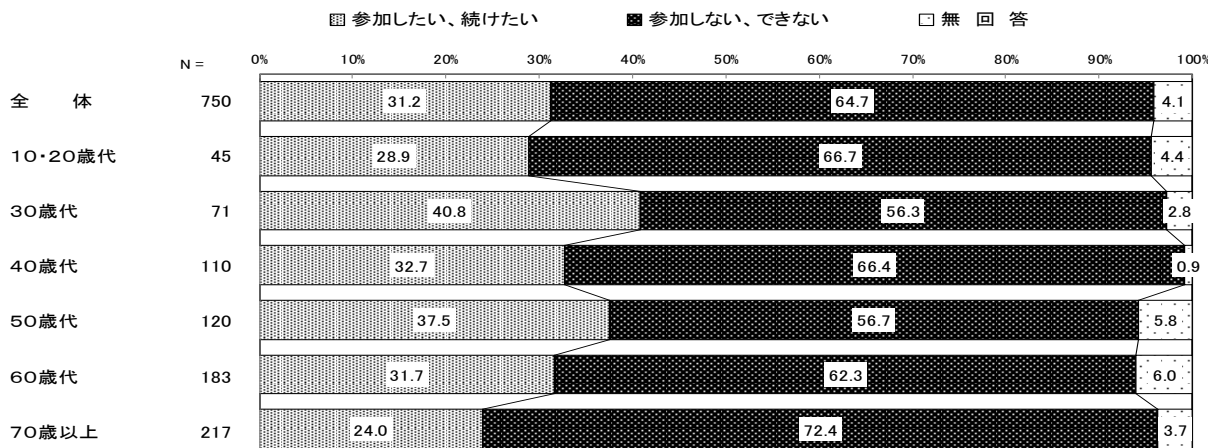
問16-1 参加している(いた)活動〔%・複数回答〕



問 17 今後(も)、ボランティア活動に参加したいと思いますか。

全体では、「参加しない、できない」が64.7%と高く、「参加したい、続けたい」は31.2%である。
 年代別では、「参加したい、続けたい」は30歳代で40.8%とやや高い。
 職業別では、「参加したい、続けたい」は公務員・団体等職員で53.7%と高い。

問17 ボランティア活動への参加意向〔%〕

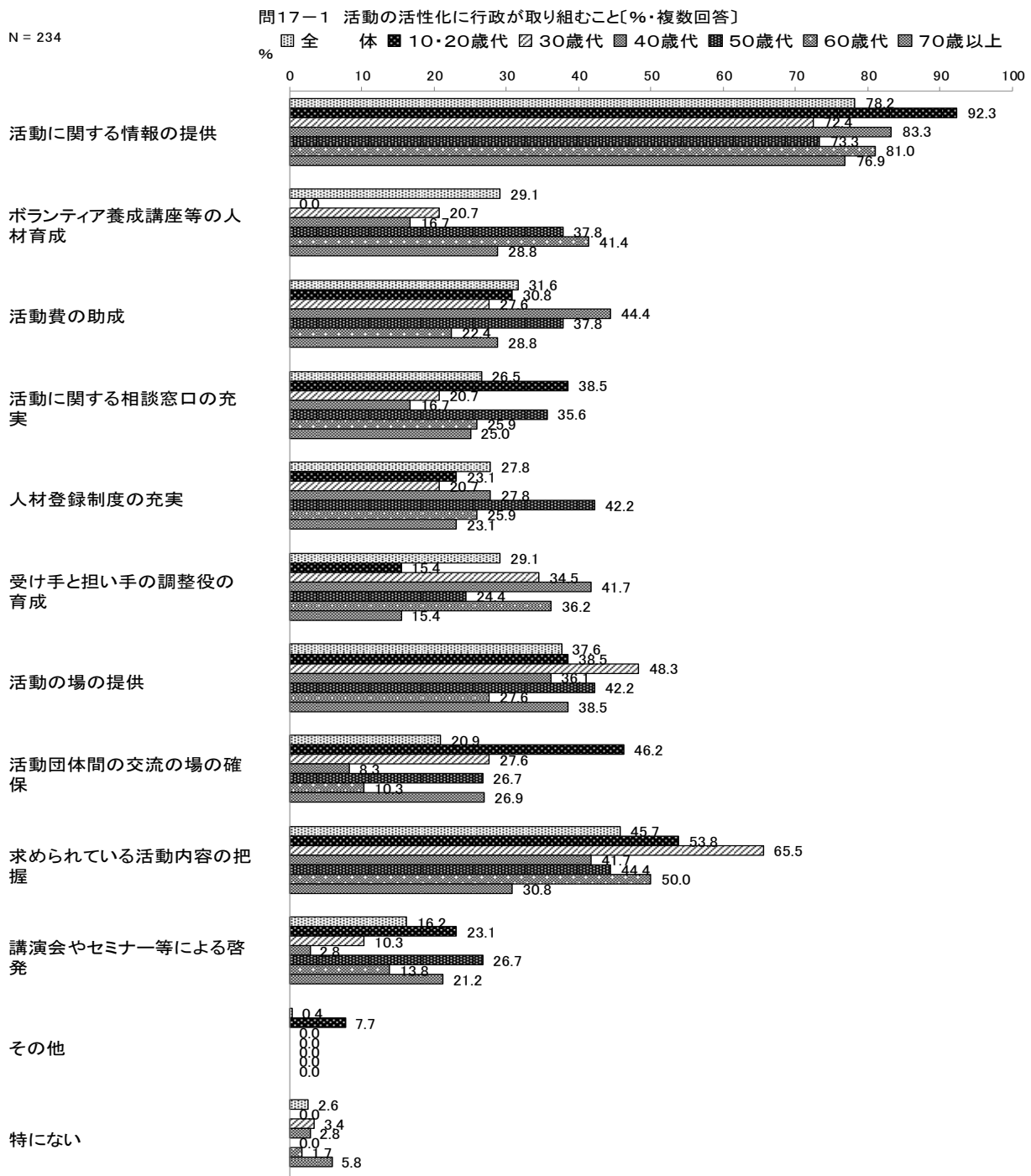


問 17-1 【前問で 1. を回答した方】 ボランティア活動を活性化するためには、行政・関係機関はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。

全体では、「活動に関する情報の提供」が 78.2%と最も高く、「求められている活動内容の把握」が 45.7%、「活動の場の提供」が 37.6%、「活動費の助成」が 31.6%と続いている。前回調査に比べ、「活動に関する情報提供」が 17.5 ポイント、「求められている活動内容の把握」が 15.2 ポイント高くなっている。

年代別では、「活動に関する情報の提供」は 10・20 歳代で 92.3%、「求められている活動内容の把握」と「活動の場の提供」は 30 歳代でそれぞれ 65.5%、48.3%、「活動費の助成」は 40 歳代で 44.4%と高い。

性別では、「ボランティア養成講座等の人材育成」は男性で 35.0%と女性の 22.7%に比べ高い。



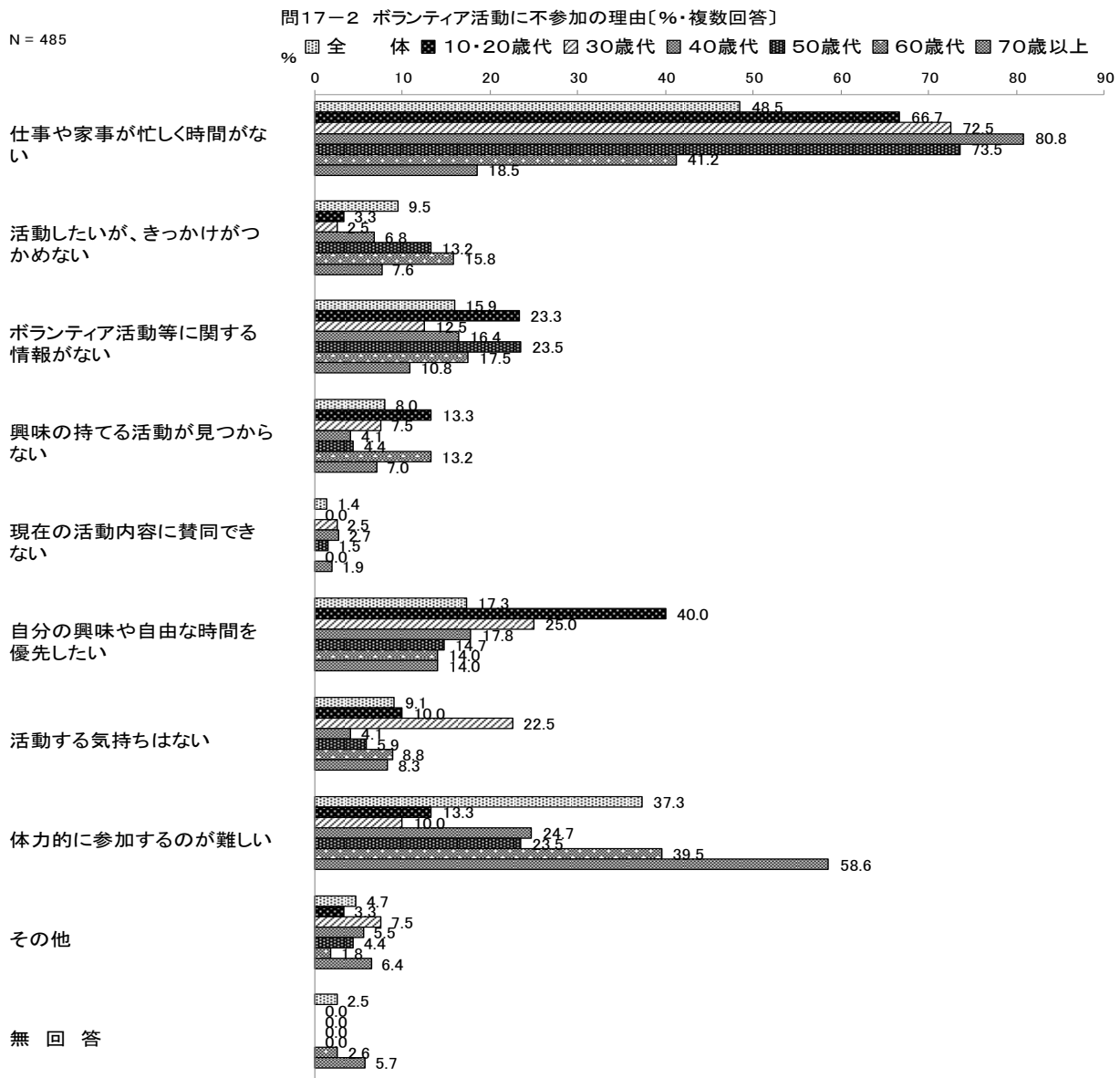
問 17－2 【問 17 で 2. を回答した方】 参加しない、参加できない主な理由は何ですか。

全体では、「仕事や家事が忙しく時間がない」が 48.5%と最も高く、「体力的に参加するのが難しい」が 37.3%、「自分の興味や自由な時間を優先したい」が 17.3%、「ボランティア活動等に関する情報がない」が 15.9%と続いている。

年代別では、「仕事や家事が忙しく時間がない」は 50 歳代以下で 65%を超えて高い。「体力的に参加するのが難しい」は 70 歳以上で 58.6%、「自分の興味や自由な時間を優先したい」は 10・20 歳代で 40.0%と高い。

性別では、「体力的に参加するのが難しい」は女性で 43.4%と男性(29.6%)より高い。

世帯構成別では、「仕事や家事が忙しく時間がない」は親と子の2世代世帯で 63.5%と高い。



5 かすみがうら市社会福祉協議会

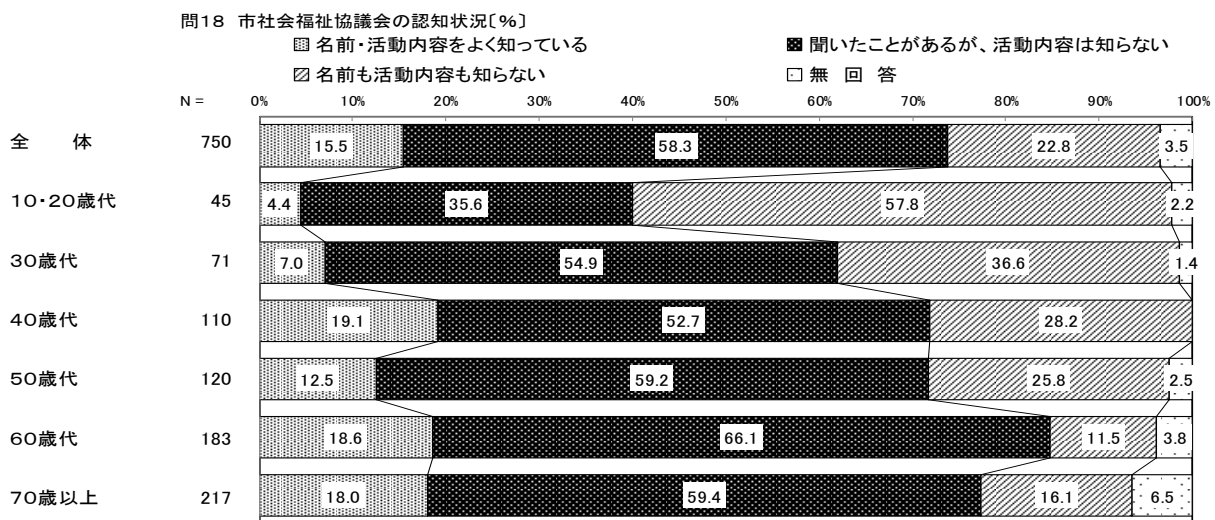
問 18 あなたは「社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会」を知っていますか。

全体では、「聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が 58.3%と 6 割近くを占め、「名前も活動内容も知らない」が 22.8%、「名前・活動内容をよく知っている」が 15.5%である。

年代別では、10・20 歳代で「聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が 35.6%と低く、「名前も活動内容も知らない」が 57.8%と高い。

世帯構成別では、「名前も活動内容も知らない」はひとり暮らし世帯で 40.2%と高い。

地域活動参加状況別では、参加していない回答者は「名前も活動内容も知らない」が 39.6%と高い。



問 18-1 【前問で 1. または 2. を回答した方】かすみがうら市社会福祉協議会の行う事業で知っているものをお答えください。

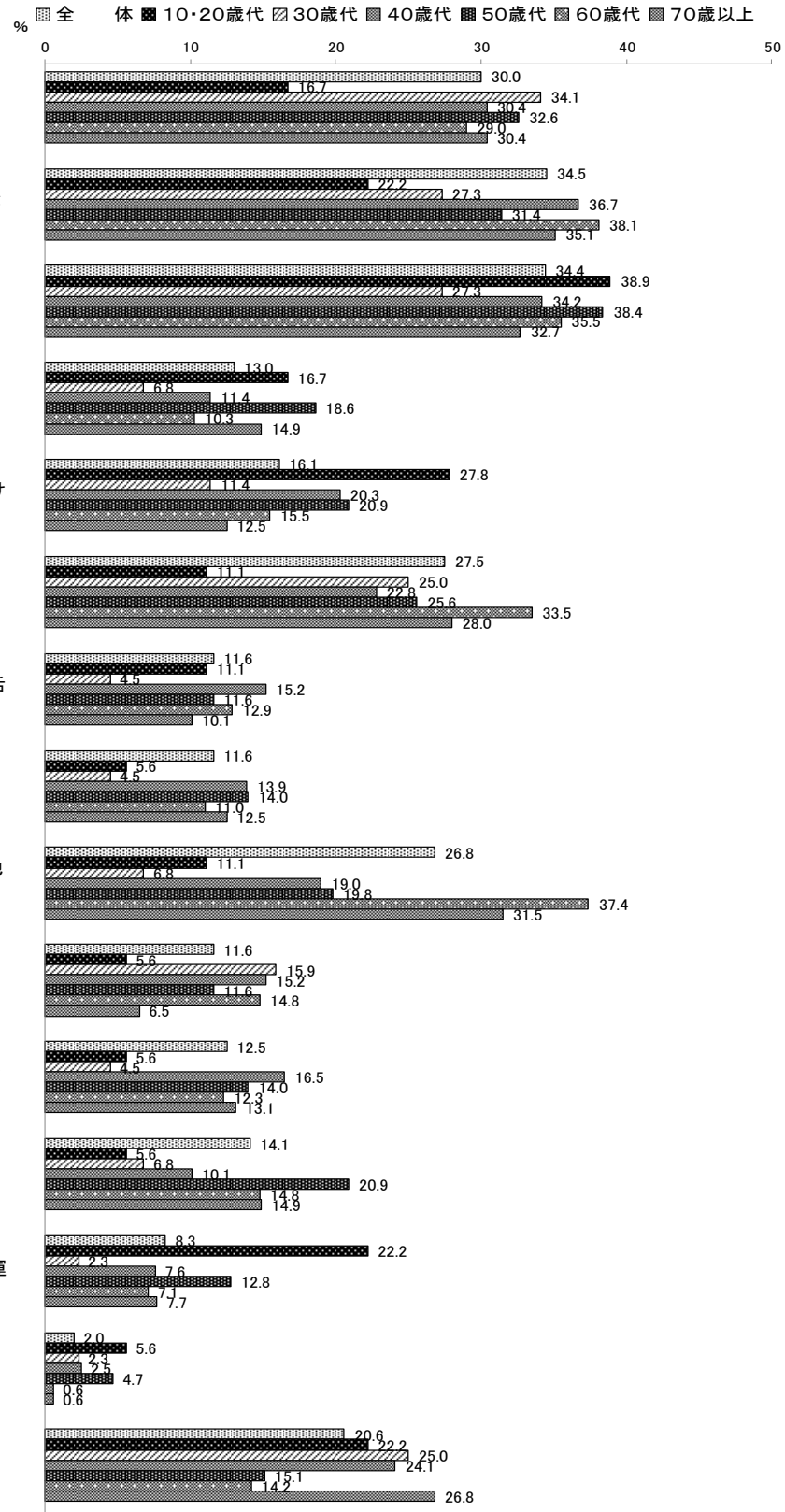
全体では、「在宅で健やかに生活することを支援する活動」が 34.5%、「生活や福祉に関わる相談事業」が 34.4%と同程度で高く、「地域でのふれあい活動」が 30.0%、「福祉情報を皆さんに広く伝える活動」が 27.5%、「福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動」が 26.8%と続いている。

年代別では、「福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動」は、60 歳代で 37.4%と高い。

世帯構成別では、「福祉情報を皆さんに広く伝える活動」はひとり暮らし世帯で 38.3%と高い。

N = 553

問18-1 市社会福祉協議会事業の認知状況〔%・複数回答〕

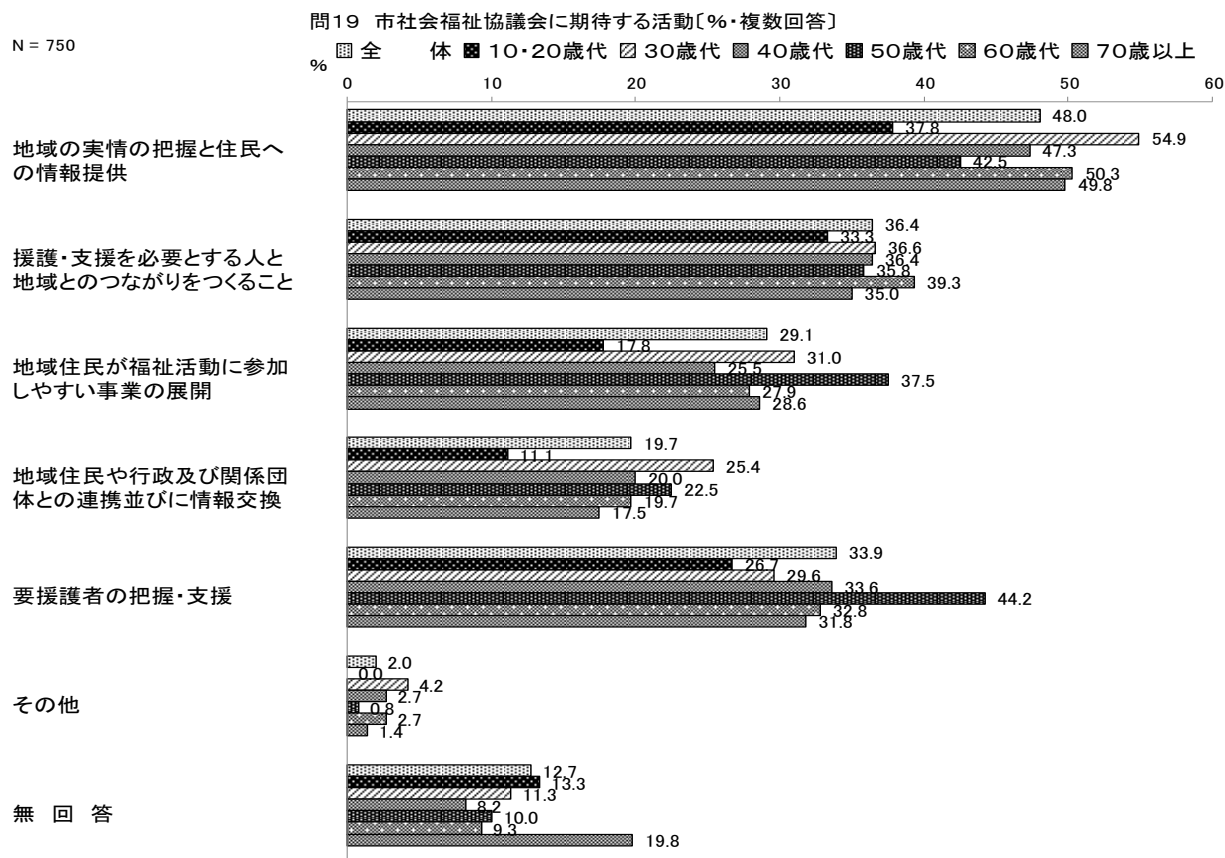


問 19 かすみがうら市社会福祉協議会にどのような活動を期待しますか。

全体では、「地域の実情の把握と住民への情報提供」が 48.0%と最も高く、「援護・支援を必要とする人と地域とのつながりをつくること」が 36.4%、「要援護者の把握・支援」が 33.9%と続いている。

年代別では、「地域の実情の把握と住民への情報提供」は 10・20 歳代で 37.8%と低く、「要援護者の把握・支援」は 50 歳代で 44.2%と高い。

市社会福祉協議会の認知状況別では、名前・活動内容をよく知っている回答者はいずれも高く、特に「援護・支援を必要とする人と地域とのつながりをつくること」は 48.3%、「地域住民や行政及び関係団体との連携並びに情報交換」は 34.5%と高い。



6 暮らしのこと・災害時のことなど

問 20 毎日の暮らしの中で、悩みや不安を感じていることはありますか。

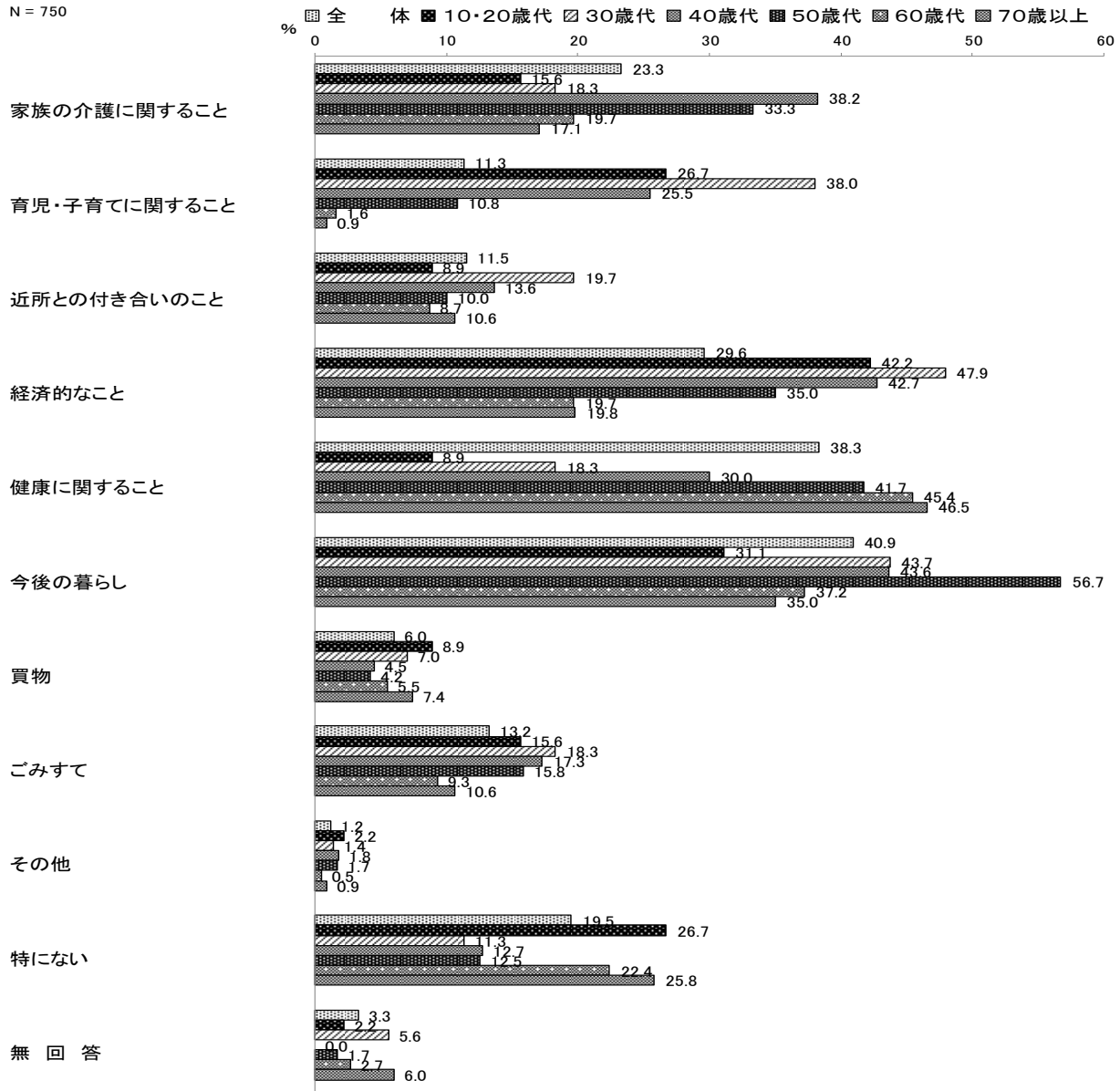
全体では、「今後の暮らし」が 40.9%、「健康に関すること」が 38.3%と同程度で高く、「経済的なこと」が 29.6%、「家族の介護に関すること」が 23.3%と続いている。

年代別では、「今後の暮らし」は 50 歳代で 56.7%と高い。「健康に関すること」は年代が上がると高くなり、70 歳以上では 46.5%である。「経済的なこと」は 10・20 歳代、30 歳代と 40 歳代で 40%を超えて高い。「家族の介護に関すること」は 40・50 歳代で 35%前後と高い。その他、「育児・子育てに関すること」は 40 歳代以下で 25%を超えて高い。

職業別では、「健康に関すること」は無職と農林漁業等の自営業で 50%を超え、「経済的なこと」は無職と学生で 40%を超えて高い。

N = 750

問20 暮らしの中での悩みや不安なこと〔%・複数回答〕



問 21 地震や水害などの災害時の対策について不安に感じることは何ですか。

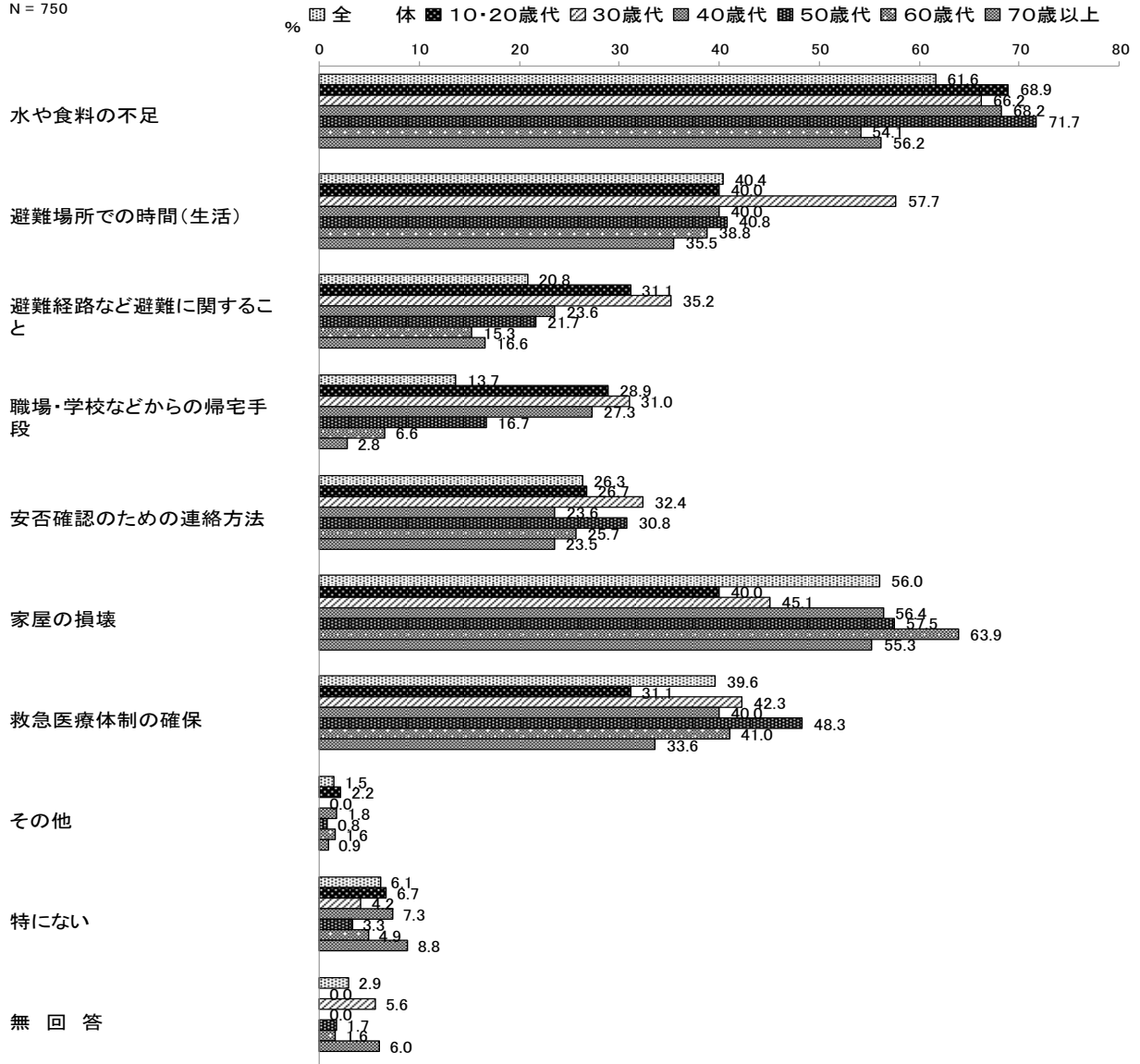
全体では、「水や食料の不足」が 61.6%と最も高く、「家屋の損壊」が 56.0%、「避難場所での時間(生活)」が 40.4%、「救急医療体制の確保」が 39.6%と続いている。

年代別では、「水や食料の不足」は 50 歳代で 71.7%と高い。「家屋の損壊」は 30 歳代以下で 45%程度と低い。「避難場所での時間(生活)」は 30 歳代で 57.7%と高い。

性別では、「水や食料の不足」と「避難場所での時間(生活)」は女性でそれぞれ 66.6%、45.3%と男性(56.4%、34.7%)に比べ高い。

N = 750

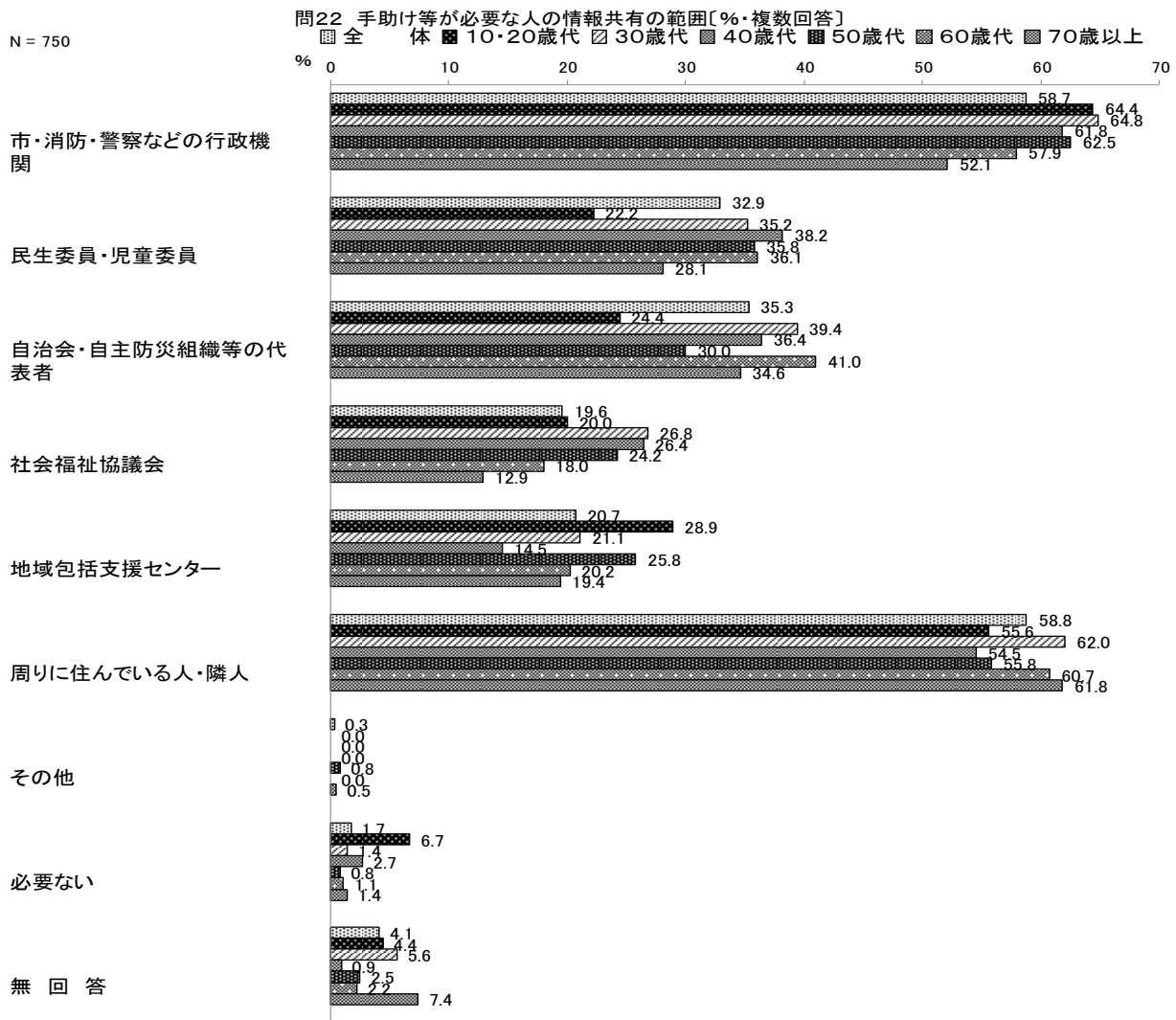
問21 災害時対策について不安なこと〔%・複数回答〕



問 22 災害時の避難の手助けや日常の見守りが必要な人の情報を地域で共有することについて、どの範囲(組織)に知っておいてもらった方がよいと思いますか。

全体では、「周りに住んでいる人・隣人」が 58.8%、「市・消防・警察などの行政機関」が 58.7%と同程度で高く、「自治会・自主防災組織等の代表者」が 35.3%、「民生委員・児童委員」が 32.9%と同程度で続いている。

性別では、「市・消防・警察などの行政機関」は男性で 63.9%と女性(53.6%)より高い。「地域包括支援センター」は女性で 25.6%と男性(15.3%)より高い。



問 23 新型コロナウイルス感染症拡大により、生活の中であなたが困っていることはありますか。

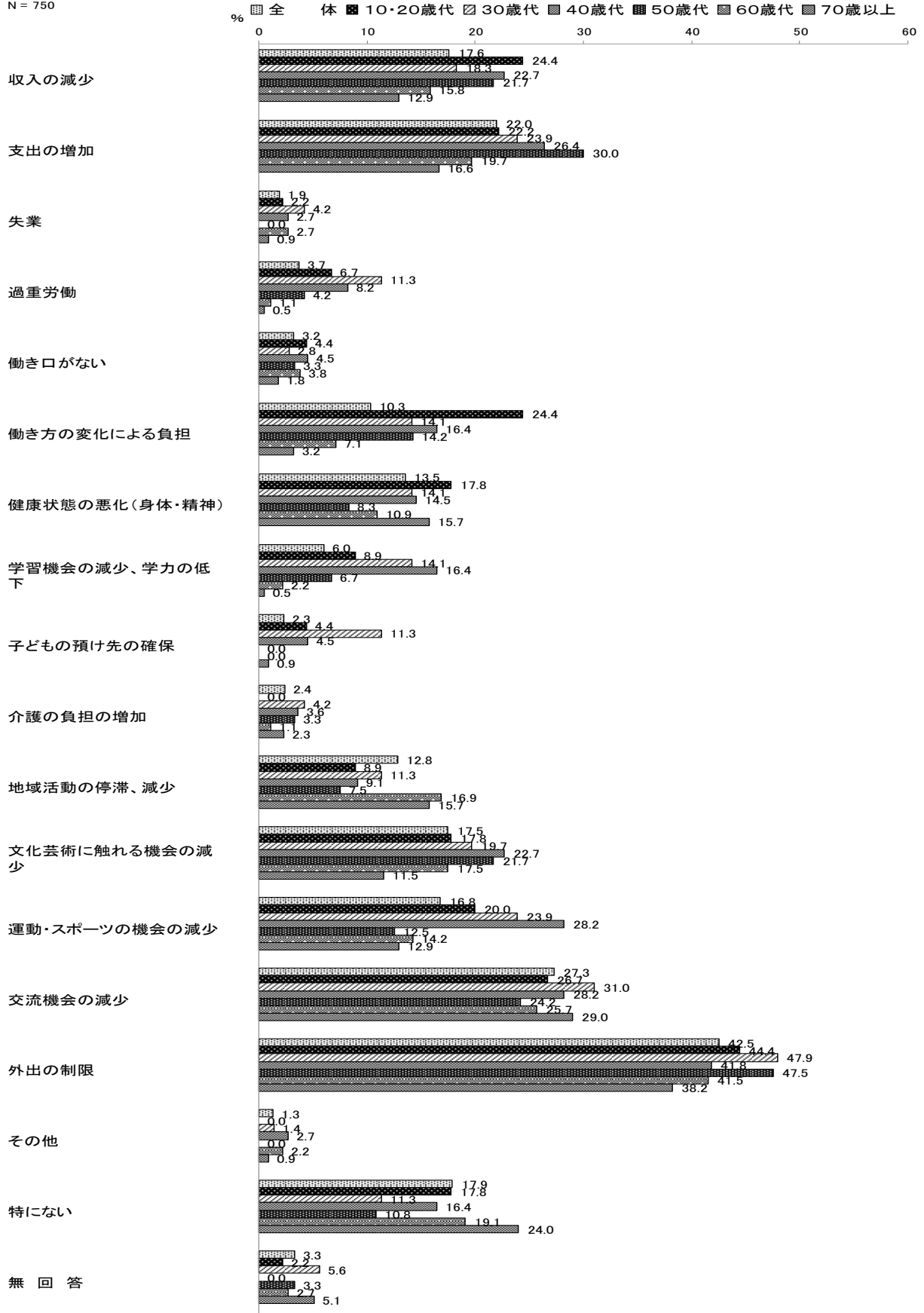
全体では、「外出の制限」が 42.5%と最も高く、「交流機会の減少」が 27.3%、「支出の増加」が 22.0%と続いている。

年代別では、「運動・スポーツの機会の減少」が 40 歳代で 28.2%、「働き方の変化による負担」が 10・20 歳代で 24.4%と高い。

職業別では、「外出の制限」は公務員・団体等職員と専業主婦・主夫で 50%を超え、「交流機会の減少」は学生と公務員・団体等職員で 40%前後と高い。その他、「収入の減少」は商工業等の自営業で 58.8%、その他で 28.6%と高い。

N = 750

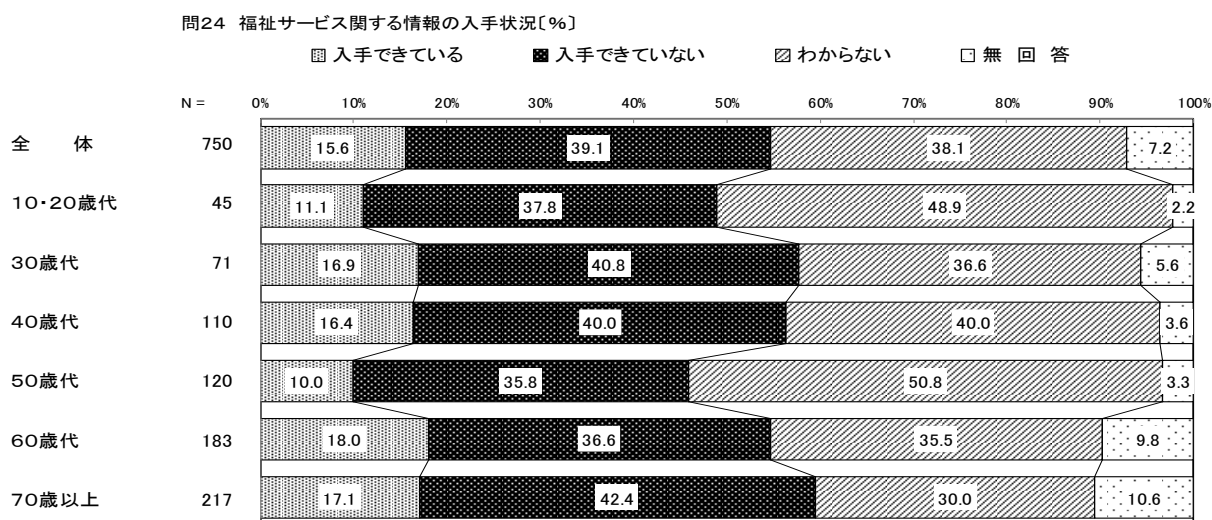
問23 感染症拡大で困っていること[%・複数回答]



7 福祉サービス等

問 24 あなたは、福祉サービスに関する情報を入手できていると思いますか。

全体では、「入手できていない」が 39.1%、「わからない」が 38.1%と高く、「入手できている」が 15.6%である。



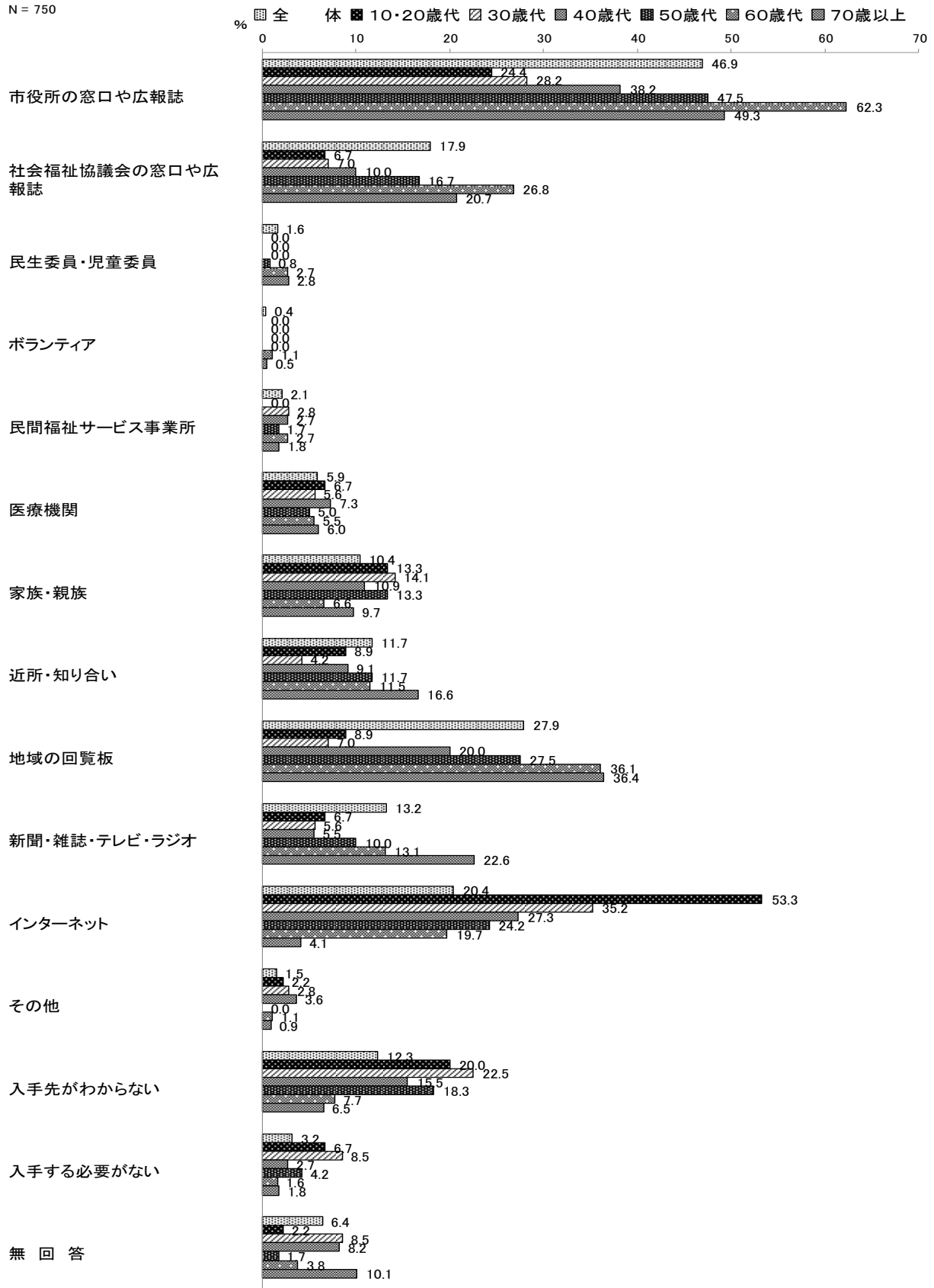
問 25 あなたは、福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。

全体では、「市役所の窓口や広報誌」が 46.9%と最も高く、「地域の回覧板」が 27.9%、「インターネット」が 20.4%、「社会福祉協議会の窓口や広報誌」が 17.9%と続いている。

年代別では、「市役所の窓口や広報誌」は 60 歳代で 62.3%と高く、30 歳代以下で 25%前後と低い。「インターネット」は 10・20 歳代で 53.3%と高く、年代が上がると低くなる。

N = 750

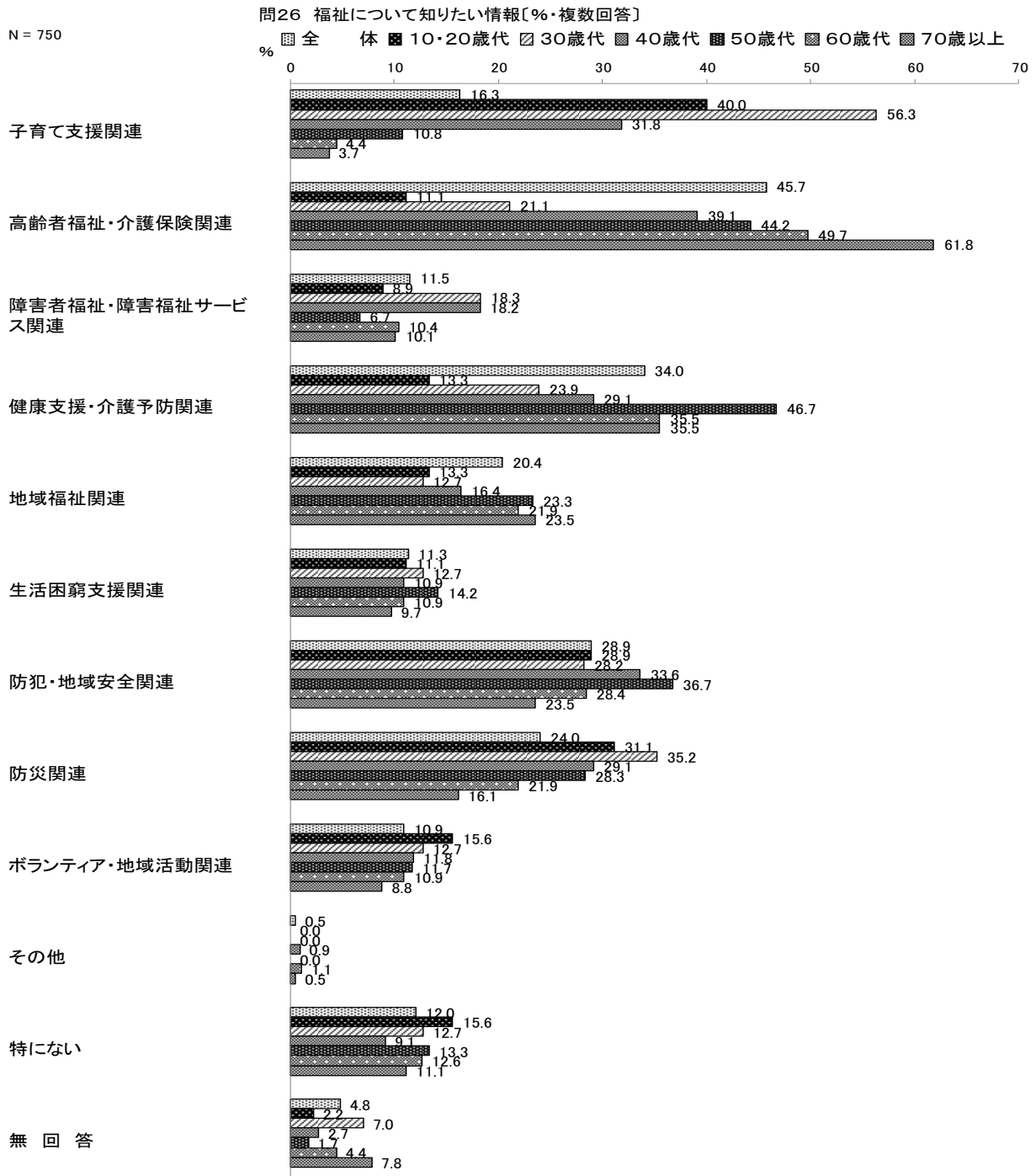
問25 福祉サービスに関する情報の入手先[%・複数回答]



問 26 福祉について、どのような情報を知りたいですか。

全体では、「高齢者福祉・介護保険関連」が 45.7%と最も高く、「健康支援・介護予防関連」が 34.0%、「防犯・地域安全関連」が 28.9%、「防災関連」が 24.0%と続いている。

年代別では、「高齢者福祉・介護保険関連」は年代が上がる则高くなり、70 歳以上は 61.8%である。「健康支援・介護予防関連」は 50 歳代で 46.7%と高い。「防災関連」は 30 歳代で 35.2%と高い。その他、「子育て支援関連」は 40 歳代以下で 30%を超えて高い。

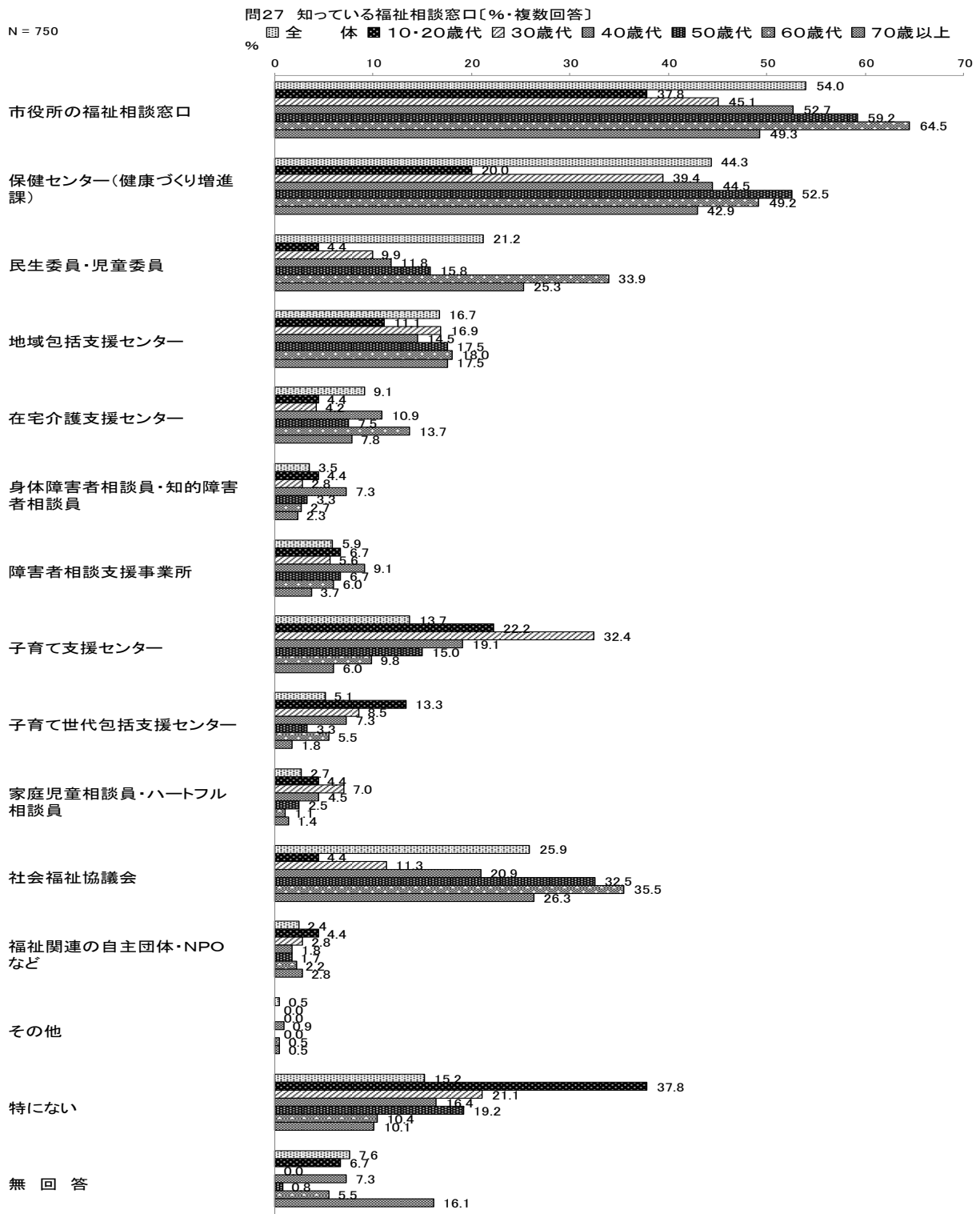


問 27 福祉相談窓口などで知っているものをお答えください。

全体では、「市役所の福祉相談窓口」が 54.0%、「保健センター(健康づくり増進課)」が 44.3%と高く、「社会福祉協議会」が 25.9%、「民生委員・児童委員」が 21.2%と続いている。

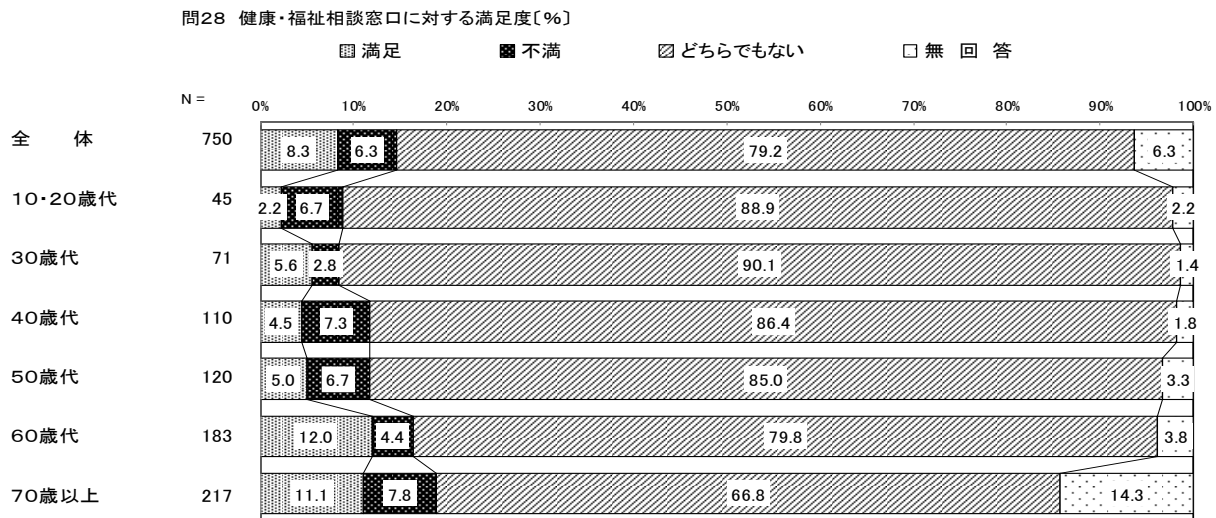
年代別では、「市役所の福祉相談窓口」、「社会福祉協議会」と「民生委員・児童委員」は年代が上がるとう認知度が高まり、60 歳代はそれぞれ 64.5%、35.5%、33.9%である。「子育て支援センター」は 30 歳代で 32.4%と高い。

性年齢別では、「保健センター(健康づくり増進課)」は女性で 50.8%と男性(37.8%)より高く、特に 50 歳代の女性は 64.6%と高い。



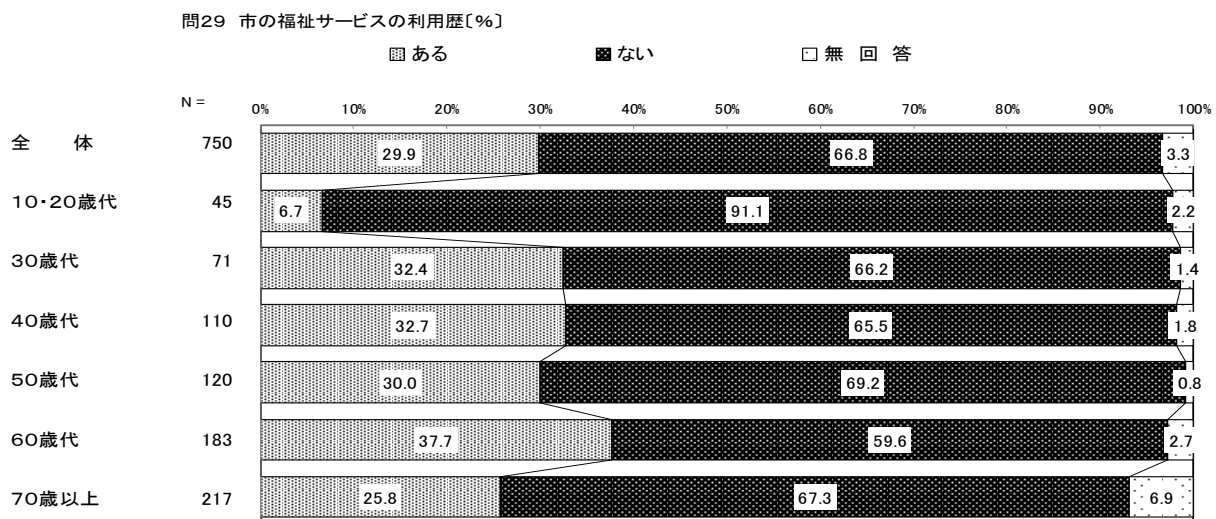
問 28 健康・福祉に関する相談窓口について満足していますか。

全体では、「満足」が 8.3%、「不満」が 6.3%である。



問 29 これまでに、あなたやあなたの家族はかすみがうら市で実施している福祉サービス(高齢者・介護保険・障害者・児童福祉サービス等)を利用したことがありますか。

全体では、「ない」が 66.8%と高く、「ある」が 29.9%である。



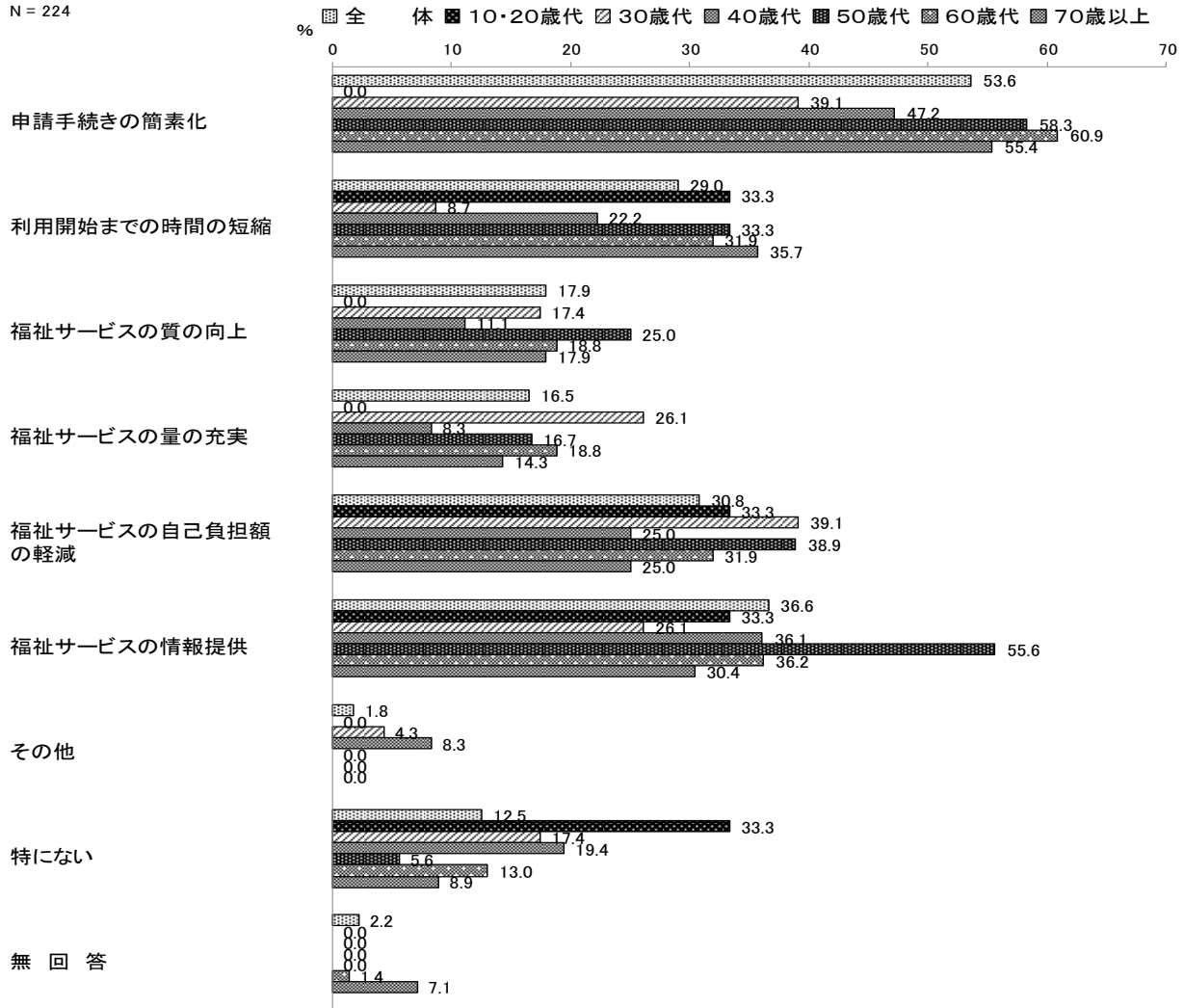
問 29-1【前問で 1. を回答した方】福祉サービスの利用に関して改善してほしいと思うことはありますか。

全体では、「申請手続きの簡素化」が 53.6%と最も高く、「福祉サービスの情報提供」が 36.6%、「福祉サービスの自己負担額の軽減」が 30.8%、「利用開始までの時間の短縮」が 29.0%と続いている。前回調査に比べ、「申請手続きの簡素化」が 12.0 ポイント高くなっている。

年代別では、「福祉サービスの情報提供」は 50 歳代で 55.6%と高い。

N = 224

問29-1 福祉サービスの利用での改善点[%・複数回答]

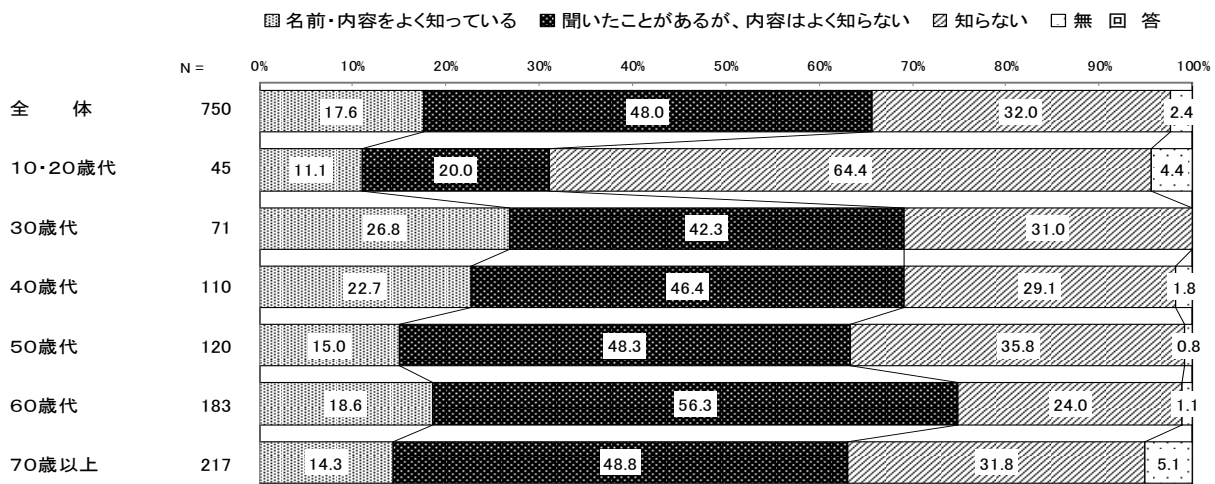


問 30 成年後見制度を知っていますか。

全体では、「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が 48.0%と半数近くを占め、「知らない」が 32.0%、「名前・内容をよく知っている」が 17.6%である。

世帯構成別では、「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」は親と子と孫の3世代世帯で 60.2%と高い。

問30 成年後見制度の認知状況[%]

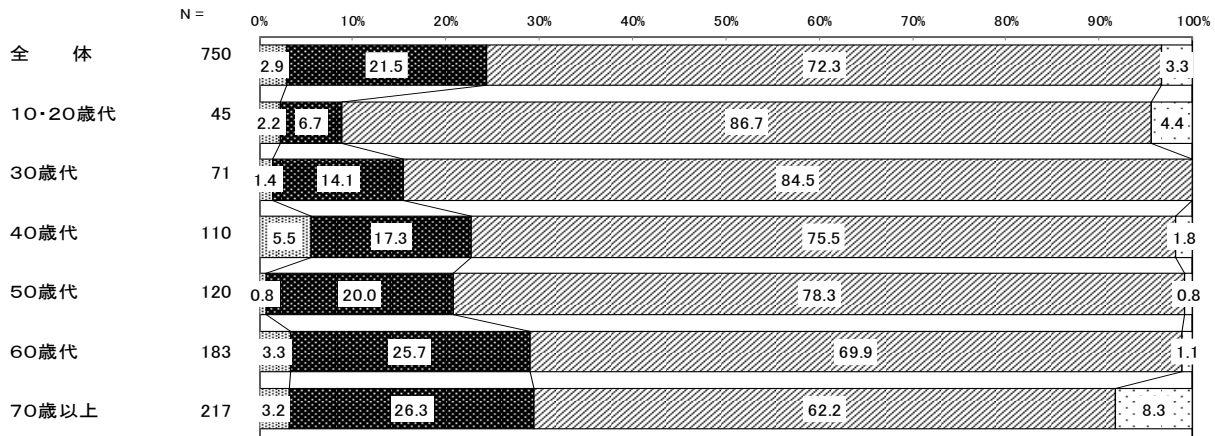


問 31 成年後見制度利用促進のための中核機関を知っていますか。

全体では、「知らない」が 72.3%と高く、「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が 21.5%、「名前・内容をよく知っている」が 2.9%である。

問31 成年後見制度利用促進のための中核機関の認知状況[%]

■ 名前・内容をよく知っている ■ 聞いたことがあるが、内容はよく知らない ▨ 知らない □ 無 回 答



問 32 ヤングケアラーを知っていますか。

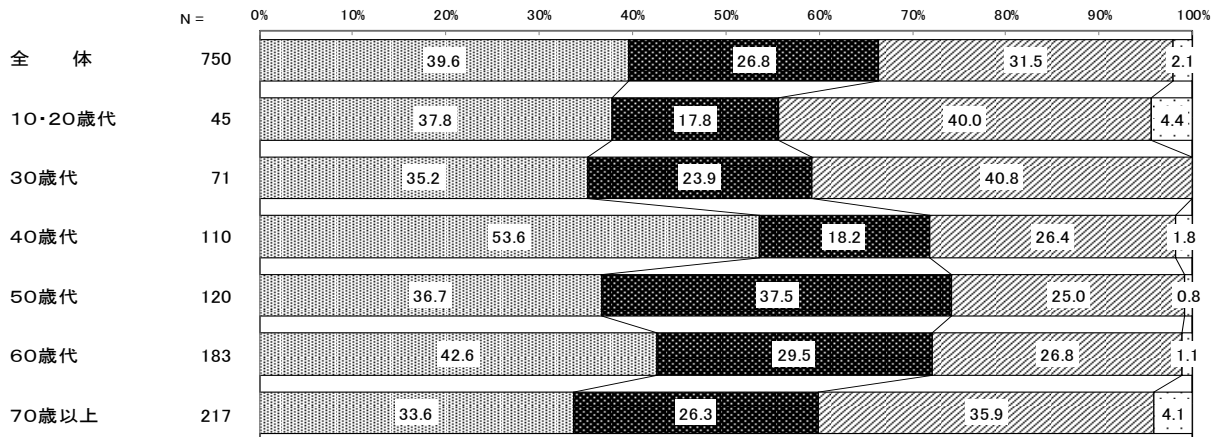
全体では、「名前・内容をよく知っている」が 39.6%と高く、「知らない」が 31.5%、「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が 26.8%である。

年代別では、「名前・内容をよく知っている」は 40 歳代で 53.6%と高い。

性別では、「名前・内容をよく知っている」は女性で 45.1%と男性(33.9%)より高い。

問32 ヤングケアラーの認知状況[%]

■ 名前・内容をよく知っている ■ 聞いたことがあるが、内容はよく知らない ▨ 知らない □ 無 回 答



問 33 公共施設、生活関連施設や鉄道等でバリアフリーに配慮した整備が進んでいますが、今後バリアフリー化が必要だと思うところはどこですか。

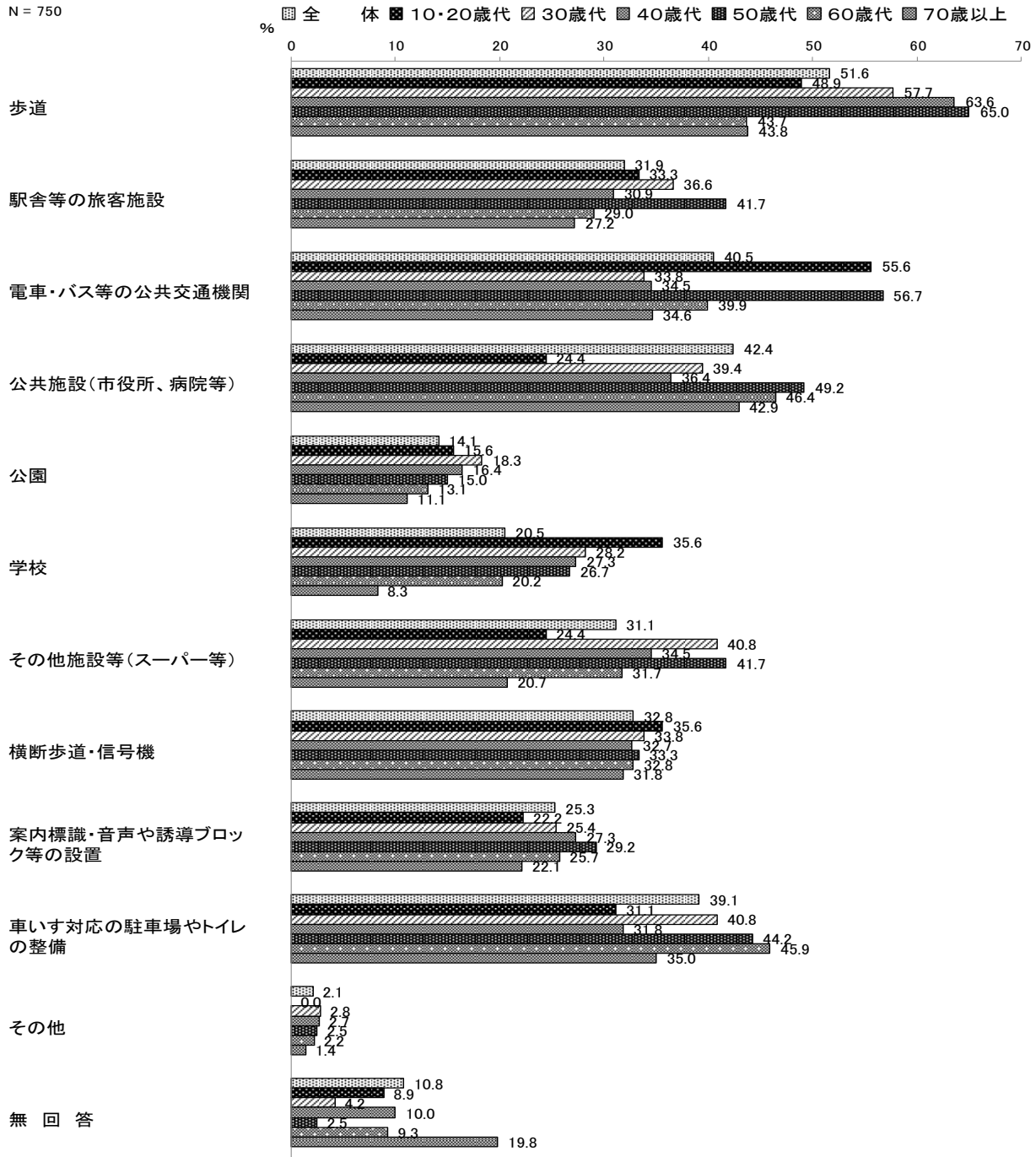
全体では、「歩道」が 51.6%と最も高く、「公共施設(市役所、病院等)」が 42.4%、「電車・バス等の公共交通機関」が 40.5%、「車いす対応の駐車場やトイレの整備」が 39.1%と同程度で続いている。

年代別では、「歩道」は 40・50 歳代で 60%を超え、「電車・バス等の公共交通機関」は 10・20 歳代と 50 歳代で 55%を超えて高い。

居住地域別では、「歩道」は下稲吉中学校区で 61.5%と高い。

N = 750

問33 今後バリアフリー化が必要な場所[%・複数回答]



問 34 今後、地域福祉を進めるために、かすみがうら市が取り組んでいくべきと思うことはどのようなことですか。

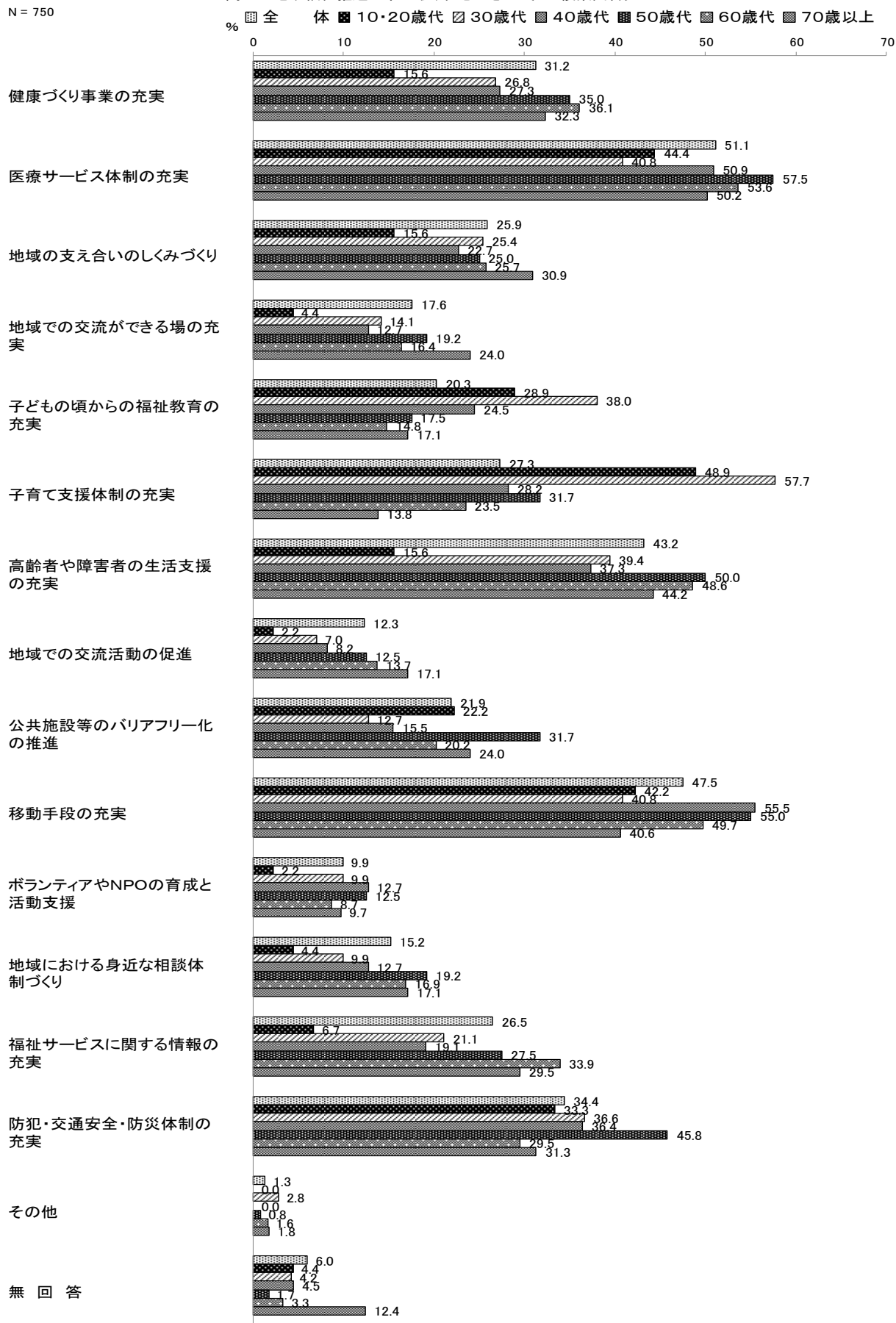
全体では、「医療サービス体制の充実」が 51.1%、「移動手段の充実」が 47.5%、「高齢者や障害者の生活支援の充実」が 43.2%と高く、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が 34.4%と続いている。

年代別では、「防犯・交通安全・防災体制の充実」は 50 歳代で 45.8%と高い。その他、「子育て支援体制の充実」は 30 歳代以下で 50%前後と高く、「子どもの頃からの福祉教育の充実」は 30 歳代で 38.0%と高い。

地域の範囲別では、中学校区を地域と考える回答者で「移動手段の充実」、「地域の支え合いのしくみづくり」と「子どもの頃からの福祉教育の充実」がそれぞれ 58.4%、41.6%、32.7%と高い。

N = 750

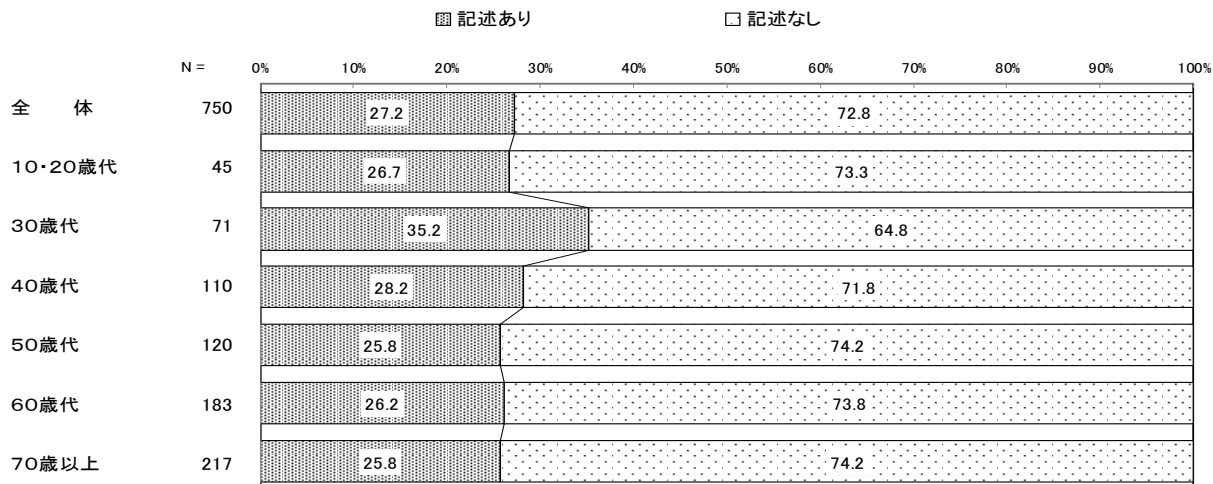
問34 地域福祉推進に市が取り組むべきこと[%・複数回答]



■ かすみがうら市の福祉行政やまちづくりについて、あなたのご意見やご要望を自由にお書きください。

全体では、「記述あり」が 27.2%で、主な意見は「福祉行政について」、「病院、施設、公園や田畑、空き家について」、「公共交通の便、移動手段の充実について」等である。

問35 自由意見



順位	内容	件数
1位	福祉行政について	45件
	福祉行政への課題がたくさんあることは実感しているが、具体的に目に見える運営をお願いしたい。身近な手助けをもらえる体制づくりや、サービスがあると良い。情報提供を頻繁に行ってほしい。市からの支援の内容をもっとわかるようにしてほしい。	
2位	病院、施設、公園や田畑、空き家について	33件
	かすみがうら市内には病院がないので、今後は医療サービスの充実を願う。旧千代田地区側の図書館等、文化施設の早期建設を要望する。旧小学校の活用について、取り組んでもらいたい。唯一楽しみにしていた地域住民の交流の場所がとり払われて、集うことができなくなってしまったので、学校の空き室等を利用できることを切に希望する。	
3位	公共交通の便、移動手段の充実について	25件
	バスの運営時間、本数を増やしてほしい。交通機関がない地域の交通手段の充実。高齢者が安心して、病院、買い物に行ける移動手段を充実してほしい。車の免許証の返納をした場合の交通手段などの充実（買い物、病院）。	
4位	道路・歩道等の整備について	21件
	踏切、ガードレールのない歩道等、通学路の安全確保をしてほしい。交差点や道路での停止線などがほとんど消えている。狭い道があるが、車のスピードが速い。道路や歩道が管理されていないので、雑草やゴミが散乱していて、自転車や歩きといった車以外での移動が困難である。	
5位	子育て支援について	11件
	子育て支援として、給食費を無料にしてほしい。母親学級の際などのホームページがとてもわかりにくいと思った。出産・子育て体制の確実な体制整備の充実が重要となる。子育て世代の負担を軽くしていただけるとありがたい。	

資 料 編

○かすみがうら市地域福祉計画策定委員会設置要項

平成 19 年 3 月 27 日訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 この訓令は、かすみがうら市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、かすみがうら市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査検討を行う。

- (1) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (2) 地域福祉計画策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他地域福祉計画策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 関係福祉施設の代表者
- (5) 関係福祉団体の代表者
- (6) 学校教育に関係のある者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画策定に係る事項の協議が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 第 1 回委員会の会議の招集は、前項の規定にかかわらず、市長が行う。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

○かすみがうら市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(令和4年11月現在)

	要項の規定	委員 役職	氏 名
1	学識経験者	つくば国際大学医療保健学部 准教授	◎山 本 哲 也
2	〃	川島医院 院長	川 島 房 宣
3	〃	市区長会長	西 尾 晴 男
4	市議会の議員	市議会 文教厚生委員	設 楽 健 夫
5	民生委員児童委員	市連合会会長(千代田地区会長)	富 田 博 美
6	〃	市連合会副会長(霞ヶ浦地区会長)	柳 澤 剛
7	関係福祉施設の代表者	社会福祉法人 聖朋会 ディサービスセンター あゆみ センター長	仲 澤 朋 子
8	〃	社会福祉法人 廣山会 認知症グループホーム プルミエールひたち 野管理者	木 村 和 弘
9	〃	社会福祉法人川惣会 しらうめ荘施設長	片 岡 真由美
10	〃	特定非営利活動法人 メロディハウス 児童発達支援管理責任者	甲 田 晶 子
11	関係福祉団体の代表者	かすみがうら市 手をつなぐ育成会会長 会長	○根目沢 浩 幸
12	〃	市社会福祉協議会事務局 事務局次長	岩 瀬 友 子
13	〃	市老人クラブ連合会 会長	佐 藤 俊 治
14	〃	市障害者福祉会 会長	中 島 隆 久
15	〃	市ボランティア連絡協議会 会長	田 崎 従 子
16	学校教育に関係のある者	市教育委員会指導主事 指導主事	金 子 聡

◎委員長 ◎副委員長

○かすみがうら市地域福祉計画策定経過

年月日	内容等
令和4年5～6月	地域福祉に関するアンケート調査の実施
// 6月	市内福祉関係事業所への意見聴取（社協）
// 11月18日	かすみがうら市地域福祉計画第4期策定委員会（第1回）
令和5年2月7日	かすみがうら市地域福祉計画第4期策定委員会（第2回）
// 3月2日～15日	パブリックコメントの実施
// 3月	かすみがうら市地域福祉計画第4期策定委員会（第3回）書面

